

設置の趣旨等を記載した書類（大学院薬学研究科）

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	P. 2
2. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称	P. 14
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	P. 14
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	P. 22
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P. 25
6. 施設、設備等の整備計画	P. 32
7. 基礎となる学部との関係	P. 35
8. 入学者選抜の概要	P. 36
9. 学外演習・実習の具体的計画	P. 39
10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	P. 41
11. 管理運営	P. 44
12. 自己点検・評価	P. 45
13. 情報の公表	P. 47
14. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修	P. 48
15. 転入学する学生への措置について	P. 50

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨

今般の薬学部及び大学院薬学研究科の設置は、既存の大学に新たに学部及び研究科を新設するのではなく、学校法人大阪医科薬科大学が設置している大阪医科大学と大阪薬科大学を統合することが目的である。そのための手続きとして、大阪医科大学に薬学部及び大学院薬学研究科を設置するものである。

大学統合の目的は、両大学を医学・薬学・看護学が連携・融和した先進的・専門的な教育・研究を推進し、それに基づく高度な医療体制を構築・提供する我が国有数の医療系総合大学へと発展させることである。

本法人は、平成28年に大学統合に先んじて法人合併を成し遂げたが、その検討段階よりこの2大学の統合を合併の目的としていた。

法人合併を検討していた数年前までは、設置者変更による大学統合・学部譲渡の制度が整備されていなかったこともあり、まずは学校法人の合併を先行させることとし、両大学間の教育・研究面での連携を深めるとともに、両大学の学生、教職員及び各々の同窓会や学生保護者、関係諸団体等のステークホルダーとの間で統合に向けた機運の醸成に努めてきたものである。

なお、設置する薬学部及び大学院薬学研究科は、令和元年5月10日文部科学省告示第1号「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示」及び令和元年5月13日元文科高第28号「私立学校法施行規則等の一部改正について（通知）」に基づき、現在の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持する他、教育課程や教員組織、学生支援体制等の全てを大阪薬科大学より承継することとしている。

また、薬学部及び大学院薬学研究科の設置と合わせ、大学名称を現在の法人名称と同様に「大阪医科薬科大学」へと変更することとしており、令和元年10月に名称変更に係る事前相談を実施し、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会より、届出による手続きで可能との結果を受けている。

※薬学部及び大学院薬学研究科の設置に係る具体的なスケジュールは以下の通り

1. 大阪医科大学に薬学部及び大学院薬学研究科の設置認可申請（令和2年3月）
2. 設置認可予定（令和2年8月）
3. 大学名称変更の届出（令和2年9月）
4. 大阪医科大学に薬学部及び大学院薬学研究科を新設（令和3年4月1日付）
5. 大阪薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科の全学生を大阪医科大学へ転学（令和3年4月1日付）
6. 大学名称を「大阪医科大学」から「大阪医科薬科大学」へ変更（令和3年4月1日付）
7. 大阪薬科大学を廃止（令和3年4月1日付）

(2) 設置に至る経緯

①学校法人の目的及び設置大学の沿革

平成 28 年 4 月、学校法人大阪医科大学（設置校：大阪医科大学、高槻中学校・高等学校）と、学校法人大阪薬科大学（設置校：大阪薬科大学）が法人合併し、学校法人大阪医科薬科大学（設置校：大阪医科大学、大阪薬科大学、高槻中学校・高等学校）となった。

学校法人大阪医科薬科大学の目的は、「学校教育法並びに私立学校法に従い、学校等を設置し、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践を通して、創造性と人間性豊かで人類の福祉と文化の発展に貢献する人材を育成すること」としている。

大阪医科大学は、昭和 2 年に設立された日本で最初の 5 年制医学専門学校である「大阪高等医学専門学校」を前身とする。昭和 21 年に旧制「大阪醫科大學」となり、その後昭和 27 年には医学部を有する新制「大阪医科大学」に移行し、昭和 34 年には大学院医学研究科医学専攻博士課程を設置、平成 22 年には看護学部を設置、平成 26 年には大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程及び同後期課程を設置した。また、令和 2 年度より大学院医学研究科に医科学専攻修士課程を設置（令和元年 8 月認可）する。

建学の精神を「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またその研究は実地の医療に活かすことで完成する。」と定め、「豊かな人間性を備え、人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材、変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材、及び地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材を育成するための教育を実践する」ことを目的として、これまでに、約 9,000 名の医師と約 4,500 名の看護師、2,302 名の博士（医学）、27 名の修士（看護学）及び 14 名の博士（看護学）を輩出してきた。

大阪薬科大学は、明治 37 年に設立された「大阪道修薬学校」を前身とする。その後、日本で最初の女子薬学専門学校である「帝国女子薬学専門学校」を経て、昭和 25 年には薬学部を有する新制「大阪薬科大学」となり、昭和 50 年には大学院薬学研究科を設置した。平成 18 年度からの薬学 6 年制への移行に伴い、現在の薬学部薬学科（6 年制）及び薬科学科（4 年制）を設置し、その完成年度に合わせ平成 22 年度には薬科学科（4 年制）を基礎とする薬科学専攻修士課程を、平成 24 年度には同修士課程（博士前期課程へ変更）に接続する博士後期課程と、薬学科（6 年制）を基礎とする薬学専攻博士課程（4 年制）を設置し、平成 30 年度からは薬科学科（4 年制）の学生募集を停止し、今日に至っている。

建学の精神を「自助自立した精神を涵養し、深く薬学の知識を授けることにより、豊かな人間性を備えた薬剤師・薬学人を養成し、もって人類の福祉と文化の向上に寄与する」と定め、「教育基本法及び学校教育法の規定に基づき広く知識を授けると共に深く薬学に関する教育研究を行い、有為な人材を育成し、人類の福祉と文化の向上に寄与する」ことを

目的として、これまでに、約 21,000 名の薬剤師等の薬学関連領域で活躍する人材と、1,007 名の修士、117 名の博士を輩出してきた。

②設置に至る経緯及び趣旨

平成 28 年 4 月の法人合併の目的は、「我が国の人口構造と社会情勢の変化を見据えて次世代を担う良質の医療人の養成、並びに医学・薬学・看護学が連携・融和する先進的医療体制の構築・提供を目指し、特色ある学際的教育・研究と新たなチーム医療教育を推進すると共に、魅力ある学校作りを行い、もって新法人大阪医科薬科大学の運営と経営の基盤を強化すること」であり、その効果をより高めるためには将来、両大学の統合が必須であるとの認識のもとにまずは法人合併を実現させたもので、合併当初はもとより、その検討段階から、法人合併より数年後の大学統合を視野に入れていた。

両大学は、それぞれが歴史と伝統のある大学であり、これまで優秀な人材の育成と研究成果の還元を通じて社会に貢献してきた。しかしながら、18 歳人口は 1992 年の約 205 万人をピークに 2009 年には約 121 万人まで減少し、その後は横ばいで推移していたところ、2018 年以降再び減少し、2024 年には約 106 万人まで減少すると予測されている。こうした人口構造の変化は国公私立を問わず、大学の置かれている環境をより厳しくするものであり、いずれ大学淘汰の時代の到来が予想される中、両大学の強みや特色を活かし、時代を先取りした我が国有数の医療系総合大学に発展させる必要があるとして、両大学を統合することを決定した。

両大学の統合により、人的資源と物的資源を効果的に活用し、前述した法人合併の目的である「次世代を担う良質の医療人の養成、並びに医薬看が連携・融和する先進的医療体制の構築・提供を目指し、特色ある学際的教育・研究と新たなチーム医療教育を推進する」ことを一層具現化させていく。

統合にあたっては、現時点で同一法人内の 2 大学を直接的に統合する制度は存在しないことから、大阪医科大学に薬学部を第 1・2・3・4・5・6 年次、大学院薬学研究科を薬学専攻博士課程は第 1・2・3・4 年次、薬科学専攻博士前期課程は第 1・2 年次、同博士後期課程は第 1・2・3 年次の同時開設として設置し、新入学生を受け入れるとともに、統合期日に在籍する大阪薬科大学の薬学部及び大学院薬学研究科の全学生を転学させた後、大阪薬科大学を廃止する計画としている。また、薬学部及び大学院薬学研究科の設置に合わせ、大学名称を大阪医科薬科大学に変更する。

なお、現在の大阪薬科大学の組織並びに校地並びに施設及び設備は、設置・統合の前後でその同一性を保持する他、教育課程や教員組織、学生支援体制等の全てを大阪薬科大学より承継することとし、転学する大阪薬科大学の在籍生が統合により不利益を被ることがないよう万全を期すこととしている。

(3) 大学院薬学研究科設置の必要性と各専攻の特徴

設置する大学院薬学研究科の母体となる大阪薬科大学では、平成18年より施行された新たな薬学教育制度に基づき、臨床・医療薬学領域の知識と実践的な技能の修得及び医療人としての自負と倫理を備えた薬剤師の育成を目的とする薬学部薬学科（6年制）と、それまでの薬学部が果たしてきた薬学系基礎教育に基づき、創薬研究者・技術者、環境衛生分野や行政等、多様な分野で活躍する人材の育成を目的とした薬学部薬科学科（4年制）を併設した。

さらに、平成22年に薬学部薬科学科（4年制）の卒業生を対象として大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程（2年制）を設置し、平成24年には、修士課程における教育研究を基盤に、それを深化・発展させるため同専攻に博士後期課程（3年制）を設置した。また、博士後期課程の設置に伴い、修士課程を博士前期課程へと改め、これまでに56名の修士、15名の博士を輩出してきた。

また、薬学部薬学科（6年制）の卒業生を対象として、平成24年に大学院薬学研究科薬学専攻博士課程（4年制）を設置し、これまでに9名の博士を輩出してきた。

設置する大学院薬学研究科は、上述の大阪薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻及び薬科学専攻より、その組織並びに校地並びに施設及び設備、教育課程や教員組織等の全てを変更なく承継するものとし、併せて設置する薬学部薬学科・薬科学科との連携・接続を維持し、大阪薬科大学から転学する学生が不利益を被ることのないよう配慮した計画としている。

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日中央教育審議会）では、大学院に求められる人材養成機能が次の4項目に整理されている。

- ① 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③ 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

さらに、同答申中の「医療系ワーキング・グループ報告書」において、医療系の大学院に関し、「今後における医療系大学院の在り方としては、およそ専攻単位程度で、研究者養成を主たる目的としているのか、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成を主たる目的としているのか、その目的と教育内容を明確にすることが必要である。」と指摘されている。

その後、「平成17年大学院答申」の検証結果を踏まえ取りまとめられた「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～答申」（平成23年1月31日中央教育審議会）では、医療系大学院が抱える諸課題の改善方策として、「医

療系大学院には、生涯にわたる医療人のキャリア形成の中核的な役割を果たすことが求められる。(中略) 高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開する必要がある。このため、他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある教育の展開が求められる。また、臨床研究は、医師をはじめとする多様な専門家のチームで行われることから、(中略) 実際の臨床研究の場を利用した教育が推進されることが望まれる。」と指摘されている。

これらの答申からも、薬学系大学院においては、特に創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者と、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成が求められているといえる。昨今の学術研究や医療技術の著しい進展と、それに伴う社会構造の急速な変化に対応するための、高度先進化する創薬研究・生命科学研究並びにその技術開発等に貢献する研究者と、臨床・医療薬学領域における高度な専門性を備えた薬剤師の養成に対する薬学系大学院への社会的なニーズは極めて高いものがある。

また、大学院薬学研究科の設置に際し、地域の医療機関や薬局、製薬関連企業や行政機関からの人材需要に関するアンケート調査を実施したところ、薬学専攻においては有効回答件数の97%の事業所が、薬科学専攻においては72%の事業所が「採用したいと思う」との回答を得た。これらの詳細については後述するが、いずれの専攻に対しても、社会からの人材需要の高さを窺い知ることができる。【資料1：大学院薬学研究科修了生に対する採用意向調査集計表】

これらを踏まえ、設置する大学院薬学研究科は、薬学専攻においては、医療現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師の養成を主たる目的とし、一方の薬科学専攻では、創薬科学及び生命科学を中心とする薬科学領域における研究者の養成を主たる目的とする。

各専攻の設置の趣旨、特徴は次のとおりである。

＜薬学専攻博士課程＞

新たな薬学教育制度においては、臨床・医療分野で活躍する優秀な人材、特に実践的な医療現場で活躍する薬剤師の養成教育の充実・発展が求められる。目覚ましく進歩する医療技術や医薬品開発分野において、医療現場で使用される医薬品の種類とその適応・効果について、副作用や相互作用等リスク面をも含めて熟知した上で、それらを科学的に説明できる専門家として医師や看護師等の医療従事者とともにチーム医療の中核となることが、これからの薬剤師の基本的かつ中心的役割である、と言える。

さらに、こうした医療現場はもとより、より広く医薬品の適正使用を確立するためには、医療情報の収集・管理や関係各方面への情報発信の過程において、医療機関、行政機関、企業や研究機関では、高度の専門知識と技能を備え、問題解決能力を発揮する人材が求め

られている。加えて、急激に変化する社会構造や年齢別人口構成、環境汚染や地球規模での感染症の拡大等は、医療関連領域におけるこれらに対応できる能力を備えた研究者や教育者を必要としている。

設置する大学院薬学研究科薬学専攻博士課程では、こうした多様な社会的要請に応えるため、臨床及び医療に密接に関連した高度の教育・研究の場を提供することを目的とする。

また、薬学専攻博士課程では、6年制薬学科の卒業生のほか、一定の教育水準を備えた他分野・他大学の修士課程修了者、社会で活躍する薬剤師に対しても教育・研究の場を提供することとしている。

加えて、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プランに事業採択された「ゲノム世代高度がん専門医療人の養成」に連携大学として参画する。これは、大阪大学を申請担当大学とする7大学（大阪大学、京都府立医科大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、和歌山県立医科大学、神戸薬科大学及び大阪薬科大学：大学統合後も大阪医科薬科大学薬学部として参画）が、相互に連携・補完することで教育を活性化し、がん医療を担う高度人材養成のための拠点を構築するものである。この取組みを大学院薬学専攻博士課程の理念に沿って具現化し、教育を行うために、薬学専攻博士課程に「がん専門薬剤師養成コース」を設置する。このコースでは、最新の技術や知見の習得だけでなく、大学院間の交流によって、関西の地域医療の連携を図り、さらに学生・教員の相互交流を推進することを可能にしている。なお、がん専門薬剤師は、日本医療薬学会が、がん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍する薬剤師を認定するものである。このコースでは、日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師研修施設と連携し、がんに対する基礎と応用の高い研究能力を身に付けるための臨床研修を実施し、がん医療の高度化・均てん化に貢献することのできる知識と技能、態度を修得できるよう、症例報告、症例検討に参加するといったことを通じて、がん専門薬剤師となるための基盤教育を行うものである。ついては、このコースを修了することにより直ちにがん専門薬剤師として認定されるものではないが、日本医療薬学会が定めるがん専門薬剤師認定制度規程及び細則には、学術論文の作成や学会発表に係る一定の実績を積み上げることが定められているため、このコースでの学修成果はがん専門薬剤師としての認定申請に資するものである。

薬学専攻博士課程の定員は3名であり、「がん専門薬剤師養成コース」に定員は設けない。「がん専門薬剤師養成コース」は博士課程を基本に課程内の研究領域も同一として設置し、具体的な教育課程の一部に特色を持たせた編成とするため、課程内の偏りが生じた際にも支障なく指導が行える体制が確保されている。

＜薬科学専攻博士前期課程・後期課程＞

常に発展し続ける生命科学や高度先端医療に密接に関わる薬科学研究分野においては、それらの専門知識や技能を受動的に学ぶだけでなく、それぞれの分野における新たな問題点を発見してそれを追求・解決するとともに、その成果を国内外の学術雑誌や学会に発表する研究能力とそれを後進に伝える教育能力を備えた人材を将来に亘って継続的に育成することが求められており、特に創薬科学分野で活躍する人材の養成と確保が重要な課題である。

薬科学専攻博士前期課程は、実務実践力の強化が求められる現在の薬剤師養成教育の中では十分に達成し難い、製薬関連企業における創薬研究者・技術者、化学・食品・化粧品関連企業における研究者・技術者、さらには薬事・衛生行政等に携わる公務員等多様な分野で活躍する人材の育成と学術的貢献を行うために、体系性のある教育研究を実施し、連携する後期課程では、前期課程における教育研究をさらに深化発展させたものとする。

薬科学専攻を設置することにより、特に創薬研究並びにその技術開発に貢献する学問体系を確立し、それを発展・継承させる研究者、教育者となるべき人材を育成して、わが国の薬学領域における教育研究水準の更なる向上と発展に寄与することができる。

以上のとおり、両専攻ともに、「平成 17 年大学院答申」において指摘された、大学院に求められる人材養成機能を整理した上で、人材養成の目的について、薬学専攻は高度専門医療人の養成、薬科学専攻は研究者の養成と、そのコンセプトを専攻毎に差別化、明確化している。

また、「平成 23 年大学院答申」において示された、「他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある教育の展開が求められる。」「臨床研究は、医師をはじめとする多様な専門家のチームで行われることから、(中略) 実際の臨床研究の場を利用した教育が推進されることが望まれる。」との指摘に応じ、他の医療機関や研究機関との連携と、大阪医科大学との統合メリットを最大限に活用し、同附属病院での臨床現場における教育研究を特色付けて推進していくこととしており、大学院での教育研究に求められる社会的な要請を満たしている。

なお、薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程においては、医療機関で活躍する薬剤師や企業等の研究機関の研究者等の社会人に対し、在職のまま課程を修了できるよう、大学院での在学年限を計画的に 1 年間又は 2 年間延長できる長期履修制度と、休日や夜間等を利用し大学院での教育・研究指導を受けられる大学院設置基準第 14 条の特例適用が可能な制度を整備し、社会人大学院学生を積極的に受け入れる体制を構築しており、その詳細は後述する。

両大学は、平成 28 年 4 月の法人合併当初より、数年後の大学統合を視野に入れていた。平成 30 年度からは、大阪医科大学の医学部・看護学部と大阪薬科大学の薬学部による専門職連携教育（IPE：Interprofessional Education）がスタートしているが、大学統合と、近い将来の医学部・看護学部の近在地へのキャンパス移転により、医療系の 3 学部・研究科による連携教育のさらなる発展や研究科を横断する共同研究の推進を加速させていく。

大学統合により、人的資源と物的資源を効果的に活用し、法人合併の目的として定めた「次世代を担う良質の医療人の養成、並びに医薬看が連携・融和する先進的医療体制の構築・提供を目指し、特色ある学際的教育・研究と新たなチーム医療教育を推進する」ことを、より具現化することができる。

（４）統合後の大学の建学の精神、教育上の理念、目的、養成する人材像等

建学の精神及び学是、並びに大学の理念及び目的は、大阪医科大学及び大阪薬科大学それぞれの精神を受け継ぎ、融合・発展させた次の内容である。

①建学の精神及び学是

建学の精神と学是は以下の通りである。

建学の精神
『医療人育成機関の使命は、教育と研究であり、またこれらは医療の実践に活かすことで達成される』
大阪医科大学の前身となる大阪高等医学専門学校は、旧財団法人大阪高等医学専門学校を設立した吉津度（よしづわたる）の唱える「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またその研究は実地の医療に活かすことで完成する。」との理念の下、卒業生が医人として「救世仁術」の域に達することを念じて、昭和 2 年に開設され、昭和 27 年には大阪医科大学となり、現在に至っています。大阪医科大学では、吉津度の唱えた『医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またその研究は実地の医療に活かすことで完成する。』を建学の精神としています。
大阪薬科大学の前身となる大阪道修薬学校は、薬業界の創始期にあった明治 37 年に、薬種商、売薬業者、製薬業者の社員に広く薬学学修の機会を与えるという使命を担って建学されました。その後我が国最初的女子薬専となる帝国女子薬学専門学校へと引き継がれ、昭和 25 年には男女共学の大阪薬科大学となり現在に至っています。こうした歴史と伝統を受け継ぎ大阪薬科大学は、『自助自立した精神を涵養し、深く薬学の知識を受け

ることにより、豊かな人間性を備えた薬剤師・薬学人を養成し、もって人類の福祉と文化の向上に寄与する』ことを建学の精神としています。

大阪医科薬科大学の設立に当たっては、この双方の建学の精神を受け継ぎながら、『医療人育成機関の使命は、教育と研究であり、またこれらは医療の実践に活かすことで達成される』を建学の精神と定め、医薬看を持つ医療系総合大学として、広く医療人の育成を使命とすることとし、教育と研究双方の実践、臨床現場における実務教育の充実、多職種連携教育の強化を目指すこととしています。

学是

『至誠仁術』

至誠とは孟子の「至誠にして動かざる者は、未だ之れ有らざるなり」に由来しています。

「至誠仁術」には「誠実」、「医学・薬学・看護学教育」、「医学・薬学・看護学研究」、「実地医療」、「国際化」といった5つのキーワードが込められています。

吉津度の唱える「救世仁術」における「救世」は、豊かな人間性に基づくもので、人格として最高の表現とされる「integrity（誠実性）」に共通すると考えられます。この「integrity」の持つ崇高な人間性は、孟子の「是の故に誠は、天の道なり。誠を思うは、人の道なり。至誠にして動かざる者、未だ之れ有らず。誠あらざれば、未だ能く動かす者有らず。」における「至誠」に相当、或いは共通すると考えられます。

②理念

大学の理念は以下の通りであり、学則に明示する。

大学の理念

建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

③大学及び大学院の目的

大学及び大学院の目的は以下の通りであり、それぞれ学則及び大学院学則に明示する。

大学の目的

大学の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- | |
|---|
| <p>(1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材</p> <p>(2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材</p> <p>(3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材</p> |
|---|

大学院の目的
<p>1 医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与する。</p> <p>2 設置する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p>

④薬学研究科各専攻課程の目的及び養成する人材像

大学院の目的を実現するため、前述の「大学院薬学研究科設置の必要性」に記載する薬学研究科薬学専攻及び薬科学専攻の設置の趣旨を踏まえ、薬学研究科各専攻課程の教育上の目的を以下の通り定め、養成する人材像を明確にする。薬学研究科各専攻課程の目的は大学院薬学研究科規程に明示する。なお、これらの目的は、大阪薬科大学大学院薬学研究科の目的を踏襲するものである。

薬学研究科の目的
<p>薬学部における教育研究を基に、高い専門性を持つ研究及び知識・技能の教授を通じて、薬学分野の先端科学ならびに医療を発展させ継承することのできる人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。</p>

薬学専攻博士課程の目的
<p>臨床及び医療に密接に関連する薬学研究分野において、広い視野と高い専門性を備えて国民の健康の維持増進ならびに疾病の予防及び治療を担う優れた研究者・教育者・医療人となることのできる人材を養成することを目的とする。なお、博士課程に設けるがん専門薬剤師養成コースは、がん医療分野における薬剤師としての高度な技術を有し、安全で有効な医療を推進することのできる人材の養成を目的とする。</p>

薬科学専攻博士前期課程の目的
<p>薬科学領域における先端的な研究及び知識・技能の教授を通じて、優れた国際的視野を持つ研究能力を備えた研究者・技術者となることのできる人材を養成することを目的とする。</p>

薬科学専攻博士後期課程の目的

生命科学や高度先端医療に密接に関連する薬科学研究分野において、創薬研究を通じて学問の体系的な発展及び継承を担う研究者・教育者となることができる人材を養成することを目的とする。

⑤学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学研究科各専攻課程の目的に基づく学修成果の目標として、以下のとおり学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定める。これらのディプロマ・ポリシーについても、大阪薬科大学薬学研究科各専攻課程における内容を踏襲するものである。このディプロマ・ポリシーを起点として大学に求められる教育の質の保証にこれまで同様に対応していく。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【薬学専攻博士課程】

薬学研究科薬学専攻博士課程の学位授与の要件は、所定の期間在学し、博士課程の教育・研究の理念に沿った教育・研究指導を受け、博士論文の審査、試験に合格し、博士課程を修了することです。授与する学位は「博士（薬学）」とし、審査にあたり、

1. 薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること。
2. 優れた臨床的洞察力・観察力・解析力を持ち、臨床現場に精通していること。

を学位授与の基準とします。

【薬学専攻博士課程 がん専門薬剤師養成コース】

薬学研究科薬学専攻博士課程の学位授与の要件は、所定の期間在学し、博士課程の教育・研究の理念に沿った教育・研究指導を受け、博士論文の審査、試験に合格し、博士課程を修了することです。授与する学位は「博士（薬学）」とし、審査にあたり、

1. 薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること。
2. 優れた臨床的洞察力・観察力・解析力を持ち、臨床現場に精通していること。
3. がん専門薬剤師に求められる医療における実践を体験し、臨床研究に従事して症例報告や症例検討を行うことができること。

を学位授与の基準とします。

【薬科学専攻博士前期課程】

薬学研究科薬科学専攻博士前期課程の学位授与の要件は、所定の期間在学し、修士課程の教育・研究の理念に沿った教育・研究指導を受け、修士論文の審査、試験に合格し、修士課程を修了することです。授与する学位は「修士（薬科学）」とし、審査にあたり、

- ・ 広く高度で知的な素養と幅広く深い学問的知識を身に付け、柔軟な応用力を備えた研究能力、倫理観、さらには国際的視野を持つこと。

を学位授与の基準とします。

【薬科学専攻博士後期課程】

薬学研究科薬科学専攻博士後期課程の学位授与の要件は、所定の期間在学し、博士課程の教育・研究の理念に沿った教育・研究指導を受け、博士論文の審査、試験に合格し、博士課程を修了することです。授与する学位は「博士（薬科学）」とし、審査にあたり、

- ・ 生命科学の応用として展開される創薬科学や関連する研究領域において、新しい視点と独自の発想から課題を的確に把握し、それを解決できる高度な専門的知識と技能、倫理観を持ち、さらに指導力とリーダーシップを発揮して薬科学領域の研究に貢献できる能力を身に付けていること。

を学位授与の基準とします。

このディプロマ・ポリシーに関連し、薬学研究科各専攻課程における学位論文審査基準を別に策定している。【資料 2：薬学研究科学位論文審査基準】

（５）研究対象とする学問分野

設置する大学院薬学研究科が研究対象とする中心的な学問分野は、「薬学」である。なお、薬学研究科各専攻課程における研究領域の詳細については、後述する「教育課程の編成の考え方及び特色」に記載する。

（６）修了後の進路

薬学専攻博士課程修了者は、高度な専門的知識を備えた薬剤師として臨床・医療現場の第一線で医師や看護師等の医療従事者とともにチーム医療の中核として活躍することが想定される。特に、がん専門薬剤師養成コースの修了者は、医療機関におけるがん医療を担うプロフェッショナルとしての活躍が期待される。さらに、医療現場のみならず、行政機関における公衆衛生担当者や、研究機関等での臨床と基礎のトランスレーショナルリサーチを担う研究職、高等教育機関での臨床・医療薬学分野に精通した教育研究職等が想定される進路である。

薬科学専攻博士前期課程・後期課程修了者は、製薬関連企業等の幅広い研究機関における創薬研究者・技術者や、高等教育機関における生命科学・創薬科学分野の教育研究職等が想定される進路である。

2. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

組織として研究対象とする中心的な学問分野及び人材養成の目的を反映する最も相応しい名称として、研究科・専攻・学位の名称は次のとおりとする。

また、これらの英訳名称については、国際的な通用性に留意して次のとおりとする。

研究科の名称：薬学研究科「Graduate School of Pharmaceutical Sciences, Osaka
Medical and Pharmaceutical University」

専攻の名称：薬学専攻「Division of Pharmacy Research」

薬科学専攻「Division of Pharmaceutical Science Research」

学位の名称：博士（薬学）「Doctor of Philosophy in Pharmacy」

博士（薬科学）「Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences」

修士（薬科学）「Master of Pharmaceutical Sciences」

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育課程の編成・実施にあたっては、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日中央教育審議会）の基本的な考え方である「大学院教育の実質化」を念頭に、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程の組織的な展開を基本とする。その上で、大学院設置基準に定まる博士課程と修士課程の目的に応じた能力を修得させるための教育課程を編成し、実施する。

この前提を踏まえ、前述の人材養成の目的の実現やディプロマ・ポリシーに掲げる内容の達成のため、設置する薬学研究科各専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のとおり定める。なお、このカリキュラム・ポリシーについても、ディプロマ・ポリシーと同様に大阪薬科大学薬学研究科における内容を踏襲するものである。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【薬学専攻博士課程】

薬学研究科薬学専攻博士課程において、臨床・医療薬学領域における広い視野と専門
--

性の高い研究能力の涵養を行い、高度な知識と技能をもって国民の健康の維持増進、公衆衛生の向上並びに疾病の予防、治療等に資する優れた人材を養成するための教育研究を基本とします。そのため、

1. 医療薬学、生物・予防薬学と創薬化学、臨床・医療の実践による薬学臨床、さらにこれらを有機的に連携させたトランスレーショナルリサーチと臨床からのフィードバックを取り入れた、総合的な臨床・医療薬学教育を行います。
2. 科目を通じて、専門性の高い研究力、研究成果や情報の正確な伝達能力・説明能力を養成するとともに、臨床・医療の分野で求められる崇高な倫理観、使命感を涵養します。科目は講義、演習に分けて開講するとともに、特別研究を配置します。

【薬学専攻博士課程 がん専門薬剤師養成コース】

薬学研究科薬学専攻博士課程がんプロセス（がん専門薬剤師養成コース）において、臨床・医療薬学領域における広い視野と高い専門性、研究能力の涵養を行い、高度な知識と技能をもって国民の健康の維持増進、並びに疾病の予防・治療等に資する優れた人材を養成する教育研究を基本としつつ、がん医療における高い専門性と研究力を備えた、がん専門薬剤師となるための基盤教育を行います。そのため、

1. 医療薬学、生物・予防薬学と創薬化学、臨床・医療の実践による薬学臨床、さらにこれらを有機的に連携させたトランスレーショナルリサーチと臨床からのフィードバックを取り入れた、総合的な臨床・医療薬学教育を行います。
2. 科目を通じて、専門性の高い研究力、研究成果や情報の正確な伝達能力・説明能力を養成するとともに、臨床・医療の分野で求められる崇高な倫理観、使命感を涵養します。科目は講義、演習に分けて開講するとともに、特別研究を配置します。
3. がんに対する基礎と応用の高い研究能力を身に付けるため臨床研修を実施します。がん医療の高度化・均てん化に貢献することのできる知識と技能、態度を修得できるように、症例報告、症例検討に参加します。

【薬科学専攻博士前期課程】

薬科学専攻博士前期課程（修士課程）において、学生は3つの研究領域（分子構造・機能解析学領域、創薬化学領域、生命・環境科学領域）のいずれかに所属し、主として所属研究室の指導教員により研究・教育指導を受けることとしており、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 基礎薬学の知識の上に立ち、さらに深い専門的学識と倫理観を体得し、専門分野

における応用力を向上・充実させます。

2. 講義科目は選択制を基本とし、学生の自主性や専門性に配慮します。
3. 問題解決能力や研究の国際交流上必要なコミュニケーション能力を養成するため、演習（特別演習）及び特別研究を配置します。

【薬科学専攻博士後期課程】

薬科学専攻博士後期課程（博士課程）において、学生は3つの研究領域（分子構造・機能解析学領域、創薬化学領域、生命・環境科学領域）のいずれかに所属します。研究・教育指導は、所属研究室の指導教員を中心に行うが、これに加えて当該研究領域の教員並びに領域外の教員とも連携し、学生に対して複眼的な視点からの研究・教育指導が行える体制としており、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 専門分野に関連した他の研究領域の知識と技能を取込み、オリジナリティーの高い独自の専門分野を開発・発展させることのできる柔軟性と応用力、倫理観を備えた資質を涵養することを目的とした講義科目を配置します。
2. 問題解決能力や課題探究能力を養成するため、特別演習、特別研究演習、及び特別研究を配置します。

（2）教育課程の編成とその体系及び特色

＜薬学専攻博士課程＞

薬学専攻博士課程は6年制薬学教育を基礎とする専攻課程であり、前述の「大学院薬学研究科設置の必要性」に記載する薬学専攻の設置の趣旨のとおり、新たな薬学教育制度における臨床・医療分野で活躍する優秀な人材、特に実践的な医療現場で活躍する薬剤師の養成教育の充実・発展にあたり、6年制薬学部薬学科の卒業生のほか、一定の教育水準を備えた他分野・他大学の修士課程修了者、社会で活躍する薬剤師に対して教育研究の場を提供する教育課程である。この前提の下に教育課程を編成するものとし、カリキュラム・ポリシーに対応し、次の研究領域を置く。

①薬学臨床領域

本領域は、「薬学臨床分野」「医療評価薬学分野」「医薬品動態制御学分野」から構成する。

「薬学臨床分野」では、医療現場と連携の下、医薬品とその機能研究の立場から、医薬品の基礎から臨床への導入と適正使用を推進し、安全・合理的な薬物治療、すなわち「予測・予防の医療を目指したトランスレーショナルリサーチ」を行うことを目的とする。

「医療評価薬学分野」では、セルフメディケーションを含む治療が行われる医療環境及び医療状況を解析し、質的、経済的又は社会的に良好な医療が行われる環境モデルの構築

を行う。さらに、薬剤師によるファーマシューティカル・ケアに資する環境条件の提案とその実践効果を検証する（ファーマシューティカル・ケアに資するトランスレーショナルリサーチ）。

「医薬品動態制御学分野」では、薬物療法の最適化、個別化に資することを目的として、薬物動態の精確な把握、予測、制御、さらにはその動態特性を踏まえた適切な剤形設計を目指し、臨床現場と医薬品開発とのトランスレーショナルリサーチを行う。

なお、本領域の研究成果は、薬剤師が行うファーマシューティカル・ケアに根本的かつ実質的な科学的基礎を提供するものであり、これらの教育研究を通じて、質の高い臨床薬剤師の養成に寄与する。

②医療薬学領域

本領域は、「病態薬理学分野」「病態解析学分野」から構成する。

「病態薬理学分野」では、新規化合物や既存生分の薬理作用の解析を通して、新たな薬物治療法の確立を目的とした創薬・薬理研究を行い、高度な専門知識と技能を有する臨床薬剤師を育成する。

「病態解析学分野」では、医療現場と連携の下、患者研究の立場から、患者の病態を解析し、これに基づいた安全・合理的な薬物治療を目的として研究を行い、これによって明らかにできた新規の病態像の解析を行う。さらに、医薬品の副作用・相互作用等の医療情報に基づき、その原因となる生体反応を解析することによって、医薬品の適正使用と安全生の確保に貢献する。

なお、創薬や薬物治療に関する知識は、企業での創薬研究並びに臨床開発を志す薬学研究者を育成する上でも極めて重要である。その基盤となる知識や技能の向上には、遺伝子解析から細胞内情報伝達系、さらには動物実験等幅広いレベルでの研究に対応できる能力が必要となることに鑑み、薬理作用や病態解析を基にした薬物治療研究に取り組むことにより、臨床の場への橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの基盤となる研究を教育と一体化させる。

③生物・予防薬学領域

感染症、がん、あるいは生活習慣病等の発症の仕組みを研究するとともに、これらの発症の予防に関して薬学的視点から研究を行うことによって、健康の維持・増進を図る。これらの研究により、化学物質による環境汚染や生体に及ぼす影響を的確に評価し、微生物や環境化学物質がもたらす影響を予測するとともに、生活環境の保全並びに地球環境の保護を視野に入れた、健康の化学の発展に貢献することができる有為な人材を育成する。また、食品や食品添加物等の食品関連物質の効果及び有効性を研究するとともに、これらが医薬品と相互作用を起こすことよってもたらされる影響について研究し、予測することを

もって、われわれを取り巻く環境物質についてのレギュラトリーサイエンスの発展に貢献する。

④創薬化学領域

有機・天然物構造化学を基盤とした機能分子の創製を通じ、臨床現場で必要とされる治療薬、診断薬の開発に発展させていくことを目的とした領域となり、本専攻では他の領域と協調して実施する臨床からのフィードバックを受けたトランスレーショナルリサーチの基礎的な部分を担うこととなる。このことにより、基礎薬学の素養をもった臨床薬剤師の養成、あるいは臨床マインドを持つ薬学研究者の養成に繋げていく。

このような研究領域を設け、具体的な教育課程は「講義」、「演習」及び「実習」を配置し、編成する。「講義」においては、領域間の枠組みを超えて、原則として本専攻に所属する全教員が指導に当たる。特に「医療薬学総論」では、学生がそれぞれの領域において必要とされる知識を修得し、各領域の連環を理解するために、必修科目として配置する。これによって本専攻の特徴ある教育を展開することができ、学生は臨床・医療分野における研究の各領域への広がりに関連を理解することができる。また、研究活動を行う上での適切な研究倫理観と生命倫理観を身に付けさせるため「薬学倫理教育特論」を必修科目として配置する。これらの必修科目に加え、学生の所属領域における研究をより深く、様々な角度から学習するため、「領域薬学特論Ⅰ（予防薬学特論Ⅰ、病態薬理学特論Ⅰ、病態解析学特論Ⅰ、医薬品動態制御学特論Ⅰ、医療評価薬学特論Ⅰ、薬学臨床特論Ⅰ）」及び「領域薬学特論Ⅱ（予防薬学特論Ⅱ、病態薬理学特論Ⅱ、病態解析学特論Ⅱ、医薬品動態制御学特論Ⅱ、医療評価薬学特論Ⅱ、薬学臨床特論Ⅱ）」「領域薬学特論Ⅲ（分子構造・機能解析学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、創薬化学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」を選択必修科目として配置する。これによって、所属研究室の周辺領域における研究の最新の情報を得ることができる。なお、本専攻の趣旨に鑑み、学生は主に薬学臨床領域、医療薬学領域、及び生物・予防薬学領域のうち特に予防薬学に関する内容から構成される「領域薬学特論Ⅰ、Ⅱ」から少なくとも2科目2単位を履修し、幅広く関連分野の知識を修得する趣旨から、創薬化学領域と生物・予防薬学領域のうち生物薬学に関する内容から構成される「領域薬学特論Ⅲ」からも1科目1単位までは履修できることとし、計3科目3単位を選択して履修することとしている。

「演習」においては、「外国文献講読」を必須科目として配置し、各所属研究室において継続的に実施することにより、国内外の臨床・医療関連情報並びにその周辺の最新情報を得ることができ、また研究発表を通じて、研究を総合的にまとめる能力及び発表能力を養うことができる。さらに、「臨床連携治療演習」を必修科目として配置し、実際の医療現場におけるチーム医療に参加させ、地域包括ケアシステムにおける他職種との関わりについて演習させる。さらに、「評価薬学演習（薬効評価演習、健康環境予防評価演習、処方解析

演習、病態評価演習、医療評価演習、治験・臨床試験演習、創薬化学演習)」を選択必修科目として用意する。これによって講義科目とは別の角度から、学生の所属領域における学習の深化を含め、臨床・医療分野の研究を学び、理解する能力を養う。

「実習」においては、必修科目として「特別研究」を配置する。所属する研究室を中心にした領域において博士論文テーマに沿って主指導教員及び関連領域の教員によって実施する。特別研究は、年次ごとに研究内容が専門化・高度化し、最終的に博士論文の作成ができるように研究指導を行う。この部分は本専攻の最も中核となる部分であり、それぞれの担当教員の持つ豊かな研究経験と斬新な発想を存分に受け、学生の潜在能力を引き出し、高める効果があると期待される。【資料3：薬学専攻博士課程カリキュラムマップ】

なお、本専攻に設置する「がん専門薬剤師養成コース」については、前述の薬学専攻博士課程の教育課程（以下、本項目において「一般コース」と呼称する。）を基本とし、カリキュラム・ポリシーに対応し、がん医療における高い専門性と研究力を備えたがん専門薬剤師となるための基盤教育を行う。そのため、設置する研究領域は前述と同様として、具体的な教育課程につき前述の編成内容と一部異なる内容をもって編成する。

「講義」においては、一般コースに配置する授業科目に加え、がん専門薬剤師となるための基本的な実務知識を修得させるため「がん医療薬学特論」を必修科目として配置する。また、筑波大学等により提供される e-Learning 教育システム「がんプロ全国 e-learning クラウド」を活用して「e-Learning によるがん医療関連講義」を選択必修科目として配置する。

「演習」においては、一般コースとは別に、必修科目として「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、がん化学療法剤の調製、緩和ケアを中心とする医薬品管理・医薬品情報・院内製剤、並びに病棟研修に関する演習も行う。また、必修科目として「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅲ」を配置し、キャンサーボード見学、退院時指導を学習する。さらに、必修科目として「がん臨床研修あるいはがん課題研究の成果発表ならびにその関連分野の総説的講演と質疑討論」を配置し、毎年度の研究成果について、それぞれの大学ごと、あるいは大阪大学、神戸薬科大学と本学の3大学合同発表会の機会を設けて発表させる。その他、選択必修科目として「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ」を配置し、手術療法・放射線療法の見学及び他医療施設の見学を実施する。これらの演習は、大阪大学医学部附属病院薬剤部を含む、がん専門薬剤師養成指定医療機関との連携の下に実施する。

「実習」においては、一般コースとは別に、必修科目として「薬学臨床研修・特別研究」を配置する。この実習では、大阪大学医学部附属病院薬剤部を含むがん専門薬剤師養成指定医療機関においてがん患者の治療を主体とする臨床研究を行わせ、これを所定の医療機関における医師・がん専門薬剤師との連携並びに共同研究の下で、本学の指導教員が特別

研究として指導を行う。【資料4：薬学専攻博士課程（がん専門薬剤師養成コース）カリキュラムマップ】

＜薬科学専攻博士前期課程＞

薬科学専攻博士前期課程は薬科学科（4年制）を基礎とする専攻課程であり、前述の「大学院薬学研究科設置の必要性」に記載する薬科学専攻の設置の趣旨のとおり、実務実践力の強化が求められる現在の薬剤師養成教育の中では十分に達成し難い製薬関連企業における創薬研究者・技術者、化学・食品・化粧品関連企業における研究者・技術者、さらには薬事・衛生行政等に携わる公務員等多様な分野で活躍する人材の育成と学術的貢献を行うため、主に薬学部・農学部・工学部等の4年制学部の卒業生（旧制4年制薬学部卒業生を含む）に対して教育研究の場を提供する教育課程である。この前提の下に教育課程を編成するものとし、カリキュラム・ポリシーに対応し、次の研究領域を置く。

①分子構造・機能解析学領域

生体構成成分の構造と機能及びその機能発現機構を分子レベルで解析・解明するとともに、その機構の制御・修飾を標的とした疾病の治療・診断のための創薬研究に取り組む研究者の育成を目指す。

②創薬化学領域

有機・天然物構造化学を基盤として新しい医療が求める機能分子の創製からひいては治療薬、診断薬の開発に取り組む研究者の育成を目指す。

③生命・環境科学領域

動物レベルにおける細胞及び生体機能解析に基づく疾病の発症機構の解析・解明を目的とし、これを通して治療薬の開発を目指すとともに、環境と生命との係わりに取り組む研究者の育成を目指す。

このような研究領域を設け、具体的な教育課程は「講義」、「演習」及び「実習」を配置し、編成する。「講義」においては、学部課程で修得した基礎科学、基礎薬学の知識の上に立ち、さらに深い専門的学識を体得し専門分野における応用力を向上・充実させる目的で、特論を10科目配置する。具体的には、領域を統合してそれぞれの研究領域の最先端研究の動向と成果を解説する「領域統合型先端科学特論」を必修科目として配置する。これによって幅広い視野に立ち、基礎から応用まで系統的に最新の知見も含めて教授する。また、研究活動を行う上での適切な研究倫理観と生命倫理観を身に付けさせるため「薬学倫理教育特論Ⅰ」を必修科目として配置する。これらの必修科目に加え、「構造生物学特論」「生物科学特論」「生体機能分析学特論」「薬化学特論」「生薬・天然物化学特論」「環境科学特

論」「薬理学特論」「薬物生体機能科学特論」を選択必修科目として配置する。これによって、学生自身の所属領域に属する知識に加え、他領域における知識についても学習させる。なお、特論の進行過程では関連する課題を与えてレポートを提出させることにより、自立した研究者・技術者になるための基礎訓練を積ませる。

「演習」においては、「特別演習（PBL）」と「特別演習（外国文献講読等）」を必修科目として配置する。これにより、問題解決型思考と能力並びに研究関連コミュニケーション（口頭発表・討議・討論）能力の育成を図る。なお、学生自身の実習（特別研究）の進行過程で逐次その成果と問題点を口頭発表させることにより自ら研究計画について考えさせるとともに各所属研究室における継続的な外国文献の講読を必修とすることにより、所属領域の基礎的知識と最新の研究動向の理解のみならず、研究の国際交流を視野に入れた関連分野に関する基礎的理解を深めさせる。

「実習」においては、必修科目として「特別研究」を配置する。各領域を構成する研究室において所属する学生を直接指導することにより、学位論文の作成を目指した実験研究を行わせる。従来、特別研究は大学院教育課程の中でも最も重要なものと位置付けられており、本専攻博士前期課程では前述する特別演習とともに学生自ら思考する問題解決能力の育成も達成できる指導法を取り入れる。【資料5：薬科学専攻博士前期課程カリキュラムマップ】

＜薬科学専攻博士後期課程＞

薬科学専攻博士後期課程は同専攻博士前期課程から接続する専攻課程であり、前述の「大学院薬学研究科設置の必要性」に記載する薬科学専攻の設置の趣旨のとおり、特に創薬研究並びにその技術開発に貢献する学問体系を確立し、それを発展・継承させる研究者、教育者となるべき人材を育成して、わが国の薬学領域における教育研究水準の更なる向上と発展に寄与するため、同専攻博士前期課程修了者をはじめ一定の教育水準を備えた他分野・他大学の修士課程修了者、社会で活躍する企業・研究所等で勤務する者に対して教育研究の場を提供する教育課程である。この前提の下に、教育課程は同専攻博士前期課程の教育課程をさらに深化発展させて編成する。なお、研究領域については、前述の同専攻博士前期課程と同様である。

具体的な教育課程は「講義」、「演習」及び「実習」を配置し、編成する。「講義」においては、博士前期課程（修士課程）で修得した知識の上に立ち、これを深化発展させる目的で、特論を10科目用意する。具体的には、同専攻博士前期課程において配置する「薬学倫理教育特論Ⅰ」を発展させた「薬学倫理教育特論Ⅱ」を必修科目として配置する。必修科目に加え、同専攻博士前期課程に配置する特論をさらに発展させた「分子構造・機能解析

学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「創薬化学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「生命・環境科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を選択必修科目として用意する。

「演習」においては、「特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」と「特別研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を必修科目として配置する。「特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、自らの専門的関連領域の最新文献を独自の視点で分析・総括し、公開形式で発表させることにより批判・評価する能力を涵養する。「特別研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、自らの研究をプロジェクトとして位置付け、研究における課題及び問題点を明確にするとともに、それらを解決する方法論や技術論を公開形式で発表させることにより討論できる能力を涵養する。

「実習」においては、必修科目として「特別研究」を配置する。「特別研究」では、3年間を通じて所属研究室及び関連研究室において研究を実践させ、また、研究指導とともに学位論文の作成指導を行い、自立的な研究者として必要な高度な課題探求能力や問題解決能力を修得させる。【資料6：薬科学専攻博士後期課程カリキュラムマップ】

(3) 大阪薬科大学大学院薬学研究科からの教育課程の変更状況

大阪薬科大学の組織及び教育課程等は全て大阪薬科大学より大阪医科大学へ承継することとしている。このように、大学統合に係る組織の移行であることを踏まえ、設置する薬学研究科の教育課程は大阪薬科大学大学院薬学研究科各専攻課程の教育課程を踏襲して編成することを基本とし、教育の質の同一性を保持する。なお、この度の大学統合に係る組織設置にあたり、大阪薬科大学大学院薬学研究科各専攻課程において実施する教育課程からの変更は一切ない。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方と概要

薬学研究科に設置する薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程・後期課程の各専攻課程の目的の達成と、それぞれの教育課程の遂行及び高度な研究を推進するために必要な教員組織を置く。各専攻課程には、大学院における研究指導資格を有する指導教員と、研究指導補助教員を次のとおり配置し、教育研究指導にあたる。

なお、これらの教員組織は、大阪薬科大学大学院薬学研究科からその全てを承継し編成するものであり、設置の前後で組織構成に変更はない。

		教授	准教授	講師	助教	計
薬学専攻 博士課程	研究指導教員	16名	14名			45名
	研究指導補助教員		1名	4名	10名	

薬科学専攻 博士前期課程	研究指導教員	19名	16名	7名		58名
	研究指導補助教員			1名	15名	
薬科学専攻 博士後期課程	研究指導教員	7名	3名			20名
	研究指導補助教員			4名	6名	

このように、各専攻課程については、大学院設置基準に定める必要専任教員数を満たしている。なお、研究指導教員及び研究指導補助教員の資格は、同資格を有する教授で構成する薬学研究科教授会において、次の基準に基づき、厳格にその認定審査が行われる。

担 当	職 階	論文数	学 位
大学院薬科学専攻博士 後期課程・薬学専攻博 士課程（4年制）指導 教員	教授 准教授	審査員制度を設けた学術雑誌等に掲載された論文が最近5年間で原則10編以上あり、そのうち5編以上が欧文であること。なお、原則として累積論文数が40編程度を目途とする。	「博士」の学位を有する
大学院薬科学専攻博士 前期課程（修士）指導 教員	教授 准教授 講師	審査員制度を設けた学術雑誌等に掲載された論文が最近5年間で原則5編以上あり、そのうち3編以上が欧文であること。なお、原則として累積論文数が30編程度を目途とする。	
大学院薬科学専攻博士 前期課程（修士）担当 教員	助教	審査員制度を設けた学術雑誌等に掲載された論文が最近5年間で原則5編以上あり、そのうち3編以上が欧文であること。なお、原則として累積論文数が8編程度を目途とする。	

※大学院薬学研究科では、「研究指導教員」を「指導教員」、「研究指導補助教員」を「担当教員」と称している。なお、博士前期課程の「研究指導教員（指導教員）」又は「研究指導補助教員（担当教員）」のみ認定されている教員は、博士課程及び博士後期課程の「研究指導補助教員」を担うことができることとしている。

薬学研究科の専任教員は、併せて設置する薬学部の教員を兼務しており、その年齢構成は次表に示すとおり、完成年度において教育・研究水準の維持向上に支障がない構成となっている。なお、設置時において60歳代以上の世代が全体の17%を占め、50歳代以上では52%となることから、短期的には組織の活性化のため、長期的には組織の維持・向上の

ためにも、大学院の研究指導資格を満たすような教育・研究業績を有する有能な若手教員の採用を戦略的に推進し、年齢構成等に配慮した適正な人員配置を実行していく。

これら人員配置の適正化を含め、完成後の教育研究水準の維持向上に努めるため、薬学研究科及び薬学部に通じた中期的な計画を策定するとともに、毎年度、教員組織の編成に関する計画を策定し、同計画に基づき、教員の採用・昇任等の諸人事を遂行することとしている。

【職位別専任教員の年齢構成表（設置時：薬学研究科・実人数）】

	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
教授	0名	6名	9名	8名	0名	23名
准教授	0名	7名	8名	3名	0名	18名
講師	0名	3名	6名	0名	0名	9名
助教	15名	1名	0名	0名	0名	16名
合計	15名	17名	23名	11名	0名	66名

本学における専任教員の定年年齢は65歳であるが、定年年齢に達した専任教員については、「大阪医科薬科大学薬学部 定年退職規則」によって、薬学研究科の専任教員として67歳まで嘱託教員として再雇用することができる。【資料7：大阪医科薬科大学薬学部 定年退職規則】

さらに、上記の再雇用期間が終了した後も、理事長が法人（大学）の運営上特に必要と認めた者について、「大阪医科薬科大学薬学部 定年退職者の再任用に関する特例内規」により、完成年度を迎えるまでの間、67歳を超えて再任用できると定めており、教員組織の継続性の維持に努める。【資料8：大阪医科薬科大学薬学部 定年退職者の再任用に関する特例内規】

（2）教員組織編成の特色

各専攻課程の教員組織は、前述の「教育課程の編成とその体系及び特色」に記載する3又は4の研究領域に区分され、領域内で各研究室が体系的な研究指導を実施する編制とし、薬学専攻博士課程では、基礎から医療・臨床までのトランスレーショナルリサーチを実践するとともに、臨床現場で求められる高度な研究指導を実際の医療機関と連携し行う。

また、薬科学専攻では、博士前期課程・後期課程間において連続した一体的な研究指導体制を構築している。

さらに、薬学専攻と薬科学専攻の兼担制度による両専攻間の緊密かつ有機的な連携による領域横断的な研究指導を行うこととしている。

＜薬学専攻博士課程＞

薬学専攻博士課程は6年制薬学教育を基礎とする専攻課程として、臨床・医療を中心対象領域としてそれに通じる研究領域を置き、当該領域を担当する専任の指導教員、指導補助教員を以下の通り配置する。なお、各領域の説明は、前述の「教育課程の編成の考え方及び特色」に記載するとおりである。

	教授	准教授	講師	助教
薬学臨床領域	6名	4名	1名	2名
医療薬学領域	5名	3名	2名	4名
生物・予防薬学領域	2名	3名	1名	2名
創薬化学領域	2名	3名	0名	2名
その他	1名	2名	0名	0名

＜薬科学専攻博士前期課程・後期課程＞

薬科学専攻博士前期課程・後期課程は4年制薬科学科を基礎とする専攻課程として、創薬化学・生命科学を中心対象領域としてそれに通じる研究領域を置き、当該領域を担当する専任の指導教員、指導補助教員を以下の通り配置する。なお、各領域の説明は、前述の「教育課程の編成の考え方及び特色」に記載するとおりである。

	教授	准教授	講師	助教
分子構造・機能解析学領域	1名	4名	1名	1名
創薬化学領域	5名	3名	3名	6名
生命・環境科学領域	10名	7名	3名	8名
その他	3名	2名	1名	0名

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

大学院薬学研究科各専攻課程の教育は、授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行い、これを大学院学則及び大学院薬学研究科規程に明示する。授業の実施にあたっては、前述の「教育課程の編成とその体系及び特色」に記載するとおり、授業科目を「講義」「演習」「実習」に区分し、人材養成の目的の実現のため、大学院薬学研究科における指導資格を認定された研究指導教員及び研究指導補助教員によって体系的に実施し、合わせて継続的かつ組織的な研究指導を行う。なお、学生は、各専攻課程に設ける研究領域に所属し、当該研究領域に所属する全ての研究指導教員及び研究指導補助教員から指導を受ける。

学位論文の作成等に対する指導については、薬学研究科教授会において策定する学生毎の研究指導計画書に基づき、また学位論文の作成にあたり学生毎に指導教員を定めて組織的に実施する。この研究指導計画書については、下述の「研究指導の方法とスケジュール」に記載するとおりである。

大学院の授業は、1コマ90分をもって1回の授業とする。1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して単位を計算する。なお、「講義」及び「演習」は、原則として10回の授業をもって1単位とする。また、1学期における授業期間を原則として15週とする。授業はシラバスに基づき実施し、シラバスには授業科目毎に科目担当教員、配当年次・期間、単位、選択・必修区分のほか、授業の目的と概要、一般目標（GIO）、授業の方法、準備学習（予習・復習）、成績評価方法、試験・課題に対するフィードバック方法、ディプロマ・ポリシーとの関連等、具体的な授業計画を明示する。

成績の評価及び単位の認定については、大学院学則及び大学院薬学研究科規程に明示する。具体的には、原則として100点法によって行い、90点以上を秀（S）、80点以上89点以下を優（A）、70点以上79点以下を良（B）、60点以上69点以下を可（C）、59点以下を不可（D）と評価し、SからCを合格とする。なお、一部の授業科目は、論文、報告書等の審査により合否を判定する。また、授業科目の成績評価については、指導教員が授業内容に対する学生の学習到達度によって行い、到達目標及び成績評価方法はシラバスに示す。単位修得の認定は、試験又は報告書等により科目担当教員が行う。学生への周知については、シラバスへの記載に合わせて入学時の履修ガイダンスにおいて説明するとともに、授業において担当教員から学生に説明する。

その他、ティーチング・アシスタント制度及びリサーチ・アシスタント制度の活用を積極的に推奨し、教育的配慮の下に学部学生に対する教育補助業務や研究プロジェクト等の研究補助業務を行わせることができることとする。学部学生の指導補助や研究プロジェクト等への参画をもって、教育者・指導者としてのトレーニングの機会提供や若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るとともに、学生の経済的負担を軽減し、安定した環境で教育研究に専念できる体制構築を図る。

（2）履修指導の方法

＜薬学専攻博士課程＞

「講義」については、必修科目として1年次前期に「医療薬学総論（1単位）」と「薬学倫理教育特論（1単位）」を履修させる。また、選択必修科目として、1年次から主に2年次までに「領域薬学特論Ⅰ（6科目配置 各1単位）」「領域薬学特論Ⅱ（6科目用意 各1単位）」「領域薬学特論Ⅲ（6科目配置 各1単位）」の中から3科目以上（3単位以上）を

履修させる。「演習」については、必修科目として1年次から4年次まで通年で所属研究室において「外国文献講読（8単位）」を履修させる。また、1年次後期又は2年次後期に「臨床連携治療演習（1単位）」を履修させる。このほか、選択必修科目として1年次から4年次の各学年次前期又は後期のいずれかにおいて「評価薬学演習（7科目用意 各1単位）」について学生の所属研究領域の科目を含めて3科目以上（3単位以上）を履修させる。「実習」については、学位論文の作成の指導を行うため、必修科目として1年次から4年次まで通年で所属研究室において「特別研究（24単位）」を履修させる。【資料9：薬学専攻博士課程 履修モデル】

＜薬学専攻博士課程 がん専門薬剤師養成コース＞

「講義」については、必修科目として1年次前期に「医療薬学総論（1単位）」と「薬学倫理教育特論（1単位）」、1年次から4年次の各学年次後期のいずれかにおいて「がん医療薬学特論（1単位）」を履修させる。また、選択必修科目として、1年次から主に2年次までに「領域薬学特論Ⅰ（6科目配置 各1単位）」「領域薬学特論Ⅱ（6科目配置 各1単位）」「領域薬学特論Ⅲ（6科目配置 各1単位）」「e-Learningによるがん医療関連講義（各1単位）」の中から2科目以上（2単位以上）を履修させる（ただし、「領域薬学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」からはそれぞれ1科目1単位を上限とする）。なお、「e-Learningによるがん医療関連講義」の履修については、「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程がん専門薬剤師養成コースにおけるe-Learningによるがん医療関連講義科目の履修要項」に基づき実施する。【資料13：大阪医科薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程がん専門薬剤師養成コースにおけるe-Learningによるがん医療関連講義科目の履修要項】「演習」については、必修科目として1年次から4年次まで通年で所属研究室において「外国文献講読（4単位）」を履修させる。また、1年次通年で「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ（2単位）」、2年次通年で「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅱ（2単位）」、1年次から4年次まで通年で「がん臨床研修あるいはがん課題研究の成果発表ならびにその関連分野の総説的講演と質疑討論（2単位）」を履修させる。これに加え、1年次から4年次の各学年次前期又は後期のいずれかにおいて「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅲ（1単位）」を履修させる。これらのほか、選択必修科目として1年次から4年次の各学年次前期又は後期のいずれかにおいて「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ（1単位）」「評価薬学演習（7科目配置 各1単位）」から1科目（1単位）を履修させる。「実習」については、学位論文の作成の指導を行うため、必修科目として1年次から4年次まで通年でがん専門薬剤師指定医療機関と所属研究室との連携をもって「薬学臨床研修・特別研究（24単位）」を履修させる。【資料10：薬学専攻博士課程（がん専門薬剤師養成コース） 履修モデル】

<薬科学専攻博士前期課程>

「講義」については、必修科目として1年次前期に「領域統合型先端科学特論（1単位）」と「薬学倫理教育特論（1単位）」を履修させる。また、選択必修科目として、1年次から2年次までに「分子構造・機能解析学領域（2科目配置 各1単位）」「創薬化学領域（3科目配置 各1単位）」「生命・環境科学領域（3科目配置 各1単位）」それぞれの領域から各1科目以上含め、6科目以上（6単位以上）を履修させる。「演習」については、必修科目として1年次前期又は2年次前期に「特別研究（PBL）（2単位）」を履修させる。また、1年次から2年次まで通年で所属研究室において「特別研究（外国文献講読等）（4単位）」を履修させる。「実習」については、学位論文の作成の指導を行うため、必修科目として1年次から2年次まで通年で所属研究室において「特別研究（17単位）」を履修させる。【資料11：薬科学専攻博士前期課程 履修モデル】

<薬科学専攻博士後期課程>

「講義」については、必修科目として1年次前期に「薬学倫理教育特論（1単位）」を履修させる。また、選択必修科目として、1年次から3年次までに「分子構造・機能解析学領域（3科目配置 各1単位）」「創薬化学領域（3科目配置 各1単位）」「生命・環境科学領域（3科目配置 各1単位）」から3科目以上（3単位以上）を履修させる。「演習」については、必修科目として1年次前期に「特別演習Ⅰ（1単位）」と1年次後期に「特別研究演習Ⅰ（1単位）」、2年次前期に「特別演習Ⅱ（1単位）」と2年次後期に「特別研究演習Ⅱ（1単位）」、3年次前期に「特別演習Ⅲ（1単位）」と3年次後期に「特別研究演習Ⅲ（1単位）」を履修させる。「実習」については、学位論文の作成の指導を行うため、必修科目として1年次から3年次まで通年で所属研究室において「特別研究（18単位）」を履修させる。【資料12：薬学研究科薬科学専攻博士後期課程 履修モデル】

<他大学等における授業科目の履修等について>

教育上有益と認めるときは、本大学院入学前の学生の他大学院における既修得単位について、10単位を限度に本大学院において修得したものとして認定することができることとする。また、本学の他研究科及び他大学院との協議に基づき、学生に当該研究科や他大学院の授業科目を履修させることができるものとし、これは大学院学則に明示する。

（3）研究指導の方法

研究指導については、前述の「教育課程の編成とその体系及び特色」に記載するとおり、「講義」と「演習」の学修、そして「実習」として配置する学位論文の作成の指導を行う特別研究へと繋げていく体系的に編成した教育課程をもって行う。

この各専攻課程に配置する「特別研究」は、継続的かつ組織的な研究指導により行う。具体的には、学位論文の作成にあたり学生毎に研究指導教員を定め、学生が所属する研究室の筆頭研究指導教員がこれを担う。この研究指導教員は、学位論文の作成に対する実質的な責任を負うものとし、学生毎に作成する「研究指導計画書」に基づき研究指導を行う。

「研究指導計画書」の作成にあたっては、薬学研究科研究指導計画書の作成要領に明示する。【資料 14：薬学研究科研究指導計画書の作成要領】

具体的には、まず入学後に学生が研究テーマ及び学位論文作成のスケジュールを自身の研究指導教員と相談し、初年度の研究計画を立案する。これに対し研究指導教員は、具体的な研究指導計画を立案する。このようにして立案された学生毎の「研究指導計画書」は、毎年5月中旬に薬学研究科教授会に諮り、教育的助言を受けて必要に応じて修正の後、組織的に決定する。学生及び研究指導教員は、決定された「研究指導計画書」に基づき研究を進め、各年度の研究成果を年度末に開催する「大学院中間発表会」において公開形式で報告し、他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広い視点から助言を受ける。この助言を踏まえ、学生は研究指導教員と相談の上、次年度の研究計画を立案し、また、研究指導教員はこれに対する研究指導計画を立案するという研究指導サイクルを学位論文の作成に向けて重ねていく。【資料 15：課程修了までのスケジュール】

このような組織的な研究指導を受け作成される学位論文は、下述の「学位論文審査体制」に記載するとおり、厳格な審査を受けることとなる。

(4) 修了要件

薬学研究科各専攻課程の目的に基づく学位授与の基本的な方針及び学修成果の目標については、前述の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に明確にしている。

修了要件は、「薬学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士（薬学）を、薬科学専攻博士前期課程では修士（薬科学）を、同博士後期課程では博士（薬科学）の学位を授与する」と大学院学則に明示する。また、この所定の単位数については、薬学専攻博士課程は41単位、薬科学専攻博士前期課程は31単位、同専攻博士後期課程は28単位と大学院薬学研究科規程に明示する。なお、各専攻課程の所定の単位の取得に係る授業科目の履修については、前述の「履修指導の方法」において記載するとおりであり、大学院薬学研究科規程において別表として定める各専攻課程の授業科目及び単位数と合わせて明示する。

前述の「教育課程の編成とその体系及び特色」に記載するとおり、「講義」と「演習」の学修、そして「実習」として配置する学位論文の作成の指導を行う特別研究へと繋げていく体系的に編成した教育課程からこのような修了要件単位数を設定するとともに、後述す

る「学位論文審査」へと有機的に繋げ、学位授与へと導いていくことにより学位の質の担保と円滑な学位授与が可能となるように配慮する。

なお、特に優れた研究業績を有する学生に対しては、修業年限の特例を適用することを可能とする。具体的には、課程修了の時期を薬学専攻博士課程では3年次、薬科学専攻博士後期課程では2年次の年度末とするものである。学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員により推薦され、この特例を適用するにあたり課程修了に必要な単位数を取得する見込みがあり、標準修業年限で修了する場合の学位論文の審査要件と同様に査読審査のある国際的に著名な英文誌に掲載又は掲載受理され印刷中の原著の筆頭著者論文（原則として英文）を1報以上、学位論文の基礎となる報文として有する学生を対象とする。資格審査は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。この資格審査により許可された学生の学位論文審査については、後述する「学位論文審査」と同様の審査を行い、最終的な学位授与を決定する。この修業年限の特例については、大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程に明示する。【資料16：大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程】

（5）学位論文審査体制

大阪医科薬科大学学位規程、大学院薬学研究科学位規程施行細則及び薬学研究科学位論文審査基準により、学位申請及び審査に関して必要な事項を明示する。

修士学位論文の申請学生は、2年次の2月中に所定の書類（学位論文審査申請書、学位論文、学位論文要旨、論文目録）を薬学研究科長に提出する。また、博士学位論文の申請学生は、博士後期課程については3年次の12月20日までに、博士課程については4年次の12月20日までに所定の書類（学位論文審査申請書、学位論文、学位論文要旨、論文目録、学位論文の基礎となる報文、参考論文、報文の共著者の承諾書）を薬学研究科長に提出する。この申請を受け、薬学研究科大学院委員会が申請の受理を検討し、薬学研究科教授会に検討結果を報告する。この報告を受け、薬学研究科教授会は申請の受理を決定する。

申請を受理した場合、薬学研究科教授会は、学位論文を審査するために学位論文審査委員会を設置する。学位論文審査委員会は、3名以上の薬学研究科教授会構成員で構成することを基本としている。具体的には、修士学位論文の審査委員会については、主査1名（指導教員）、副査2名以上の計3名以上を薬学研究科教授会構成員の中から選出し、必要に応じて薬学研究科教授会の議を経て薬学研究科の准教授及び講師を加えることができるとしている。博士学位論文の審査委員会については、主査1名（指導教員を除く）、副査2名以上の計3名以上を薬学研究科教授会構成員の中から選出しとしており、必要に応じて薬学研究科教授会の議を経て薬学研究科の准教授を加えることができるとしている。

このように選出された学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。最終試験については、口述による論文内容の発表とこれに関する科目についての試問とし、口述による論文内容の発表は公開形式で実施する（質疑を含めて概ね30分以内とする。試問の方法及び充当する時間は学位論文審査委員会が決定する。）。これを経て、学位論文審査委員会は、審査結果の要旨を作成して研究科教授会に報告する。この報告を受け、薬学研究科教授会は学位授与について審議し、この学位授与の可否について学長に報告する。この可否の議決については、薬学研究科教授会構成員の3分の2以上、かつ当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の出席を要することとしている。なお、可決については、出席者の3分の2以上、かつ出席している当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の賛成を要するものとしている。

この薬学研究科教授会からの学位授与についての審査報告を受け、学長は課程修了と学位授与の可否を決定する。

なお、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内にその学位論文の要旨と論文審査結果の要旨をインターネット上で公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出する。また、製本した学位論文を本学図書館に配架して自由に閲覧できるようにし、併せて博士学位論文についてはその全文を薬学研究科の学術情報リポジトリへ蓄積・保存し、学内外へ公開する。【資料17：大阪医科薬科大学 学位規程】【資料18：大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則】

（6）研究の倫理審査体制

研究が倫理的・科学的・社会的観点から適切に遂行されるよう、「研究者行動規範」を制定している。この研究者行動規範を基礎として、研究活動に従事する者全てを対象として遵守すべき倫理基準と管理運営体制を「大阪医科薬科大学薬学部研究倫理規程」及び「大阪医科薬科大学薬学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」として定め、本規程を運用する研究倫理委員会を設置している。

また、研究実施面における専門委員会として、薬学部研究倫理審査委員会を置き、適正な審査・承認体制の下、研究活動を行っている。この委員会は、ヒト及びヒト臓器・組織・細胞等を対象とする研究やヒトゲノム、ヒトクローン研究、疫学研究等について、外部審査委員を交えて承認審査を行っている。

研究倫理教育に関しては、研究倫理委員会委員長を研究倫理教育責任者として、研究者の倫理教育に努めている。研究従事者（教員、特任研究員及び大学院学生、研究関連業務に従事する事務職員）全員に公正研究推進協会（APRIN）が提供するe-Learningプログラムの受講を義務付けているほか、研究倫理に関する講演会を毎年度開催し、研究者への啓発活動を実施している。また、大学院学生に対しては、これらに加え、研究倫理に関する

授業科目（「薬学倫理教育特論」）を必修科目として設け教育内容の充実を図っている。【資料 19：大阪医科薬科大学薬学部 研究倫理審査委員会規程】

6. 施設、設備等の整備計画

大阪薬科大学キャンパスは高槻市奈佐原（最寄り駅：JR 摂津富田駅）に位置し、大阪医科大学キャンパスは高槻市大学町（最寄り駅：阪急高槻市駅）に位置している。

大学統合後も薬学部及び大学院薬学研究科における教育・研究は、引き続き大阪薬科大学キャンパスの校地並びに施設及び設備をそのまま利用して実施することとし、大学統合に伴いキャンパス名を「阿武山キャンパス」とする。「阿武山（あぶやま）」とは、大阪薬科大学が位置する高槻市奈佐原を含み、隣接する茨木市にまたがる山とその周辺地域の総称として、大阪府北部地域において過去より親しまれてきた名称である。

大阪薬科大学では、平成 8 年にこの地に移転して以来、教育研究環境の整備と充実に積極的に取り組んでおり、キャンパスをそのまま引き継ぐこととなる薬学部及び大学院薬学研究科における教育研究のために必要な校地、校舎、施設及び設備等はこれまでの 20 余年の間に増築、更新、改修等の計画的な実施により十分に整備されている。整備計画の詳細については以下の通りである。なお、薬学研究科は一部の施設を除き、併せて設置する大阪医科大学薬学部と主要施設を共有する

（1）校地、運動場の整備計画

大阪薬科大学から引き継ぐ阿武山キャンパス全体の校地等の総面積は約 59,260 m²、校地面積は 53,191.63 m²で、学生の休息、その他の利用のための適当な空地を含む十分な校地面積が確保されている。なお、大学全体の校地等の総面積は約 160,972 m²であり、設置基準上必要な校地面積を十分に満たしている。キャンパスは自然が豊かで閑静な地域に位置しており、大学教育に相応しいゆとりある落ち着いた環境を整備している。

また、運動場は、13,930 m²の面積を確保しており、天然芝生のグラウンドは、体育の授業をはじめ、クラブ活動では主にサッカー部、ラグビー部、陸上競技部が利用している。さらに全天候型のテニスコートを 4 面備え、主に学生のクラブ活動を中心に利用している。

（2）校舎等施設の整備計画

校舎等施設の整備については、大阪薬科大学キャンパスの校舎等をそのまま維持・管理するとともに、教育・研究の必要性及び学生等からの要望に応じ発展させていく考えである。阿武山キャンパスの校舎の面積は 25,924.98 m²で、校舎面積に算入されない施設等を

加えた総面積は約 35,735 m²となる。大学全体の校舎の総面積は約 75,795 m²であり、設置基準上必要な校舎面積を十分に満たしている。なお、キャンパスの校舎等施設の維持・管理は、大阪薬科大学の「建物・設備長期保全計画」を承継し、本計画に基づき適切に実施することとしている。

また、阿武山キャンパスは主に7棟の施設を有している。各棟の概要は以下の通りである。

- ・ A 棟（事務局・図書館棟） 地上4階建て
- ・ B 棟（研究棟） 地上6階地下1階建て
- ・ C 棟（講義・実習棟） 地上4階建て
- ・ D 棟（講義・実習棟） 地上3階地下1階建て
- ・ 体育館
- ・ 大学会館（学生食堂、ブックセンター、クラブ活動場）
- ・ 学生クラブハウス（クラブ活動場）

大学院薬学研究科は、主に研究棟であるB棟を利用し、教育研究を行うこととする。B棟は、研究室毎に、第一研究室（約108 m²）、第二研究室（約30 m²）、教授室（約25 m²）、大学院研究室（約54 m²）が整備されている。大学院学生は、所属する研究室毎に設置された大学院研究室及び第一・第二研究室において教育研究を実施することとなり、さらに、次に記す共同研究センターを研究遂行のため利用する。また、大学院学生専用の自習スペースとして大学院自習室（約31 m²）が整備されている。これらの研究室、自習室及び共同研究センターは、薬学研究科の収容定員28名の研究活動に、十分な環境を提供しているといえる。【資料20：大学院研究室（自習室）の見取り図】

薬学部及び薬学研究科を含めた専任教員93名（令和3年4月現在）に対しては、82室が利用可能な研究室となり、研究室の教員構成によっては1室を複数名の教員が利用する場合があるため、研究室運営に支障が生じることはない。複数名の教員が研究室を共同利用する場合、広さが十分に確保されている第一研究室（約108 m²）を活用することとなり、室数及び研究室の広さともに不足はないと言える。

また、B棟には共同研究センターとして、1階に高度な研究が可能な研究設備を設置する中央機器研究施設、地下1階には動物実験や放射性物質を使用した研究が可能な動物関連研究施設、RI研究施設が整備されている。

大阪薬科大学で使用している機器・備品等約2,800点については、大学統合後も引き続き活用する。平成30年度には中央機器研究施設に高速微量成分分析システム（研究装置）を整備し、平成31年度にはRI研究施設に小動物用インビボイメージングシステム（研究装置）を整備する等、教育・研究のため機器等の充実に努めている。これらの研究機器は、

適切な維持・管理を継続する他、今後も計画的な研究機器の整備を進め、研究環境の向上に努める。

その他、C棟及びD棟（講義・実習棟）は、500名が収容可能な講堂1室及び300名以上が収容可能な大講義室2室、160名から240名が収容可能な中講義室10室を有している。また、少人数制教育にも対応できる小講義室（収容人数60名）8室、セミナー室（収容人数10～30名）7室、演習室（収容人数10名）8室等も備えている。大学院学生向け授業の多くはセミナー室で実施するが、室内には可動式の机を設置しており、ディスカッションやプレゼンテーション等を取り入れた形式の授業にも実施できる環境を整えている。【資料21：薬学研究科授業時間割モデル】

また、学生に快適な学習環境を提供するため、先述の大学院自習室（B棟）に加え、D棟には全学生が利用可能な自習室（収容人数128名）を設置するとともに、D棟1階ラウンジとホワイエに自由に利用可能な自習スペース（約500席）を確保している。加えて、A棟図書館にも図書館閲覧室・図書館自習室・グループ学習室等（収容人数計301名）を整備している。

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

阿武山キャンパス図書館については、大阪薬科大学図書館の施設設備、所蔵図書をそのまま引き継ぐとともに、大阪医科大学本部キャンパス図書館との相互利用や連携をより推進し、全学部・研究科の学生や教職員が有用に利用できるよう整備する。

図書館は、A棟3階に事務室、閲覧室、グループ学習室、図書館自習室、ブラウジングコーナー、4階に閲覧室、AV利用室、資料展示室を整備しており、延べ床面積は1,994㎡である。このうち、閲覧室等の面積は、1,273㎡である。また、総座席数は301席確保している。

図書館の令和2年3月現在の蔵書数は92,477冊、学術雑誌が618種類（和雑誌225種、洋雑誌393種）、視聴覚資料が1,924点である。

電子ジャーナルは、冊子体の学術雑誌に代わって研究者にとって必要不可欠な情報源であり、積極的に導入している。図書館は、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、日本薬学図書館協議会コンソーシアム等を通して12種のコンソーシアムに参加し、これらコンソーシアムが提供するパッケージを中心に契約しており、現在3,655種類の電子ジャーナルが図書館ホームページからアクセスでき、教育研究活動の効率化に大きく寄与している。

大学図書館が教育研究活動を支える基盤であるためには、医学部・看護学部及び医学研究科・看護学研究科が利用する本部キャンパス図書館（本館）や、学外施設との相互協力が不可欠となる。図書館は国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加し、図書館間相互協力により資料提供サービスを実施しているが、さらに、日本薬学図書館協会に加盟し、薬系大学はもとより、製薬企業、研究所、試験所の加盟図書館とも情報交換及び連携を図っている他、機関リポジトリを活用した情報発信の強化に努めている。

7. 基礎となる学部との関係

＜薬学専攻博士課程＞

薬学研究科薬学専攻博士課程は、同時に設置する薬学部薬学科を基礎としている。この薬学部薬学科は6年制教育課程であり、主に薬剤師の養成を目的とし、教員組織に基づく薬学部の教育研究領域は「薬学臨床領域」「医療薬学領域」「生物・予防薬学領域」「創薬化学領域」「薬学教育領域」「総合科学領域」としている。

薬学研究科薬学専攻博士課程は、6年制薬学教育で修得した知識・技能を基礎として、臨床及び医療に密接に関連する薬学研究分野において、広い視野と高い専門性を備えて国民の健康の維持増進並びに疾病の予防及び治療を担う優れた研究者・教育者・医療人となることができる人材を養成することを目的としていることを踏まえ、学部教育からの接続を念頭に「薬学臨床領域」「医療薬学領域」「生物・予防薬学領域」「創薬化学領域」の4つの研究領域で構成する。なお、これらの研究領域については、前述の「教育課程の編成とその体系及び特色」に記載するとおりである。【資料22：基礎となる学部と設置する大学院薬学研究科薬学専攻における教育研究領域との繋がり】

＜薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程＞

薬学研究科薬科学専攻博士前期課程は同時に設置する薬学部薬科学科を基礎とし、また同専攻博士後期課程は同専攻博士前期課程を基礎としている。この薬学部薬科学科は同専攻博士前期課程と接続して、学部・研究科で一体的な教育研究を推進することを前提とした4年制教育課程であり、主に薬学研究者や技術者の養成を目的とし、教員組織に基づく薬学部の教育研究領域は「薬学臨床領域」「医療薬学領域」「生物・予防薬学領域」「創薬化学領域」「薬学教育領域」「総合科学領域」としている。

薬学研究科薬科学専攻博士前期課程は、4年制薬学教育で修得した知識・技能を基礎として、薬科学領域における先端的な研究及び知識・技能の教授を通じて、優れた国際的視野を持つ研究能力を備えた研究者・技術者となることのできる人材を養成することを目的としていることを踏まえ、学部教育からの接続を念頭に「分子構造・機能解析学領域」「創薬

化学領域」「生物・予防薬学領域」の3つの研究領域で構成する。また、同専攻博士後期課程は同専攻前期課程からの発展を念頭に、特に創薬研究を通じて学問の体系的な発展及び継承を担う研究者・教育者となることができる人材を養成することを目的としていることを踏まえ、同専攻博士前期課程と同様の「分子構造・機能解析学領域」「創薬化学領域」「生物・予防薬学領域」の3つの研究領域で構成する。なお、これらの研究領域については、前述の「教育課程の編成とその体系及び特色」に記載するとおりである。【資料 23：基礎となる学部と設置する大学院薬学研究科薬科学専攻における教育研究領域との繋がり】

8. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

大学の理念、目的、設置する薬学研究科・各専攻課程の目的、養成する人材像に基づき、薬学研究科薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、同後期課程の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、以下のとおり定める。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【薬学研究科薬学専攻博士課程】

6年制学部を基礎とする博士課程であり、大阪医科薬科大学の理念を理解し、本大学院薬学研究科薬学専攻博士課程の人材養成の目的に応えられ、柔軟な思考力と豊かな創造性を有する次のような学生を求めています。

1. 薬学研究者としての広い視野と高い専門性を修得し、国民の健康の維持増進に寄与することに強い意欲を持つ者。
2. 医療人としての優れた臨床的解析力・技能・倫理観を修得し、疾患の予防及び治療に寄与することに強い意欲を持つ者。

なお、社会的な要請を考慮し、薬剤師として3年以上の実務経験を有する旧4年制薬学卒業者及び国内外において修士の学位を授与された者も募集対象とします。

また、入学者は、「外国語（英語）」「小論文（専門課題）」「面接」「発表・口頭試問」により評価・判定の上、選抜します。

【薬学研究科薬学専攻博士課程 がん専門薬剤師養成コース】

6年制学部を基礎とする博士課程であり、大阪医科薬科大学の理念を理解し、本大学院薬学研究科薬学専攻博士課程の人材養成の目的に応えられ、柔軟な思考力と豊かな創造性を有する次のような学生を求めています。

1. 薬学研究者としての広い視野と高い専門性を修得し、国民の健康の維持増進に寄与することに強い意欲を持つ者。

2. 医療人としての優れた臨床的解析力・技能・倫理観を修得し、疾患の予防及び治療に寄与することに強い意欲を持つ者。

3. がん医療分野における薬剤師として、安全で有効な医療を推進することに強い意欲を持つ者。

なお、社会的な要請を考慮し、薬剤師として3年以上の実務経験を有する旧4年制薬学卒業者も募集対象とします。

また、入学者は、「外国語（英語）」「小論文（専門課題）」「面接」「発表・口頭試問」により評価・判定の上、選抜します。

【薬学研究科薬科学専攻博士前期課程】

4年制学部（薬学・農学・工学・理学部等）を基礎とする博士前期課程であり、大阪医科薬科大学の理念を理解し、本大学院薬学研究科薬科学専攻博士前期課程の人材養成の目的に応えられ、柔軟な思考力と豊かな創造性を有する次のような学生を求めています。

- ・生命科学や創薬科学に関連する薬科学領域において、先端的な研究技能、知識及び倫理観を修得し、国際的視野を持つ研究者・技術者として活躍することに強い意欲を持つ者。

なお、外国において学校教育における16年の課程を修了した者も募集対象とします。

また、入学者は、「外国語（英語）」「小論文（専門課題）」「面接」「発表・口頭試問」により評価・判定の上、選抜します。

【薬学研究科薬科学専攻博士後期課程】

博士前期（修士）課程を基礎とする博士後期課程であり、大阪医科薬科大学の理念を理解し、本大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程の人材養成の目的に応えられ、柔軟な思考力と豊かな創造性を有する次のような学生を求めています。

- ・生命科学、創薬科学、高度先端医療分野に密接に関連する薬科学研究分野において、高度な専門的知識、研究技能及び倫理観を修得し、創薬研究の発展を担う研究者・技術者として活躍することに強い意欲を持つ者。

なお、外国において修士の学位を授与された者も募集対象とします。

また、入学者は、「外国語（英語）」「面接」「発表・口頭試問」により評価・判定の上、選抜します。

アドミッション・ポリシーは、大阪薬科大学大学院薬学研究科における内容を踏襲するものであり、「3ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）」、専攻毎の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシ

一)」と「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえて策定したものである。

（２）入学者選抜の体制、実施・選抜方法

大学院薬学研究科の入学者選抜制度は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、薬学部及び薬学研究科における入学者選抜に係る調査・研究、企画・立案、分析及び評価等を担うアドミッション・オフィスにおいて、入学試験結果の分析・評価等に基づき検討・策定し、薬学研究科教授会での審議を経て、学長が決定する体制としている。

また、入学者選抜制度は、大阪薬科大学大学院薬学研究科として実施した令和元年度入学試験から、全専攻課程２回（１次・２次）の計８回の試験日を設定しており、その概要は次のとおりである。なお、薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程においては、医療機関、行政機関、企業等に在職する者で、課程毎に定める出願資格を満たし、入学後も引き続きその身分を有する者を社会人として取り扱う。

① 薬学専攻博士課程入学試験

② 薬学専攻博士課程がん専門薬剤師養成コース入学試験

実施時期：１次９月上旬、２次３月上旬

募集人員：薬学専攻博士課程（がん専門薬剤師養成コース含む）として３名（２次若干名）

①は社会人・留学生も対象、②は社会人も対象

出願資格：・大学の薬学（６年制）・医学・歯学又は獣医学課程を卒業した者又は卒業見込みの者、ただし②は薬剤師の資格を有し、大学の薬学（６年制）課程を卒業した者又は卒業見込みの者

・薬剤師資格を取得後、薬剤師の実務経験３年以上の経歴を有する者（旧４年制薬学卒業者を含む）等

選抜方法：外国語科目（英語）、記述問題（専門課題）、発表・口頭試問、面接及び提出書類（成績証明書、志望理由書、卒業研究要旨又は研究報告書（社会人）、実務経験経歴書類等）により総合的に評価・判定し、入学者を選抜する。

③ 薬科学専攻博士前期課程入学試験

<p>実施時期：1次8月下旬、2次10月下旬</p> <p>募集人員：5名（2次若干名）留学生も対象</p> <p>出願資格：大学の4年制課程を卒業した者又は卒業見込みの者 等</p> <p>選抜方法：外国語科目（英語）、記述問題（専門課題）、発表・口頭試問、面接及び提出書類（成績証明書、志望理由書、卒業研究要旨等）により総合的に評価・判定し、入学者を選抜する。</p>
--

<p>④ 薬科学専攻博士後期課程入学試験</p>
<p>実施時期：1次9月上旬、2次2月下旬</p> <p>募集人員：2名（2次若干名）社会人・留学生も対象</p> <p>出願資格：修士の学位を有する者又は修了見込みの者 等</p> <p>選抜方法：外国語科目（英語）、発表・口頭試問、面接及び提出書類（成績証明書、修士論文、研究報告書（社会人）等）により総合的に評価・判定し、入学者を選抜する。</p>

入学志願者の評価と選抜は、薬学研究科教授会の下に設置する大学院委員会において、各入学試験の可否基準を立案し、薬学研究科教授会において審議の上、学長が合格者を決定する。

9. 学外演習・実習の具体的計画

従前より、大阪薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程では、1年次又は2年次で「臨床連携治療演習」を配置しており、大阪医科大学附属病院及びその関連病院等との連携の下で、臨床で活躍する薬剤師に求められる知識・技能の維持及び向上、さらにチーム医療における薬学的管理に必要な判断力、実践力を涵養するため、実際の医療チームに参加させ症例が抱える課題についてディスカッション等の演習を行っている。具体的な内容としては、訪問看護ステーションの看護師に同行し、在宅医療の現状を体験したり、特別養護老人ホームやグループホーム等、高齢者の介護施設を訪問し、高齢者福祉の現状を体験したりすることを通して、地域包括ケアシステムにおける多職種との関わり並びに薬剤師の役割について理解を深めるものである。

指導体制としては、大学院指導資格を有する実務家教員を多数配置する臨床薬学教育研究センターを中心として、協力病院等との間で本科目をコーディネートし、成績評価に責任を持つ体制としている。

設置する薬学専攻博士課程においても、これを踏襲し、大学統合のメリットを活かし大阪医科大学附属病院及びその関連病院等との連携を強化していく。その他、大阪薬科大学では神戸市立医療センター中央市民病院、高槻赤十字病院、国立病院機構大阪医療センター等の医療機関や大阪大学医学部等の他大学院と学術交流協定を締結しており、同専攻博士課程における臨床研究、あるいはトランスレーショナル・リバーstransレーショナルリサーチを推進することが可能なものとしている。これについても設置する薬学研究科薬学専攻博士課程として承継し、協力体制を維持継続していく。【資料 24：学術交流協定書】

また、同専攻博士課程に設置するがん専門薬剤師養成コースにおいては、まさに、大学病院あるいはがん診療拠点病院に勤務する社会人薬剤師を大学院学生として受け入れ、その教育の過程で、医師・看護師・細胞検査技師・医学物理士等、様々な職種の医療従事者との連携並びに相互協力をより実践的に習得することに重きを置いている。このコースは、前述の「大学院薬学研究科設置の必要性と各専攻の特徴」に記載するとおり、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プランに事業採択された「ゲノム世代高度がん専門医療人の養成」の展開を念頭に設置するものである。

申請大学の大阪大学をはじめとする 7 大学（大阪大学、京都府立医科大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、和歌山県立医科大学、神戸薬科大学及び大阪薬科大学：大学統合後も大阪医科薬科大学薬学部として参画）が相互に連携・補完し、それぞれの特徴を活かしてゲノム医療、小児がん・希少がん、様々なライフステージに応じたがんプロフェッショナルを育成するとともに、関西におけるがん医療向上を図っている。

このコースでは、がん化学療法及び緩和ケアに用いる薬剤調製に関連する演習、医薬品管理・医薬品情報・院内調剤に関する演習、がん医療に関与するチームが実施するキャンサーボードの見学、がん患者の退院時指導の実践、がんの病理組織検査、外科手術、放射線療法等、がん医療に関与するチームが実施する治療・検査の見学等を行う「がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」や、がん専門薬剤師・指導薬剤師等の指導の下にがん治療を行い、症例研究を進める「薬学臨床研究・特別研究」を実施する。これらの演習や臨床研究の実施にあたっては、前述の医療機関との学術交流協定を活かし実習生の受け入れ態勢を整えているほか、大阪大学医学部附属病院とも連携し、がん専門薬剤師の基盤を育成するための教育体制を整えている。これらの機関はいずれも日本医療薬学会の認定するがん専門薬剤師研修施設である。指導体制としては、臨床薬学教育研究センターに配置する大学院指導資格を有する実務家教員（がん専門薬剤師を含む）を中心として、このよう

な本学の指導教員と臨床現場の薬剤師等が連携する形をとる。臨床現場での指導は各医療機関に所属する医師やがん指導薬剤師の資格を持つ薬剤師を中心に行われる。本学の指導教員は、現場の医師・薬剤師・看護師等と連携し、学術的な面からのフォローアップを行う。特に「薬学臨床研究・特別研究」の実施にあたっては、臨床薬学教育研究センターを中心とした所属研究室との連携による臨床研究を主体とする学位論文のテーマに沿った共同研究の実施が可能な教育研究体制とする。症例研究の成果を学位論文にまとめていくにあたっては、学生毎に定める研究指導教員が連携医療機関との間で定期的にその進捗を確認し、責任をもって適切な指導を行う。

10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

薬学専攻博士課程においては社会で活躍する薬剤師に、薬科学専攻博士後期課程においては企業・研究所等で勤務する者に対して教育研究の場を提供する教育課程であることを踏まえ、これらの職業等を有する学生の学びを支援するため、長期履修学生として一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める。また、この長期履修制度の導入にあたり、大学院設置基準第14条に基づき、教育方法の特例を適用し、授業及び研究指導を行う。

(1) 修業年限

標準修業年限に2年を加え、薬学専攻博士課程は6年まで、薬科学専攻博士後期課程は5年までとすることができる。長期履修は、学生の希望に基づき学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員から申請され、薬学研究科教授会の議を経て、学長が許可を決定する。これについては、大学院学則及び大学院薬学研究科における長期履修に関する規程に定める【資料25：大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程】

(2) 履修指導及び研究指導の方法

指導教員は、対象となる社会人学生との間で入学時及び各年度初めに面談を行い、勤務状況等を考慮して十分な教育・研究指導を行える計画を策定し、指導に当たる。

(3) 授業の実施方法

大学院設置基準第14条に基づき、教育方法の特例を適用する。具体的には、履修指導及び研究指導は学位論文の作成にあたり学生毎に定める指導教員と相談をしながら勤務状況等を考慮した個別の対応を図るものとし、授業の実施は個別の状況を踏まえ平日夜間や土曜日等を開講する等、便宜を図るものとする。

(4) 教員の負担の程度

薬学研究科の収容定員 28 名に対し、薬学専攻博士課程に 45 名、薬科学専攻博士後期課程に 20 名の専任教員を配置していること、大学院教育は各領域でのオムニバス形式での授業を実施することより、個々の教員に過度の負担はかからないと考える。平日夜間や土曜日等の開講への対応については、時間割の編成において、事前に担当教員との調整を行う。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は、平日は 20 時まで、土曜は 16 時 30 分まで開館している。パソコン等の情報機器の利用は、図書館に備え付けられているほか、社会人学生が所属する研究室において 24 時間利用可能となっている。また、データベース・文献検索等も学内外から 24 時間利用可能なシステムを構築している。

食堂は平日・土曜ともに 11 時から 15 時まで、学生ラウンジは平日 7 時から 22 時、土曜 7 時から 17 時、日曜・祝日 7 時から 15 時まで利用できる。また、学生の厚生を担当する事務職員を配置し、個別対応を行う体制を整えている。

(6) 入学者選抜の概要

社会人を対象とする入学者選抜制度は、上述の「8. 入学者選抜の概要」のとおり、アドミッション・ポリシーに基づき、通常の入学志願者と同様に実施する。

① 薬学専攻博士課程入学試験

② 薬学専攻博士課程がん専門薬剤師養成コース入学試験

実施時期：1 次 9 月上旬、2 次 3 月上旬

募集人員：薬学専攻博士課程（がん専門薬剤師養成コース含む）として 3 名（2 次若干名）

①は社会人・留学生も対象、②は社会人も対象

出願資格：・大学の薬学（6 年制）・医学・歯学又は獣医学課程を卒業した者又は卒業見込みの者、ただし②は薬剤師の資格を有し、大学の薬学（6 年制）課程を卒業した者又は卒業見込みの者

・薬剤師資格を取得後、薬剤師の実務経験 3 年以上の経歴を有する者（旧 4 年制薬学卒業者を含む） 等

選抜方法：外国語科目（英語）、記述問題（専門課題）、発表・口頭試問、面接及び提出書類（成績証明書、志望理由書、卒業研究要旨又は研究報告書（社会人）、実務経験経歴書類等）により総合的に評価・判定し、入学者を選抜する。

③ 薬科学専攻博士後期課程入学試験

実施時期：1次9月上旬、2次2月下旬

募集人員：2名（2次若干名）社会人・留学生も対象

出願資格：修士の学位を有する者又は修了見込みの者 等

選抜方法：外国語科目（英語）、発表・口頭試問、面接及び提出書類（成績証明書、修士論文、研究報告書（社会人）等）により総合的に評価・判定し、入学者を選抜する。

（7）必要とされる分野であること

大学院薬学研究科の設置に際し、地域の医療機関や薬局、製薬関連企業や行政機関からの人材需要に関するアンケート調査を実施したところ、薬学専攻においては有効回答件数の97%の事業所が、薬科学専攻においては72%の事業所が「採用したいと思う」との回答を得た。【資料1：大学院薬学研究科修了生に対する採用意向調査集計表】

また、薬剤師や研究職等の現職の社会人に対して実施した進学意向に関するアンケート調査では、薬学専攻博士課程へは29人（約40%）、薬科学専攻博士後期課程へは22人（約30%）が進学（入学）したいとの意向を示しており、いずれの専攻に対しても、社会からの人材需要と、現職の社会人からの進学意向の高さを窺い知ることができる。【資料26：大学院薬学研究科進学意向調査（社会人）集計表】

なお、薬学専攻においては、医療現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師の養成を主たる目的とし、一方の薬科学専攻では、創薬科学及び生命科学を中心とする薬科学領域における研究者の養成を主たる目的としており、これらの分野は、前述の「平成17年大学院答申」及び「平成23年大学院答申」において指摘された医療系大学院に求められる機能と合致するものである。

（8）大学院を専ら担当する専任教員を配置する等の教員組織の整備状況

大学院薬学研究科には、大学院専属の専任教員は置かないが、それぞれ薬学専攻博士課程に45名、薬科学専攻博士後期課程に20名の専任教員を配置し、各領域でのオムニバス形式での授業を展開する他、専攻間での兼担制度により、十分な教育・研究指導を行える教員組織を整備している。

11. 管理運営

本学の教学マネジメントは、学長をリーダーとし、その下に各研究科の研究科長を置くとともに、学長が必要と認めた場合は、副学長を置くことができる体制とする。

また、学長－研究科長のマネジメント体制を効果的に機能させるため、以下の会議体や教学面における管理運営に必要な組織を設置し、教学のガバナンスを構築する。

(1) 学部間協議会

学部間協議会（仮称）は、学長、副学長、学部長・研究科長及び各学部・研究科の必要な教員をもって構成し、学長が議長となり、定例として原則毎月一回開催する。

学部間協議会は、各学部・研究科教授会での審議事項の共有、各学部・研究科間の調整を行うとともに、次に掲げる事項について学長が決定するに当たり、審議のうえ意見を述べる。

- ・教育・研究・大学運営面における全学的又は学部・研究科横断的な重要事項
- ・学則その他重要な全学的又は学部・研究科横断的規則の改廃
- ・その他、必要と認められる事項

(2) 研究科教授会

大学院学則第 38 条に基づき、研究科毎に研究科教授会を設置する。研究科教授会は、研究科毎に研究科長及び大学院の指導資格を有する教授で構成し、研究科長が議長となり、定例として毎月一回開催する。なお、学長は研究科教授会に陪席することができる。

研究科教授会は、次に掲げる事項について学長が決定するに当たり、審議のうえ意見を述べる。

- ・学生の入学、卒業及び課程の修了
- ・学位の授与
- ・上記の他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（以下の 1～9）
 1. 学則制定、改廃に関する事項
 2. 学部の管理、運営及び諸規程の制定、改廃に関する事項
 3. 教授、准教授その他教員の候補者に対する適格性審査に関する事項
 4. 教育課程、授業、試験又は進級判定等に関する事項
 5. 学生の教育研究に関する事項
 6. 研究生又は科目等履修生等に関する事項
 7. 所属職員の教育研究活動、教育研究における I R 及び危機管理に関する事項
 8. 附置施設の教育研究上の利用に関する事項

9. その他、学長が諮問する事項

なお、薬学研究科においては審議内容に応じ、薬学研究科長及び大学院の指導資格を有する教授、准教授、講師をもって構成する拡大研究科教授会を不定期に開催する。

(3) 委員会等

薬学研究科の教育課程の編成や教育研究の推進、その他専門的な事項を審議するため、各種委員会等の組織を設置する。委員会は、学長や薬学研究科教授会からの諮問事項及び当該委員会が所掌する事項について審議し、必要な任務を遂行する。以下に薬学部における主要な委員会を示す。

- ・ 大学院委員会
- ・ 学生部委員会
- ・ キャリアサポート部委員会
- ・ 研究倫理委員会
- ・ 研究委員会
- ・ 研究倫理審査委員会
- ・ 共同研究センター運営委員会
- ・ FD 委員会
- ・ 自己点検・評価委員会

12. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の基本方針

大阪医科薬科大学大学院学則第2条に、大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院の教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行う旨定めている。これを受け、大学に設置する大阪医科薬科大学教育戦略会議及び研究戦略会議が全学的な内部質保証の推進を担う。この戦略会議は、「学長が提唱し、戦略会議で定めた教学目标を実現するために必要な事項に関する企画を立案し、教育及び研究活動等に関する展開及び内部質保証を推進する」ことを任務としている。この戦略会議の下に、学部・研究科の自己点検・評価組織として薬学部長（研究科長を兼任）を長とする「薬学部／薬学研究科自己点検・評価委員会」を設置する。【資料27：大阪医科薬科大学薬学部／大学院薬学研究科 自己点検・評価委員会規程】

薬学部／薬学研究科自己点検・評価委員会の任務は、「薬学部等の教育研究水準の向上を図り、薬学部等の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等に関する事項（下記の(2)に記載）について自己点検・評価を実施し、薬学部等の内部質保証を推進すると

もに、もって本学における内部質保証の推進に寄与するものとする」と委員会規程に明示する。

薬学部／薬学研究科自己点検・評価委員会が実施する自己点検・評価の結果や、この結果に基づき策定する改善計画等については、全学的内部質保証推進組織に報告することとし、これをもって学部・研究科における PDCA サイクルを機能させるとともに戦略会議による学部・研究科の内部質保証活動の管理や全学的な目標等にも対応していく。なお、このような PDCA サイクルを機能させる考えは、大阪薬科大学での考えと同様であり、大学統合後は戦略会議に踏襲する。大阪薬科大学において全学的組織であった内部質保証委員会は、学部・研究科の自己点検・評価組織である薬学部／薬学研究科自己点検・評価委員会に引き継ぐものとする。

大学機関別認証評価については、大阪薬科大学では平成 16 年度（第 1 期）、平成 23 年度（第 2 期）、平成 30 年度（第 3 期）に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、同協会が定める基準に適合しているとの認定を受けた。

大阪医科大学では平成 18 年度（第 1 期）、平成 25 年度（第 2 期）に同協会による認証評価を受審し、同協会が認める基準に適合しているとの認定を受け、令和 2 年度に第 3 期認証評価を受審する。大学統合後は、文部科学省及び同協会からの見解を受け、大阪医科大学の受審サイクルにより大学機関別認証評価に対応することとなる。

大阪薬科大学においては実施していた大学機関別認証評価や分野別評価等の自己点検・評価結果については、大学統合後についても薬学部・薬学研究科ホームページにおいて公表を継続するものとし、これまでの大阪薬科大学としての内部質保証は薬学部・薬学研究科に全て承継するものとする。

（2）自己点検・評価の基本項目

薬学部・薬学研究科における自己点検・評価の項目については、薬学部／薬学研究科自己点検・評価委員会規程において次のとおり明示する。この項目は全学内部質保証推進組織である大阪医科薬科大学教育戦略会議及び研究戦略会議が実施する検証項目と同様のものであり、全学組織と学部・研究科組織の活動が連動する形とする。

- ①全学内部質保証推進組織からの要請等に関すること
- ②薬学部等の理念・目的の策定及び検証に関すること
- ③薬学部等のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー（3 ポリシー）の策定及び検証に関すること
- ④3 ポリシーに基づく薬学部等の学習成果、教育課程及び入学者選抜の成果の検証に関すること

- ⑤薬学部等の教育研究組織、教員組織、学生支援、教育研究環境、社会連携・社会貢献の方針の策定及び検証に関すること
- ⑥薬学教育第三者評価（分野別評価）の受審に関すること
- ⑦機関別認証評価及びその他内部質保証に関すること

13. 情報の公表

(1) 公表の取組み

本学では、大学設置基準第2条、学校教育法第113条の定め及び学校教育法施行規則第172条の2の改正による「教育研究活動等に関する情報公表」の義務化に基づき、大学運営や教育研究等の諸事項について、公的な教育機関としての社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究活動の質的向上を図ることを目的として、これらの情報を積極的に公表する。

設置する大学院薬学研究科においても、ステークホルダーが適切に必要な情報を得られるよう配慮し、各専攻課程の教育研究上の目的等について情報を公表する。

教育情報の公表については、インターネットを利用し広く周知を図ることとする。ホームページ上では、「トップ>大学紹介>公表情報」へと明確にリンクさせ、ステークホルダーにとって分かりやすく閲覧することができるように準備する。

ホームページアドレス（予定）：<https://www.ompu.ac.jp/about/disclosure/index.html>

(2) 公表項目

次の教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

①大学の教育研究上の目的に関すること

- ・大学の基本姿勢（建学の精神、学是、教育研究上の目的、教育指針、教育の特色）
- ・学部・学科／研究科・専攻の概要（教育目的、教育指針、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、取得を目指せる資格）

②教育研究上の基本組織に関すること

- ・学部・学科／研究科・専攻、研究室一覧

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員一覧（学位を含む）、教員数、教員組織、研究業績一覧

④入学者に関する受入方針及び入学者の数， 収容定員及び在学する学生の数， 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・学部・学科／研究科・専攻のアドミッション・ポリシー

- ・入学定員・入学者数・入学者数推移、収容定員・在籍者数、学位授与数
- ・卒業者数、就職実績（就職・求人状況）、就職先情報（業種別実績）

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・学部・学科／研究科・専攻のカリキュラム・ポリシー
- ・学びの特色、学則、年間の授業計画(シラバス)

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること

- ・学部・学科／研究科・専攻のディプロマ・ポリシー
- ・学則、学位規程

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパスマップ、施設紹介、校地・校舎面積、学習環境、課外活動の状況、主な交通手段、耐震化率

⑧授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・入学金、学費、その他の学生納付金関連経費

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・修学支援体制、経済的支援体制、学生生活支援体制、就職支援体制、高等教育の修学支援制度への対応

⑩その他の教育研究活動等

- ・学位論文にかかる評価にあたっての基準
- ・国際交流（国際交流助成事業、提携校、外国語教育支援プログラム）
- ・社会貢献活動（地域連携、市民講座）
- ・大学機関別認証評価における評価報告書、自己点検・評価報告書
- ・学事カレンダー、年間行事予定
- ・学内の行事や出来事（随時トピックスとして配信）

上記の他、次の財務及び経営に関する情報を公表する。

- ・事業計画書及び事業報告書
- ・計算書類
- ・寄附行為
- ・役員名簿

1 4. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修

(1) 教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等（FD 研修）

教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等（FD 研修）については、大阪薬科大学薬学研究科における体制及び内容を踏襲した上で、さらに発展を目指すものとする。

FD 研修の組織的な対応にあたり FD 委員会を設置する。【資料 28：大阪医科薬科大学薬学部／大学院薬学研究科 FD 委員会規程】

具体的には、授業に関する学生へのアンケート調査、教員の職能を高めるための研修会等の実施、ティーチング・ポートフォリオの導入等を実施する。【資料 29：FD 実施状況一覧】

アンケート調査結果は、学内専用ホームページで、学生及び教職員に公開する。公開授業については、前期・後期のそれぞれで FD 委員会を選定する教員の講義を教員が参観し、評価する。

教員の職能を高めるための研修会については、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーをはじめ、アクティブ・ラーニング、学生ポートフォリオと GPA の活用事例等の関心が高い事項を取り上げ、ワークショップ形式により開催する。

ティーチング・ポートフォリオについては、教員自身の教育理念や教育活動等、教育の方法、教育の成果や今後の目標までを自己省察等を用いて記載させ、「教育業績ファイル」として将来の授業の向上や改善等のために導入する。

特に大学院を担当する教員の資質の維持向上については、研究活動の評価の充実が求められる。これに関しては、研究業績の客観的評価を導入し、全教員の年間研究業績（原著論文、総説、著書、特許、学会・シンポジウム発表等）を点数化して研究業績指数としてまとめ、研究資源配分の際の基礎資料として利用するとともに、個人の研究業績指数を各教員に通知し、研究業績の自己点検・評価を促すことで対応している。

（2）管理運営に必要な教職員への研修等（SD 研修）

本法人では、「学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針」及び大阪医科大学、大阪薬科大学それぞれの年度計画に基づき、組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施している。【資料 30：学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針】

本基本方針において、SD とは「教育研究、診療活動の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（別に実施するファカルティ・ディベロップメント（FD）に関するものを除く。）を指し、法人に所属する全ての職員を対象とするものの他、SD の実施内容に応じて、事務職員、教員や学長等の大学執行部、医療技術職員、管理職や監督職あるいは若年職員や中堅職員等、対象者を指定して実施する。

法人合併後、SD に関する基本方針を法人として統一し、実際の企画・実施は年度計画に基づき大学毎に行いながら、取扱うテーマによっては、大阪薬科大学所属職員を大阪医科大学主催の SD に派遣する等、大学間での柔軟な連携により推進してきた。【資料 31：大阪薬科大学 SD 基本計画】

大学統合後は、学部横断的に実施すべきSDについては全学的研修として扱うよう、研修区分の見直しを行う。これまで大学毎に実施してきた階層別研修については、大学事務局を中心に企画、全学的に実施することとする。また、テーマ別研修のうち、例えばハラスメント・人権・厚生補導等に関するものについては、関係委員会主導のもと、全学的に実施することとする。一方、テーマ別研修のうち、薬学部特有のテーマ（薬学部3ポリシー関連等）を扱う場合は、所属別研修として学部を実施する等、SDの内容に応じ、より効果的な企画・実施に努める。以上のように、大阪医科大学、大阪薬科大学で独自に築きあげてきたSD実施基盤をもとに、大学統合後は、委員会及び事務組織等の連携を実現し、研修機会の一層の充実を目指す。

参考として、大阪薬科大学及び大阪医科大学におけるSDの実施状況を資料として示す。

【資料32：SD実施状況一覧】

15. 転入学する学生への措置について

(1) 学生、保護者、入学志願者及び関係組織等の周知方法

令和3年度に大阪医科大学（大阪医科薬科大学へ名称変更申請予定）に薬学部及び大学院薬学研究科を設置（薬学部及び薬学研究科各専攻課程の各年次の同時開設）し、現在の大阪薬科大学及び同大学院薬学研究科を廃止することから、現在の大阪薬科大学及び同大学院薬学研究科に在籍する学生を設置する薬学部及び大学院薬学研究科に転入学させる計画については、学生、保護者に十分に周知・説明している。

転入学する学生に対しては、事前に学生掲示板及びポータルサイトにて周知したうえで、令和元年6月18日～20日開催の大学統合説明会において、転学に係る経緯及び今後の予定を周知し、同意を得た上で「転学承諾書」を取得している。

学生の保護者に対しては、令和元年5月28日に大学統合に関する説明文「大阪薬科大学と大阪医科大学との大学統合計画について」を郵送し、さらに令和元年6月15日、22日に大学統合説明会を開催した。また、令和元年9月から10月にかけて実施した父母懇談会において、大学統合の進捗状況等を随時説明し、理解を得ている。

大阪薬科大学の志願者に対しては、平成31年度のオープンキャンパスにて大学統合に関する説明リーフレットを配布し、入試担当職員による近畿地区及び西日本地域を中心とした高等学校訪問の際にも同リーフレットを配布し、説明を行っている。また、令和2年度の大学案内（志願者向けパンフレット）においても、大学統合の計画を記載した頁を設ける等、統合計画を広く周知している。

令和2年度の大阪薬科大学の入学予定者に対しては、入学手続き案内において、大学統合の計画と入学後に設置する薬学部又は大学院薬学研究科に転学することとなる旨を十分に説明し、これらの了承のもと、入学手続きを行うこととしている。

現在の大阪薬科大学の外郭団体である大阪薬科大学同窓会や教育研究等で関連のある大阪府薬剤師会及び大阪府病院薬剤師会をはじめとする近畿地区の各都道府県薬剤師会及び病院薬剤師会、所在する高槻市薬剤師会及び一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習近畿地区調整機構に対しては、大学統合計画の主旨について説明を行い、賛同を得ている。

(2) 転学に伴う教育方法の担保

設置する大学院薬学研究科各専攻課程を開設する令和3年4月1日に大阪薬科大学から転学する学生に対しては、教育の質を担保するため、大阪薬科大学大学院薬学研究科の入学年度の教育課程や履修に関する事項を継続して適用する。

この対応にあたっては、大学院薬学研究科規程の附則に「平成30年度以前の大阪薬科大学大学院入学生に適用する別表1-1~4については別に定める」と明示することにより、学生の入学年度に応じた異なる取扱いの所在を明確なものとし、当該転学する学生が修了するまでの間、確実に教育方法を担保していく（平成31年度から令和2年度までの大阪薬科大学大学院入学生に適用する教育課程等については、この度設置する薬学研究科各専攻課程の教育課程等との差異はない）。

その他、修学のための履修指導の方法、健康管理、ハラスメント対策及び障がい者への支援、就職活動支援等、大阪薬科大学において提供してきた学生生活支援サービスはその質や内容を落とすことなく継続し、学生の安心・安全対策への配慮も適切に行う。

以上の通り、転入学する学生への教育条件の維持並びに学生支援等については万全を期すこととする。

設置の趣旨等を記載した書類(薬学研究科) 資料目次

- 【資料 1】 大学院薬学研究科修了生に対する採用意向調査集計表
- 【資料 2】 薬学研究科学位論文審査基準
- 【資料 3】 薬学専攻博士課程カリキュラムマップ
- 【資料 4】 薬学専攻博士課程（がん専門薬剤師養成コース）カリキュラムマップ
- 【資料 5】 薬科学専攻博士前期課程カリキュラムマップ
- 【資料 6】 薬科学専攻博士後期課程カリキュラムマップ
- 【資料 7】 大阪医科薬科大学薬学部 定年退職規則
- 【資料 8】 大阪医科薬科大学薬学部 定年退職者の再任用に関する特例内規
- 【資料 9】 薬学専攻博士課程 履修モデル
- 【資料 10】 薬学専攻博士課程（がん専門薬剤養成コース） 履修モデル
- 【資料 11】 薬科学専攻博士前期課程 履修モデル
- 【資料 12】 薬科学専攻博士後期課程 履修モデル
- 【資料 13】 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程がん専門薬剤師養成コースにおける e-Learning によるがん医療関連講義科目の履修要項
- 【資料 14】 薬学研究科研究指導計画書の作成要領
- 【資料 15】 課程修了までのスケジュール
- 【資料 16】 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程
- 【資料 17】 大阪医科薬科大学 学位規程

- 【資料 18】 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則
- 【資料 19】 大阪医科薬科大学薬学部 研究倫理審査委員会規程
- 【資料 20】 大学院研究室（自習室）の見取り図
- 【資料 21】 薬学研究科授業時間割モデル
- 【資料 22】 基礎となる学部と設置する大学院薬学研究科薬学専攻における教育研究領域との繋がり
- 【資料 23】 基礎となる学部と設置する大学院薬学研究科薬科学専攻における教育研究領域との繋がり
- 【資料 24】 学術交流協定書
- 【資料 25】 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程
- 【資料 26】 大学院薬学研究科進学意向調査（社会人）集計表
- 【資料 27】 大阪医科薬科大学薬学部／大学院薬学研究科 自己点検・評価委員会規程
- 【資料 28】 大阪医科薬科大学薬学部／大学院薬学研究科 FD 委員会規程
- 【資料 29】 FD 実施状況一覧
- 【資料 30】 学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針
- 【資料 31】 大阪薬科大学 SD 基本計画
- 【資料 32】 SD 実施状況一覧

大学院薬学研究科修了生に対する採用意向調査 集計表

Q1. 企業・役所等の業種別

業種	企業	機市都 関役道 所府 等県 の庁 行政	病院	ド調 ラ剤 ッ薬 グ局 スト ア	その他
件数	13	2	11	10	0
%	36.1%	5.6%	30.6%	27.8%	0.0%

Q2. 貴社・貴団体では、どのような学問を学んだ人物を採用したいと考えますか。

(複数回答可)

分野	薬学	医学・歯学	看護学	シ ョ ン ピ リ テ ー	療医 放療 射技 術学 など (診	健保 康健 科学 学、 体育	工学	その他 理系	社会学	その他 文系	その他 ()
件数	36	13	11	6	6	4	4	9	1	6	0
%	100.0%	36.1%	30.6%	16.7%	16.7%	11.1%	11.1%	25.0%	2.8%	16.7%	0.0%

Q3. 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科を修了した人材を採用したいと思いませんか。

①薬科学専攻 博士前期課程(修士課程) ②薬科学専攻 博士後期課程(博士課程) ③薬学専攻 博士課程

採用意向	①薬科学専攻 博士前期課程(修士課程)			②薬科学専攻 博士後期課程(博士課程)			③薬学専攻 博士課程		
	思採 う用 した いと	思採 わ用 ない いと	な採 い用 対象 では	思採 う用 した いと	思採 わ用 ない いと	な採 い用 対象 では	思採 う用 した いと	思採 わ用 ない いと	な採 い用 対象 では
件数	26	0	10	26	0	10	35	0	1
%	72.2%	0.0%	27.8%	72.2%	0.0%	27.8%	97.2%	0.0%	2.8%

Q4. 現社員・職員の社会人入学制度を利用した大阪医科薬科大学大学院薬学研究科への進学についてどのように考えますか。

①薬科学専攻 博士後期課程(博士課程)

②薬学専攻 博士課程

進学について	①薬科学専攻 博士後期課程(博士課程)				②薬学専攻 博士課程			
	積 極 的 に 勧 め る	あ る 程 度 勧 め る	め希 望 が あ れ ば 認 め る	認 め ない	積 極 的 に 勧 め る	あ る 程 度 勧 め る	め希 望 が あ れ ば 認 め る	認 め ない
件数	4	10	21	1	8	8	20	0
%	11.1%	27.8%	58.3%	2.8%	22.2%	22.2%	55.6%	0.0%

薬学研究科学位論文審査基準（案）

（令和3年4月1日施行）

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における学位論文審査基準について、以下のとおり定める。

薬科学専攻博士前期課程

広く高度で知的な素養と幅広く深い学問的知識を身に付け、柔軟な応用力を備えた研究能力、倫理観、さらには国際的視野を持つことを学位授与の基準としていることから、学位論文は次の基準により審査します。

1. 研究背景及び研究課題に関して十分な知識を有している
2. 研究目的を適切に設定できている
3. 実験を適切に計画し、自立的に遂行できている
4. 実験結果を適切に解析し、評価できている
5. 関連領域の論文を適切に引用し、十分な考察ができている
6. 研究内容は独創性及び新規性に富んでいる
7. 学位論文に関するプレゼンテーション及び質疑を適切かつ論理的に行うことができる
8. 研究内容及び学位論文は研究者としての倫理にかなっている

薬科学専攻博士後期課程

生命科学の応用として展開される創薬科学や関連する研究領域において、新しい視点と独自の発想から課題を的確に把握し、それを解決できる高度な専門的知識と技能、倫理観を持ち、さらに指導力とリーダーシップを発揮して薬科学領域の研究に貢献できる能力を身に付けていることを学位授与の基準としていることから、学位論文は次の基準により審査します。

1. 研究背景及び研究課題に関して十分な知識を有している
2. 研究目的を適切に設定できている
3. 実験を適切に計画し、自立的に遂行できている
4. 実験結果を適切に解析し、評価できている
5. 関連領域の論文を適切に引用し、十分な考察ができている
6. 研究内容は独創性及び新規性に富んでいる
7. 学位論文に関するプレゼンテーション及び質疑を適切かつ論理的に行うことができる
8. 研究内容及び学位論文は研究者としての倫理にかなっている
9. 査読のある学術雑誌に掲載された又は掲載予定の論文を基礎となる報文としている

薬学専攻博士課程

薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること、優れた臨床的洞察力、観察力、解析力を持ち、臨床現場に精通していること、以上を学位授与の基準としていることから、学位論文は次の基準により審査します。

1. 研究背景及び研究課題に関して十分な知識を有している
2. 研究目的を適切に設定できている
3. 実験を適切に計画し、自立的に遂行できている
4. 実験結果を適切に解析し、評価できている
5. 関連領域の論文を適切に引用し、十分な考察ができている
6. 研究内容は独創性及び新規性に富んでいる
7. 学位論文に関するプレゼンテーション及び質疑を適切かつ論理的に行うことができる
8. 研究内容及び学位論文は研究者としての倫理にかなっている
9. 査読のある学術雑誌に掲載された又は掲載予定の論文を基礎となる報文としている

薬学専攻博士課程 がん専門薬剤師養成コース

薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること、優れた臨床的洞察力・観察力・解析力を持ち、臨床現場に精通していること、がん専門薬剤師に求められる医療における実践を体験し、臨床研究に従事して症例報告や症例検討を行うことができること、以上を学位授与の基準としていることから、学位論文は次の基準により審査します。

1. 研究背景及び研究課題に関して十分な知識を有している
2. 研究目的を適切に設定できている
3. 実験を適切に計画し、自立的に遂行できている
4. 実験結果を適切に解析し、評価できている
5. 関連領域の論文を適切に引用し、十分な考察ができている
6. 研究内容は独創性及び新規性に富んでいる
7. 学位論文に関するプレゼンテーション及び質疑を適切かつ論理的に行うことができる
8. 研究内容及び学位論文は研究者としての倫理にかなっている
9. 査読のある学術雑誌に掲載された又は掲載予定の論文を基礎となる報文としている

薬学専攻博士課程[がん専門薬剤師養成コース]カリキュラムマップ(2019年度以降学生)

カリキュラム・ポリシー	科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		ディプロマ・ポリシー		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
<p>医療薬学、生物・予防薬学と創薬化学、臨床・医療の実践による薬学臨床、さらにこれらを有機的に連携させたトランスレーショナルリサーチと臨床からのフィードバックを取り入れた、総合的な臨床・医療薬学教育を行います。</p> <p>がんに対する基礎と応用の高い研究能力を身に付けるため臨床研修を実施します。がん医療の高度化・均てん化に貢献することのできる知識と技能、態度を修得できるよう、症例報告、症例検討に参加します。</p>	講義	(必修) 医療薬学総論 薬学倫理教育特論								<p>薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感を身に付けていること。</p> <p>優れた臨床的洞察力・観察力・解析力を持ち、臨床現場に精通していること。</p> <p>がん専門薬剤師に求められる医療における実践を体験し、臨床研究に従事して症例報告や症例検討を行うことができること。</p>		
		(必修) 後期:がん医療薬学特論	※1年次～4年次のいずれかで履修する									
		<領域薬学特論Ⅰ> (選択必修) 予防薬学特論Ⅰ 病態解析学特論Ⅰ 医療評価薬学特論Ⅰ	<領域薬学特論Ⅰ> (選択必修) 病態薬理学特論Ⅰ 医薬品動態制御学特論Ⅰ 薬学臨床特論Ⅰ									
				<領域薬学特論Ⅱ> (選択必修) 病態薬理学特論Ⅱ 医薬品動態制御学特論Ⅱ 薬学臨床特論Ⅱ	<領域薬学特論Ⅱ> (選択必修) 予防薬学特論Ⅱ 病態解析学特論Ⅱ 医療評価薬学特論Ⅱ							
		<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅰ 創薬化学特論Ⅰ		<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅱ 創薬化学特論Ⅱ		<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅲ 創薬化学特論Ⅲ						
		(選択必修) e-Learningによるがん医療関連講義	※詳細は薬学研究科薬学専攻博士課程がん専門薬剤師養成コースにおけるe-Learningによるがん医療関連講義科目の履修要項に定める									
		(必修) 外国文献講読		(必修) がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅱ								
		(必修) がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ										
		(必修) 前期・後期:がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅲ	※1年次～4年次のいずれかで履修する									
		(選択必修) 前期・後期:がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ	※1年次～4年次のいずれかで履修する									
(必修) がん臨床研修あるいはがん課題研究の成果発表ならびにその関連分野の総説的講演と質疑討論												
演習	<薬学臨床領域> (選択必修) 前期:処方解析演習、医療評価演習 後期:治験・臨床試験演習	※1年次～4年次のいずれかで履修する										
	<医療薬学領域> (選択必修) 前期:薬効評価演習、病態評価演習	※1年次～4年次のいずれかで履修する										
	<生物・予防薬学領域> (選択必修) 後期:健康環境予防評価演習	※1年次～4年次のいずれかで履修する										
	<創薬化学領域> (選択必修) 前期:創薬化学演習	※1年次～4年次のいずれかで履修する										
	(必修) 薬学臨床研修・特別研究											
実習												

薬科学専攻博士前期課程カリキュラムマップ(2019年度以降学生)

カリキュラム・ポリシー		科目区分	1年次		2年次		ディプロマ・ポリシー
			前期	後期	前期	後期	
基礎薬学の知識の上に立ち、さらに深い専門的学識と倫理観を体得し、専門分野における応用力を向上・充実させます。	講義科目は選択制を基本とし、学生の自主性や専門性に配慮します。	講義	(必修) 薬学倫理教育特論 I	<3領域統合科目> (必修) 領域統合型先端科学特論			広く高度で知的な素養と幅広く深い学問的知識を身に付け、柔軟な応用力を備えた研究能力、倫理観、さらには国際的視野を持つこと。
			<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 前期:構造生物学特論 後期:生物科学特論 ※1年次又は2年次で履修する				
			<創薬化学領域> (選択必修) 前期:薬化学特論 後期:生体機能分析学特論、生薬・天然物化学特論 ※1年次又は2年次で履修する				
<生命・環境科学領域> (選択必修) 前期:環境科学特論 後期:薬理学特論、薬物生体機能科学特論 ※1年次又は2年次で履修する							
問題解決能力や研究の国際交流上必要なコミュニケーション能力を養成するため、演習(特別演習)及び特別研究を配置します。	演習	(必修) 前期:特別演習(PBL) ※1年次又は2年次で履修する					
		(必修) 特別演習(外国文献講読等)					
	実習	(必修) 特別研究					

薬科学専攻博士後期課程カリキュラムマップ(2019年度以降学生)

カリキュラム・ポリシー	科目区分	1年次		2年次		3年次		ディプロマ・ポリシー
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門分野に関連した他の研究領域の知識と技能を取込み、オリジナリティーの高い独自の専門分野を開発・発展させることのできる柔軟性と応用力、倫理観を備えた資質を涵養することを目的とした講義科目を配置します。	講義	(必修) 薬学倫理教育特論Ⅱ						生命科学の応用として展開される創薬科学や関連する研究領域において、新しい視点と独自の発想から課題を的確に把握し、それを解決できる高度な専門的知識と技能、倫理観を持ち、さらに指導力とリーダーシップを発揮して薬科学領域の研究に貢献できる能力を身に付けていること。
		<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅰ		<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅱ		<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅲ		
		<創薬化学領域> (選択必修) 創薬化学特論Ⅰ		<創薬化学領域> (選択必修) 創薬化学特論Ⅱ		<創薬化学領域> (選択必修) 創薬化学特論Ⅲ		
			<生命・環境科学領域> (選択必修) 生命・環境科学特論Ⅰ		<生命・環境科学領域> (選択必修) 生命・環境科学特論Ⅱ		<生命・環境科学領域> (選択必修) 生命・環境科学特論Ⅲ	
問題解決能力や課題探究能力を養成するため、特別演習、特別研究演習、及び特別研究を配置します。	演習	(必修) 特別演習Ⅰ		(必修) 特別演習Ⅱ		(必修) 特別演習Ⅲ		
			(必修) 特別研究演習Ⅰ		(必修) 特別研究演習Ⅱ	(必修) 特別研究演習Ⅲ		
	実習	(必修) 特別研究						

大阪医科薬科大学薬学部 定年退職規則

(令和3年4月1日施行)

第1条 この規則は、大阪医科薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科の教員の定年制を設けて人事の円滑な運営に資することを目的とする。

第2条 教員は満65歳に達したときは、その年度末をもって定年退職するものとする。

第3条 定年退職者には、別に定める退職手当を支給する。

第4条 本人の申請により、第2条の定年に達した者に対して、本学が必要と認めた場合は、なお嘱託として本学の職務を委嘱することができる。

2 前項に規定する嘱託には、退職手当を支給しない。

第5条 前条の申請は、定年に達する年度の前年度に書面で薬学部長を経て学長に提出するものとする。

第6条 第4条第1項の委嘱の決定は当該職員が定年に達した年度に、学長の内申に基づき理事長が行う。ただし、教授（嘱託）の委嘱は、理事会の承認を得るものとする。

第7条 嘱託として委嘱する期間は1年とし、1回に限り更新することができる。

2 前項の委嘱期間を更新する場合は、前2条の規定を準用するが、理事会の承認は要さない。

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は別に定める。

第9条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大阪医科薬科大学薬学部 定年退職者の再任用に関する特例内規

(令和3年4月1日施行)

(目的)

第1条 この内規は、大阪医科薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科（以下、「薬学部等」という。）の設置に際し、大学統合に係る大阪薬科大学薬学部等からの教員組織の円滑な移行と本学薬学部等における教育研究の適切な実施に資することを目的に、本学薬学部等の完成年度を迎えるまでの間の特例措置として定年退職者等の再任用に関し必要な事項を定める。

(定義及び対象者)

第2条 この内規において「再任用」とは、大阪医科薬科大学薬学部定年退職規則第2条による定年退職後に同規則第7条第1項により嘱託として再雇用された教員及び大阪医科薬科大学薬学部特任教員規程第4条第1項ただし書きに基づく任期満了退職後に同規程同条第2項により再雇用された特任教員を対象に、当該規則等に定める当該嘱託教員又は特任教員としての再雇用期間（更新期間を含む）の限度を超えて引続き雇用する制度をいう。

(職位)

第3条 再任用者の職位は、再任用前の職位を引き継ぐものとする。

(再任用)

第4条 理事長は、第2条に規定する対象者のうち、学長からの推薦により、薬学部等の運営上特に必要と認めた者について次表左欄の生年月日区分に応じ同表右欄に定める年齢に達した日の属する年度の末日を限度として再任用することができる。

生年月日	再任用限度年齢
1954年4月1日から1955年3月31日	72歳
1955年4月1日から1956年3月31日	71歳
1956年4月1日から1957年3月31日	70歳
1957年4月1日から1958年3月31日	69歳
1958年4月1日から1959年3月31日	68歳

2 再任用期間は1年間とし、学長の推薦に基づき、その都度理事長が更新の可否を判断する。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、この内規の運用に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事長が行う。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、薬学部の完成年度の末日の令和9年3月31日をもって廃止する。

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

●薬学臨床領域

薬学臨床分野：医療現場と連携の下、医薬品とその機能研究の立場から、医薬品の基礎から臨床への導入と適正使用を推進し、安全・合理的な薬物治療、すなわち「予測・予防の医療を目指したトランスレーショナルリサーチ」を行うことを目的とする。

医療評価薬学分野：セルフメディケーションを含む治療が行われる医療環境及び医療状況を解析し、質的、経済的又は社会的に良好な医療が行われる環境モデルの構築を行う。さらに、薬剤師によるファーマシューティカル・ケアに資する環境条件の提案とその実践効果を検証する。

医薬品動態制御学分野：薬物療法の最適化、個別化に資することを目的として、薬物動態の精確な把握、予測、制御、さらにはその動態特性を踏まえた適切な剤形設計を目指し、臨床現場と医薬品開発とのトランスレーショナルリサーチを行う。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	医療薬学総論 (必1)								2 (必)
	薬学倫理教育特論 (必1)								
	医療評価薬学特論 I (選1)	薬学臨床特論 I (選1)	薬学臨床特論 II (選1)						4 (選)
		医薬品動態制御学 特論 I (選1)							
演習	外国文献講読 (必8)								9 (必)
		臨床連携治療演習 (必1)							
	医療評価演習 (選1)		処方解析演習 (選1)	治療・臨床治験演習 (選1)					3 (選)
実習	特別研究 (必24) ※所属は臨床薬学教育研究センター								24 (必)
総計	(修了要件) 41 単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は計 3 単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計 3 単位以上を修得するものとし、講義科目のうち領域薬学特論Ⅲは 1 科目 1 単位まで修了要件に含めることができる。								42

薬学臨床分野
医療評価薬学分野
医薬品動態制御学分野

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

●医療薬学領域

病態薬理学分野：新規化合物や既存生分の薬理作用の解析を通して、新たな薬物治療法の確立を目的とした創薬・薬理研究を行い、高度な専門知識と技能を有する臨床薬剤師を育成する。

病態解析学分野：医療現場と連携の下、患者研究の立場から、患者の病態を解析し、これに基づいた安全・合理的な薬物治療を目的として研究を行い、これによって明らかにできた新規の病態像の解析を行う。さらに、医薬品の副作用・相互採用等の医療情報に基づき、その原因となる生体反応を解析することによって、医薬品の適正使用と安全生の確保に貢献する。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	医療薬学総論 (必1)								2 (必)
	薬学倫理教育特論 (必1)								
	病態解析学特論Ⅰ (選1)	病態薬理学特論Ⅰ (選1)	病態薬理学特論Ⅱ (選1)	病態解析学特論Ⅱ (選1)					4 (選)
演習	外国文献講読 (必8)								9 (必)
		臨床連携治療演習 (必1)							
			薬効評価演習 (選1)	治験・臨床試験演習 (選1)	病態評価演習 (選1)				3 (選)
実習	特別研究 (必24) ※所属は薬品作用解析学研究室								24 (必)
総計	(修了要件) 41単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は計3単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計3単位以上を修得するものとし、講義科目のうち領域薬学特論Ⅲは1科目1単位まで修了要件に含めることができる。								42

病態薬理学分野 病態解析学分野

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

●生物・予防薬学領域

感染症、がん、あるいは生活習慣病等の発症の仕組みを研究するとともに、これらの発症の予防に関して薬学的視点から研究を行うことによって、健康の維持・増進を図る。これらの研究により、化学物質による環境汚染や生体に及ぼす影響を的確に評価し、微生物や環境化学物質がもたらす影響を予測するとともに、生活環境の保全並びに地球環境の保護を視野に入れた、健康の化学の発展に貢献することができる有為な人材を育成する。また、食品や食品添加物等の食品関連物質の効果及び有効性を研究するとともに、これらが医薬品と相互作用を起こすことによってもたらされる影響について研究し、予測することをもって、われわれを取り巻く環境物質についてのレギュラトリーサイエンスの発展に貢献する。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	医療薬学総論 (必1)								2 (必)
	薬学倫理教育特論 (必1)								
	予防薬学特論Ⅰ (選1)	医薬品動態制御学 特論Ⅰ (選1)		予防薬学特論Ⅱ (選1)					4 (選)
	病態解析学特論Ⅰ (選1)								
演習	外国文献講読 (必8)								9 (必)
		臨床連携治療演習 (必1)							
			薬効評価演習 (選1)	健康環境予防評価 演習 (選1)					3 (選)
実習	特別研究 (必24) ※所属は衛生化学研究室								24 (必)
総計	(修了要件) 41単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は計3単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計3単位以上を修得するものとし、講義科目のうち領域薬学特論Ⅲは1科目1単位まで修了要件に含めることができる。								42

生物・予防薬学領域

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

●創薬化学領域

有機・天然物構造化学を基盤とした機能分子の創製を通じ、臨床現場で必要とされる治療薬、診断薬の開発に発展させていくことを目的とした領域となり、本専攻では他の領域と協調して実施する臨床からのフィードバックを受けたトランスレーショナルリサーチの基礎的な部分を担うこととなる。このことにより、基礎薬学の素養をもった臨床薬剤師の養成、あるいは臨床マインドを持つ薬学研究者の養成に繋げていく。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	医療薬学総論 (必1)								2 (必)
	薬学倫理教育特論 (必1)								
	創薬化学特論Ⅰ (選1)	医薬品動態制御学 特論Ⅰ (選1)	創薬化学特論Ⅱ (選1)						4 (選)
		病態薬理学特論Ⅰ (選1)							
演習	外国文献講読 (必8)								9 (必)
		臨床連携治療演習 (必1)							
			創薬化学演習 (選1)	治験・臨床試験演習 (選1)					3 (選)
実習	特別研究 (必24) ※所属は機能分子創製化学研究室								24 (必)
総計	(修了要件) 41単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は計3単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計3単位以上を修得するものとし、講義科目のうち領域薬学特論Ⅲは1科目1単位まで修了要件に含めることができる。								42

創薬化学領域

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬学専攻 博士課程（がん専門薬剤師養成コース）

●薬学臨床領域

薬学臨床分野：医療現場と連携の下、医薬品とその機能研究の立場から、医薬品の基礎から臨床への導入と適正使用を推進し、安全・合理的な薬物治療、すなわち「予測・予防の医療を目指したトランスレーショナルリサーチ」を行うことを目的とする。

医療評価薬学分野：セルフメディケーションを含む治療が行われる医療環境及び医療状況を解析し、質的、経済的又は社会的に良好な医療が行われる環境モデルの構築を行う。さらに、薬剤師によるファーマシューティカル・ケアに資する環境条件の提案とその実践効果を検証する。

医薬品動態制御学分野：薬物療法の最適化、個別化に資することを目的として、薬物動態の精確な把握、予測、制御、さらにはその動態特性を踏まえた適切な剤形設計を目指し、臨床現場と医薬品開発とのトランスレーショナルリサーチを行う。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	医療薬学総論 (必1)								3 (必)
	薬学倫理教育特論 (必1)								
		がん医療薬学特論 (必1)							
		薬学臨床特論Ⅰ (選1)	薬学臨床特論Ⅱ (選1)						2 (選)
演習	外国文献講読 (必4)								
	がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ (必2)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅱ (必2)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅲ (必1)				11 (必)
	がん臨床研修あるいはがん課題研究の成果発表ならびにその関連分野の総説的講演と質疑討論 (必2)								
				治験・臨床試験演習 (選1)	がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ (選1)				2 (選)
実習	薬学臨床研修・特別研究 (必24) ※所属は臨床薬学教育研究センター								24 (必)
総計	(修了要件) 41単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は領域薬学特論Ⅰに属する科目、領域薬学特論Ⅱに属する科目、領域薬学特論Ⅲに属する科目、e-Learningによるがん医療関連講義及び単位互換科目から計2単位以上（ただし、領域薬学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからの単位取得はそれぞれ1科目1単位を上限とする）、演習科目はがん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ及び評価薬学演習に属する科目から1単位以上を修得するものとする。								42

コース科目

薬学臨床分野

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬学専攻 博士課程（がん専門薬剤師養成コース）

●医療薬学領域

病態薬理学分野：新規化合物や既存生分の薬理作用の解析を通して、新たな薬物治療法の確立を目的とした創薬・薬理研究を行い、高度な専門知識と技能を有する臨床薬剤師を育成する。

病態解析学分野：医療現場と連携の下、患者研究の立場から、患者の病態を解析し、これに基づいた安全・合理的な薬物治療を目的として研究を行い、これによって明らかにできた新規の病態像の解析を行う。さらに、医薬品の副作用・相互採用等の医療情報に基づき、その原因となる生体反応を解析することによって、医薬品の適正使用と安全生の確保に貢献する。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	医療薬学総論 (必1)								3 (必)
	薬学倫理教育特論 (必1)								
		がん医療薬学特論 (必1)							
		病態薬理学特論Ⅰ (選1)	病態薬理学特論Ⅱ (選1)						2 (選)
演習	外国文献講読 (必4)								
	がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ (必2)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅱ (必2)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅲ (必1)				11 (必)
	がん臨床研修あるいはがん課題研究の成果発表ならびにその関連分野の総説的講演と質疑討論 (必2)								
			薬効評価演習 (選1)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ (選1)				2 (選)
実習	薬学臨床研修・特別研究 (必24) ※所属は薬品作用解析学研究室								24 (必)
総計	(修了要件) 41単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は領域薬学特論Ⅰに属する科目、領域薬学特論Ⅱに属する科目、領域薬学特論Ⅲに属する科目、e-Learningによるがん医療関連講義及び単位互換科目から計2単位以上（ただし、領域薬学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからの単位取得はそれぞれ1科目1単位を上限とする）、演習科目はがん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ及び評価薬学演習に属する科目から1単位以上を修得するものとする。								42

コース科目 病態薬理学分野

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬学専攻 博士課程（がん専門薬剤師養成コース）

●生物・予防薬学領域

感染症、がん、あるいは生活習慣病等の発症の仕組みを研究するとともに、これらの発症の予防に関して薬学的視点から研究を行うことによって、健康の維持・増進を図る。これらの研究により、化学物質による環境汚染や生体に及ぼす影響を的確に評価し、微生物や環境化学物質がもたらす影響を予測するとともに、生活環境の保全並びに地球環境の保護を視野に入れた、健康の化学の発展に貢献することができる有為な人材を育成する。また、食品や食品添加物等の食品関連物質の効果及び有効性を研究するとともに、これらが医薬品と相互作用を起こすことによってもたらされる影響について研究し、予測することをもって、われわれを取り巻く環境物質についてのレギュラトリーサイエンスの発展に貢献する。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	医療薬学総論 (必1)								3 (必)
	薬学倫理教育特論 (必1)								
		がん医療薬学特論 (必1)							
	予防薬学特論Ⅰ (選1)			予防薬学特論Ⅱ (選1)					2 (選)
演習	外国文献講読 (必4)								11 (必)
	がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ (必2)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅱ (必2)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅲ (必1)				
	がん臨床研修あるいはがん課題研究の成果発表ならびにその関連分野の総説的講演と質疑討論 (必2)								
			健康環境予防評価 演習 (選1)		がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ (選1)				2 (選)
実習	薬学臨床研修・特別研究 (必24) ※所属は衛生化学研究室								24 (必)
総計	(修了要件) 41単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は領域薬学特論Ⅰに属する科目、領域薬学特論Ⅱに属する科目、領域薬学特論Ⅲに属する科目、e-Learningによるがん医療関連講義及び単位互換科目から計2単位以上(ただし、領域薬学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからの単位取得はそれぞれ1科目1単位を上限とする)、演習科目はがん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ及び評価薬学演習に属する科目から1単位以上を修得するものとする。								42

コース科目 生物・予防薬学領域

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬科学専攻 博士前期課程

●分子構造・機能解析学領域

生体構成成分の構造と機能及びその機能発現機構を分子レベルで解析・解明するとともに、その機構の制御・修飾を標的とした疾病の治療・診断のための創薬研究に取り組む研究者の育成を目指す。

科目 区分	1年次		2年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	
講義	薬学倫理教育特論 I (必 1)	領域統合型先端科学特論 (必 1)			2 (必)
	構造生物学特論 (選 1)	生物科学特論 (選 1)			6 (選)
	薬化学特論 (選 1)	生体機能分析学特論 (選 1)			
		薬理学特論 (選 1)	環境科学特論 (選 1)		
演習	特別演習 (PBL) (必 2)				6 (必)
	外国文献講読 (必 4)				
実習	特別研究 (必 17) ※所属は生化学研究室				17 (必)
総計	(修了要件) 31 単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、3 領域それぞれから 1 単位以上を含め、計 6 単位以上を修得すること。				31

分子構造・機能解析学領域

創薬化学領域

生命・環境科学領域

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬科学専攻 博士前期課程

●創薬化学領域

有機・天然物構造化学を基盤として新しい医療が求める機能分子の創製からひいては治療薬、診断薬の開発に取り組む研究者の育成を目指す。

科目 区分	1年次		2年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	
講義	薬学倫理教育特論 I (必 1)	領域統合型先端科学特論 (必 1)			2 (必)
	構造生物学特論 (選 1)	生物科学特論 (選 1)			6 (選)
	薬化学特論 (選 1)	生体機能分析学特論 (選 1)			
		生薬・天然物化学特論 (選 1)			
			環境科学特論 (選 1)		
演習	特別演習 (PBL) (必 2)				6 (必)
	外国文献講読 (必 4)				
実習	特別研究 (必 17) ※所属は有機薬化学研究室				17 (必)
総計	(修了要件) 31 単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、3 領域それぞれから 1 単位以上を含め、計 6 単位以上を修得すること。				31

分子構造・機能解析学領域

創薬化学領域

生命・環境科学領域

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬科学専攻 博士前期課程

●生命・環境科学領域

動物レベルにおける細胞及び生体機能解析に基づく疾病の発症機構の解析・解明を目的とし、これを通して治療薬の開発を目指すとともに、環境と生命との係わりに取り組む研究者の育成を目指す。

科目 区分	1年次		2年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	
講義	薬学倫理教育特論 I (必 1)	領域統合型先端科学特論 (必 1)			2 (必)
		生物科学特論 (選 1)			6 (選)
	薬化学特論 (選 1)	生薬・天然物化学特論 (選 1)			
	環境科学特論 (選 1)	薬理学特論 (選 1)			
	薬物生体機能科学特論 (選 1)				
演習	特別演習 (PBL) (必 2)				6 (必)
	外国文献講読 (必 4)				
実習	特別研究 (必 17) ※所属は有機薬化学研究室				17 (必)
総計	(修了要件) 31 単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、3 領域それぞれから 1 単位以上を含め、計 6 単位以上を修得すること。				31

分子構造・機能解析学領域

創薬化学領域

生命・環境科学領域

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬科学専攻 博士後期課程

●分子構造・機能解析学領域

生体構成成分の構造と機能及びその機能発現機構を分子レベルで解析・解明するとともに、その機構の制御・修飾を標的とした疾病の治療・診断のための創薬研究に取り組む研究者の育成を目指す。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	薬学倫理教育特論Ⅱ (必1)						1 (必)
	分子構造・機能解析学 特論Ⅰ(選1)		分子構造・機能解析学 特論Ⅱ(選1)		分子構造・機能解析学 特論Ⅲ(選1)		3 (選)
演習	特別演習Ⅰ (必1)		特別演習Ⅱ (必1)		特別演習Ⅲ (必1)		6 (必)
		特別研究演習Ⅰ (必1)		特別研究演習Ⅱ (必1)	特別研究演習Ⅲ (必1)		
実習	特別研究(必18) ※所属は生化学研究室						18 (必)
総計	(修了要件) 28単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、計3単位以上を修得するものとし、生命・環境科学領域の選択科目は1科目1単位まで修了要件単位に含めることができる。						28
	分子構造・機能解析学領域	創薬化学領域	生命・環境科学領域				

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬科学専攻 博士後期課程

●創薬化学領域

有機・天然物構造化学を基盤として新しい医療が求める機能分子の創製からひいては治療薬、診断薬の開発に取り組む研究者の育成を目指す。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	薬学倫理教育特論Ⅱ (必1)						1 (必)
	創薬化学特論Ⅰ (選1)		創薬化学特論Ⅱ (選1)		創薬化学特論Ⅲ (選1)		3 (選)
演習	特別演習Ⅰ (必1)		特別演習Ⅱ (必1)		特別演習Ⅲ (必1)		6 (必)
		特別研究演習Ⅰ (必1)		特別研究演習Ⅱ (必1)	特別研究演習Ⅲ (必1)		
実習	特別研究 (必18) ※所属は有機薬科学研究室						18 (必)
総計	(修了要件) 28単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、計3単位以上を修得するものとし、生命・環境科学領域の選択科目は1科目1単位まで修了要件単位に含めることができる。						28
	分子構造・機能解析学領域	創薬化学領域	生命・環境科学領域				

履 修 モ デ ル

薬学研究科 薬科学専攻 博士後期課程

●生命・環境科学領域

動物レベルにおける細胞及び生体機能解析に基づく疾病の発症機構の解析・解明を目的とし、これを通して治療薬の開発を目指すとともに、環境と生命との係わりに取り組む研究者の育成を目指す。

科目 区分	1年次		2年次		3年次		合計 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
講義	薬学倫理教育特論Ⅱ (必1)						1 (必)
	分子構造・機能解析学 特論Ⅰ(選1)		分子構造・機能解析学 特論Ⅱ(選1)				4 (選)
		生命・環境科学特論Ⅰ (選1)		生命・環境科学特論Ⅱ (選1)			
演習	特別演習Ⅰ (必1)		特別演習Ⅱ (必1)		特別演習Ⅲ (必1)		6 (必)
		特別研究演習Ⅰ (必1)		特別研究演習Ⅱ (必1)	特別研究演習Ⅲ (必1)		
実習	特別研究(必18) ※所属は病態生化学研究室						18 (必)
総計	(修了要件) 28単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、計3単位以上を修得するものとし、生命・環境科学領域の選択科目は1科目1単位まで修了要件単位に含めることができる。						29
	分子構造・機能解析学領域	創薬化学領域	生命・環境科学領域				

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程がん専門薬剤師養成コースにおける e-Learning によるがん医療関連講義科目の履修要項（案）

（令和3年4月1日施行）

（課程の履修）

第1条 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程（4年制）がん専門薬剤師養成コースにおける e-Learning によるがん医療関連講義（以下、「e-Learning 科目」という。）の履修については、大阪医科薬科大学大学院学則及び大阪医科薬科大学大学院薬学研究科規程に定めるもののほか、この要項による。

（授業科目及び履修方法）

第2条 e-Learning 科目はメディアを利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。具体的には、筑波大学等により提供される e-Learning 教育システム「がんプロ全国 e-learning クラウド」を活用し、パソコンその他双方向の通信手段によって授業を履修させることとする。

2 授業実施に当たっては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであり、かつ当該授業に関する学生の意見の交換の機会を設けるものとする。

3 e-Learning 科目として履修することができる授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

4 前項の授業科目の履修は、各年度の前期又は後期の半期で行うことを基本とする。ただし、就学上やむをえない場合は、より長期にわたる履修を認めることがある。

（単位の認定）

第3条 単位の認定については、薬学研究科の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることとする。

2 修了要件として認定する e-Learning 科目の単位数は、1 単位を限度とする。

3 前項の規定を超えて履修した科目の単位は、増加単位とし認定することができる。

（要項の改廃）

第4条 この要項の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

授業科目	単位数		
	配 当	選 択	自由選択
臨床研究と生物統計学	1・2・3・4 前・後	1 単位	
生命倫理と法的規則	1・2・3・4 前・後	1 単位	
基礎腫瘍学	1・2・3・4 前・後	1 単位	
臨床腫瘍学概論	1・2・3・4 前・後	1 単位	
精神・社会腫瘍学と患者教育	1・2・3・4 前・後	1 単位	
医療ケアとチーム医療	1・2・3・4 前・後	1 単位	
病態生理学	1・2・3・4 前・後	1 単位	
がんに関する薬学的専門知識	1・2・3・4 前・後	1 単位	
腫瘍外科学	1・2・3・4 前・後		1 単位
腫瘍内科学	1・2・3・4 前・後		1 単位
放射線腫瘍学	1・2・3・4 前・後		1 単位
緩和医療学	1・2・3・4 前・後		1 単位
がん看護学	1・2・3・4 前・後		1 単位
医学物理学	1・2・3・4 前・後		1 単位
細胞診	1・2・3・4 前・後		1 単位
栄養学	1・2・3・4 前・後		1 単位
病理診断学	1・2・3・4 前・後		1 単位
画像診断学	1・2・3・4 前・後		1 単位

※自由選択科目は修了要件には含まない。

※一部の科目については開講されない場合がある。

※本学大学院薬学研究科の単位として認定するのは以上の科目であるが、「がんプロ全国 e-learning クラウド」では上記以外にも多様な科目を聴講することができる。

※これらの e-Learning 科目の履修にあたっては、大阪医科薬科大学大学院薬学研究科規程別表 1－2 に定める「授業科目の選択等の履修方法」に留意すること。

薬学研究科研究指導計画書の作成要領（案）

（令和3年4月1日施行）

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科規程第5条第3項に基づき、薬学研究科における「研究指導計画書」の作成要領について、以下のとおり定める。

1. 新たに本学大学院薬学研究科に入学した学生は、研究テーマ及び学位論文作成のスケジュールを指導教員と相談し、初年度の研究計画を立案する。また、指導教員はこれに対する指導計画を立案する。
2. 学生は各年度の研究成果を、年度末に開催する「大学院中間発表会」において公開形式で報告し、助言を受ける。この助言を踏まえ、学生は指導教員と相談の上、次年度の研究計画を立案する。また、指導教員はこれに対する指導計画を立案する。
3. 各年度の「研究指導計画書」は、指導教員が4月末日までに教務課に提出する。提出された計画書は大学院薬学研究科教授会に諮り、必要に応じてさらに教育的助言を受けて修正される。承認された計画書は教務課で保管する。また、指導教員と学生はそれぞれ写しを保管する。
4. 「研究指導計画書」の様式は別紙のとおりとする。

(様式)

令和 年度 薬学研究科研究指導計画書

学籍番号		氏名	印
課程		年次	
指導教員		印 入学年度	
研究テーマ			
研究計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：学生が記入			
研究指導計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：指導教員が記入			

(記載例)

令和〇〇年度 薬学研究科研究指導計画書

学籍番号	1 2 3 4 5	氏名	高槻 花子 印
課程	薬学専攻博士課程	年次	1
指導教員	大阪 薬太 印	入学年度	平成〇〇年
研究テーマ	〇〇に伴う××の発現の解明		
研究計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：学生が記入			
<ul style="list-style-type: none">・ 研究の背景と目的・ 今年度の課題と実験計画・ 期待される成果・ 学会発表、論文投稿等の予定 など			
研究指導計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：指導教員が記入			
<ul style="list-style-type: none">・ 上記学生の研究計画に対する指導方針・ 今年度の課題と実験計画の修正 など			

課程修了までのスケジュール

<薬学研究科 薬学専攻博士課程>

区分	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
研究指導・学位論文審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生履修ガイド（4月） ・ 研究計画、研究指導計画を立案（4月） ・ 研究指導計画書の決定（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院中間発表会での研究成果発表（3月） →公開形式で実施 →他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広く視点から助言を受け、次年度研究計画、研究指導計画を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画、研究指導計画の更新（4月） ・ 研究指導計画書の決定（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院中間発表会での研究成果発表（3月） →公開形式で実施 →他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広く視点から助言を受け、次年度研究計画、研究指導計画を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画、研究指導計画の更新（4月） ・ 研究指導計画書の決定（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院中間発表会での研究成果発表（3月） →公開形式で実施 →他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広く視点から助言を受け、次年度研究計画、研究指導計画を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画、研究指導計画の更新（4月） ・ 研究指導計画書の決定（5月） ・ 学位論文申請ガイド（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博士学位論文の提出（12月） ・ 学位論文審査の開始（1月） ・ 最終試験（博士学位論文発表会、試問）（2月） ・ 薬学研究科教授会での課程修了査定（2月） ・ 学位授与（3月）
履修モデル (薬学臨床領域の例)	医療薬学総論 (必1)							
	薬学倫理教育特論 (必1)							
	医療評価薬学特論Ⅰ (選1)	薬学臨床特論Ⅰ (選1)	薬学臨床特論Ⅱ (選1)					
		医薬品動態制御学特論Ⅰ (選1)						
	外国文献講読 (必8)							
		臨床連携治療演習 (必1)						
	医療評価演習 (選1)		処方解析演習 (選1)	治療・臨床治験演習 (選1)				
	特別研究 (必24) ※所属は臨床薬学教育研究センター							
(修了要件) 41単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、講義科目は計3単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計3単位以上を修得するものとし、講義科目のうち領域薬学特論Ⅲは1科目1単位まで修了要件に含めることができる。								

課程修了までのスケジュール

<薬学研究科 薬科学専攻博士前期課程>

区分	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
研究指導・学位論文審査	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生履修ガイダンス (4月) ・研究計画、研究指導計画を立案 (4月) ・研究指導計画書の決定 (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院中間発表会での研究成果発表 (3月) →公開形式で実施 →他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広く視点から助言を受け、次年度研究計画、研究指導計画を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画、研究指導計画の更新 (4月) ・研究指導計画書の決定 (5月) ・学位論文申請ガイダンス (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士学位論文の提出 (2月) ・学位論文審査の開始 (2月) ・最終試験(修士学位論文発表会、試問) (2月) ・薬学研究科教授会での課程修了査定 (2月) ・学位授与 (3月)
履修モデル (分子構造・機能解析学領域の例)	薬学倫理教育特論 I (必1)	領域統合型先端科学特論 (必1)		
	構造生物学特論 (選1)	生物科学特論 (選1)		
	薬化学特論 (選1)	生体機能分析学特論 (選1)		
		薬理学特論 (選1)	環境科学特論 (選1)	
	特別演習 (PBL) (必2)			
	外国文献講読 (必4)			
	特別研究 (必17) ※所属は生化学研究室			
(修了要件) 31 単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、3 領域それぞれから 1 単位以上を含め、計 6 単位以上を修得すること。				

課程修了までのスケジュール

<薬学研究科 薬科学専攻博士後期課程>

区分	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
研究指導・学位論文審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生履修ガイダンス (4月) ・ 研究計画、研究指導計画を立案 (4月) ・ 研究指導計画書の決定 (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院中間発表会での研究成果発表 (3月) →公開形式で実施 →他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広く視点から助言を受け、次年度研究計画、研究指導計画を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画、研究指導計画の更新 (4月) ・ 研究指導計画書の決定 (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院中間発表会での研究成果発表 (3月) →公開形式で実施 →他領域の研究指導教員や研究指導補助教員を含め幅広く視点から助言を受け、次年度研究計画、研究指導計画を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画、研究指導計画の更新 (4月) ・ 研究指導計画書の決定 (5月) ・ 学位論文申請ガイダンス (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博士学位論文の提出 (12月) ・ 学位論文審査の開始 (12月) ・ 最終試験 (博士学位論文発表会、試問) (2月) ・ 薬学研究科教授会での課程修了査定 (2月) ・ 学位授与 (3月)
履修モデル (分子構造・機能解析学領域の例)	薬学倫理教育特論Ⅱ (必1)					
	分子構造・機能解析学特論Ⅰ (選1)		分子構造・機能解析学特論Ⅱ (選1)		分子構造・機能解析学特論Ⅲ (選1)	
	特別演習Ⅰ (必1)		特別演習Ⅱ (必1)		特別演習Ⅲ (必1)	
		特別研究演習Ⅰ (必1)		特別研究演習Ⅱ (必1)	特別研究演習Ⅲ (必1)	
	特別研究 (必18) ※所属は生化学研究室					
	(修了要件) 28単位以上を修得しなければならない。 (履修方法) 選択科目中、計3単位以上を修得するものとし、生命・環境科学領域の選択科目は1科目1単位まで修了要件単位に含めることができる。					

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程 (案)

(令和3年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第7条第2項ただし書きに定める薬学研究科薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程の修業年限の特例に関する取扱いについて定める。

(適用条件)

第2条 修業年限の特例の適用を受けて博士課程を修了することができる者は、次のすべてに該当している場合とする。

- (1) 薬学専攻博士課程では3年以上、薬科学専攻博士後期課程では2年以上在学する者
- (2) 修了に必要な単位を修得する見込みがあるもの
- (3) 指導教員により推薦された者
- (4) 査読審査のある国際的に著名な英文誌に掲載又は掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の、原著の筆頭著者論文 (原則として英文) を1報以上、学位論文の基礎となる報文として有する者
- (5) 前号の著名な英文誌とは、当該論文が掲載又は掲載受理された時点の Science Citation Index が定義する impact factor が5以上の雑誌をいう。ただし、2報以上の論文を有する場合は、掲載雑誌 impact factor の総和が10以上の場合も要件に該当するとみなす。

2 前項第2号の要件を満たすため、指導教員と相談のうえ、薬学研究科規程に定める科目の配当年次にとらわれず早期に授業科目を履修することができる。

3 第1項第4号の基準にかかわらず、薬学研究科教授会が種々の事情を考慮して特に必要と認めた場合、学長の承認を得て修業年限の特例を適用することができる。

(修了時期)

第3条 この規程による課程修了の時期は、薬学専攻博士課程は3年次、薬科学専攻博士後期課程は2年次のそれぞれ年度末とする。

(必要手続)

第4条 在学期間の特例の適用を受けようとする者は、別に定める申請書及び指導教員による推薦書を提出しなければならない。ただし指導教員による推薦書は、薬学研究科学位規程施行細則第4条第3項に定められた様式を準用するものとする。

2 修業年限の特例の適用を受けようとする者の学位授与の申請手続きについては、薬学研究科学位規程施行細則第4条第2項の規定を準用する。ただし、論文目録には、学位論文の基礎となる報文の impact factor (掲載又は受理された時点で Science Citation

Index が発表したもの) を記載することとする。

(資格審査)

第5条 修業年限の特例の適用を受けようとする者の資格審査は、前条の申請後、速やかに薬学研究科大学院委員会がこれを行うものとし、薬学研究科教授会の議を経て学長が決定する。

(決定通知)

第6条 修業年限の特例の適用を受けようとする者の申請が許可された場合には、速やかに当該申請者に通知し、所定の学位論文審査手続きを行うものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式

申 請 書			
		令和	年
		月	日
大阪医科薬科大学学長 殿			
		住所	
		氏名	印
大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程に基づき 在学期間の特例措置を申請いたします。			

大阪医科薬科大学 学位規程(案)

(昭和36年4月1日施行)

(目的)

第1条 大阪医科薬科大学(以下、「本学」という。)学位規程は、学位規則(平成3年文部省令第217号)第13条の規定に基づき、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本規程に定めるもののほか、各研究科の学位の申請及び授与に必要な事項は、医学研究科学学位規程施行細則、薬学研究科学学位規程施行細則、看護学研究科学学位規程施行細則(以下、「学位規程施行細則」という。)に定める。

(学位)

第2条 この規程に基づいて授与する学位は、学士(医学)及び博士(医学)、修士(医科学)、学士(薬学)及び博士(薬学)、学士(薬科学)及び修士(薬科学)並びに博士(薬科学)、学士(看護学)及び修士(看護学)並びに博士(看護学)とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士及び博士の学位は、大阪医科薬科大学大学院(以下、「本大学院」という。)学則の定めるところにより、課程を修了した者に授与する。

3 前項に規定するもののほか、博士(医学)、博士(薬学)及び博士(薬科学)については、語学試験(外国語の試問)及び提出した学位論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程に修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められたものに授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

第4条 修士及び博士の学位の授与にあたり課程による者が学位論文を提出するときは、学位規程施行細則に定める書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教員を経て当該研究科長に提出するものとする。

2 学位論文及び必要書類の様式、部数、提出期日、審査手数料は学位規程施行細則に定める。

(学位論文及び審査手数料の返付)

第5条 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第6条 当該研究科長は、学位論文を受理したとき、当該研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）に、その審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第7条 研究科教授会は、前条の付託に基づき、その都度学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、3名以上で構成し、必要に応じ、当該研究科教授会構成員以外の本学教員をあてることができる。

3 研究科教授会が必要と認めたときは、学位論文の審査にあたって他大学大学院等の教員等に協力を求めることができる。

(審査委員会の職責)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。

2 審査委員会は、学位論文の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることがある。

(最終試験)

第9条 本大学院の課程による者の試験は最終試験として、所定の単位を取得又は取得見込であり、かつ学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第10条 学位論文の審査及び試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の成績について、文書をもって、研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき課程修了の可否につき議決する。

2 前項において可決を行うための要件は、学位規程施行細則に定める。

3 研究科教授会が議決をしたときは、当該研究科長は学長に文書で報告し、学長は報告内容を踏まえ決定する。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第13条 第3条第3項により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位規程施行細則の定めによる書類に審査手続料及び審査料を添え、研究科長に提出するものとする。

2 学長は、学位論文の受理の可否について、研究科教授会の議を経て決定する。

(課程を経ない者の試験並びに試問)

第14条 第3条第3項に規定する語学試験(外国語の試問)の検定料は各研究科学位規程施行細則に定める。

2 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ研究を指導する能力を有するか否かについて行うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第15条 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第8条まで並びに第10条から第12条までを準用する。

2 前項の準用条項においては「審査手続料」は「審査手続料並びに審査料」と、「課程修了の可否」は「論文の合否」と読み替えるものとする。

(学位の授与)

第16条 学長は第12条の議決に基づいて第3条第2項による者については課程修了の可否を、第3条第3項による者についてはその論文の合否を決定し、課程修了又は論文の合格を決定した者には所定の学位記を交付する。

2 課程修了の否、又は論文の不合格を決定した者にはその旨通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第17条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用して公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文を書籍又は学術雑誌等により印刷公表もしくはインターネットを利用して公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合

には、学長の承認を受けて、論文の全文に変えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位名称)

第19条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「大阪医科薬科大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研究科教授会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科教授会において前項に規定する学位の取消しを決するための要件は学位規程施行細則に定める。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別に定める。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けるとするときは、その事由を具し、再交付手数料を添え、学長に願い出なければならない。

(審査手数料、審査及び学位記再交付手数料)

第23条 学位論文の審査手数料並びに審査料及び学位記の再交付手数料は、学位規程施行細則に定める。

(改 廃)

第24条 本規程の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会並びに看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に大阪薬科大学において授与した学位については、大阪医科薬科大学に継承する。

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則(案)

(令和3年4月1日施行)

(目的)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、薬学研究科における学位論文の審査の方法、試験、学力の確認の方法に関わる取り扱いについて定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士前期課程を修了した者に修士（薬科学）の学位を授与する。

2 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士後期課程を修了した者に甲号として博士（薬科学）の学位を授与する。

3 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬学専攻博士課程を修了した者に甲号として博士（薬学）の学位を授与する。

4 学位規程第3条第3項に基づき、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ薬学研究科薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められた者に乙号として博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与することができる。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請の取り扱い)

第3条 学位規程第3条第2項に基づく修士学位論文審査の申請者は、博士前期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

2 学位規程第3条第2項に基づく博士学位論文の申請者は、薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とし、甲号の申請として取り扱う。

3 学位規程第3条第3項に基づく博士学位論文の申請者は、乙号の申請として取り扱う。

4 薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程在学中に学位授与を申請し、所定の修業年限を経て退学した者については、甲号への申請として取り扱う。この場合、学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日からおよそ3ヵ月以内に完了するものとする。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請書類)

第4条 博士前期課程の学生で修士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を2年次の2月中に薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書(様式1) 1通

学位論文(所定の用紙) 4部

学位論文要旨(様式3) 薬学研究科教授会の指示する部数

論文目録(様式4) 薬学研究科教授会の指示する部数

2 本細則第3条第2項に該当する者のうち博士学位論文の審査を受けようとする者(以下、「課程による者(甲)」という。)は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を博士課程(4年制)在學生は4年次、博士後期課程在學生は3年次の12月20日までに薬学研究科長に提出しなければならない。ただし、長期履修を許可されている者の書類の提出期日は長期履修適用後の最終学年の12月20日とする。

学位論文審査申請書(様式1) 1通

学位論文(所定の用紙) 4部

学位論文要旨(様式3) 薬学研究科教授会の指示する部数

論文目録(様式4) 薬学研究科教授会の指示する部数

学位論文の基礎となる報文(*1) 各4部

参考論文(別刷又はコピー)(*2) 各4部

同上の報文の共著者の承諾書(様式8) 各1通

(*1) 基礎となる報文

査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上、原則として1報以上は英文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、Science Citation Index が定義する impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に博士課程(4年制)又は博士後期課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理(accepted)され印刷中(in press)の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

(*2) 参考論文

提出は任意とする。学位論文に関係があり、その研究と同じ分野の論文等を指す。なお、学術雑誌等に公表されたもので、筆頭著者ではなくても共著者となっていれば問題ない。

3 本細則第3条第3項に該当する者で博士の学位を申請しようとする者(以下、「課程を経ない者(乙)」という。)は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書(様式2) 1通

学位論文 4部

学位論文要旨(様式3) 大学院委員会の指示する部数

論文目録（様式4）	大学院委員会の指示する部数
学位論文の基礎となる報文（別刷り又はコピー）（*1）	各4部
同上の報文の共著者の承諾書（様式8）	各1通
参考論文（別刷り又はコピー）（*2）	各4部
履歴書（様式5）	1通
研究歴証明書（様式9）	1通
最終学校の卒業証明書	1通
推薦書（様式10）	1通

（*1）基礎となる報文

薬学：査読審査のある論文が3報以上、英文を原則として2報以上は筆頭著者論文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、Science Citation Index が定義する impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。なお、掲載受理（accepted）され印刷中（in press）の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

薬科学：査読審査のある論文が3報以上、英文を原則として2報以上は筆頭著者論文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、Science Citation Index が定義する impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。なお、掲載受理（accepted）され印刷中（in press）の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

（*2）参考論文

提出は任意とする。学位論文に関係があり、その研究と同じ分野の論文等を指す。学術雑誌等に公表されたもので、筆頭著者ではなくても共著者となっていれば問題ない。

（学位論文の受理）

第5条 学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に薬学研究科大学院委員会を開催して受理について検討し、薬学研究科教授会に報告を行う。

薬学研究科教授会は、当該報告に基づき受理の可否を決定する。

2 課程を経ない者（乙）による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、必要な研究歴を有し、かつ学位規程第3条第3項に定める試験に合格した者に限る。

3 前項の学位申請者は、薬学研究科教授会構成員の推薦を得た者でなければならない。

（審査委員会）

第6条 学位論文の審査は、学位規程第7条に基づく学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

2 審査委員会の委員は、薬学研究科教授会において決定する。

- 3 博士学位論文の審査委員会については、主査1名(指導教員を除く)、副査2名以上、計3名以上とし、薬学研究科教授会構成員の中から選出する。ただし、薬学研究科教授会の議を経て副査に本学薬学研究科の准教授を加えることができる。
- 4 修士学位論文の審査委員については、主査1名(指導教員)、副査2名以上、計3名以上とし、薬学研究科教授会構成員の中から選出する。ただし、薬学研究科教授会の議を経て審査委員会に本学薬学研究科の准教授及び講師を加えることができる。
- 5 第3項、第4項の副査のうち主査と同一研究室の教員の上限は1名とする。
- 6 第3項のうち、課程による者(甲)の学位論文の審査委員会の主査は当該学位に係る専攻課程の専任教員(指導教員を除く)とし、副査のうち兼任教員の上限は1名とする。
- 7 第3項のうち、課程を経ない者(乙)の学位論文の審査委員会の主査は当該学位に係る専攻課程の専任教員とし、副査のうち兼任教員の上限は1名とする。なお、第5条第3項による推薦者は主査になることはできない。

(審査の順序)

第7条 課程を経ない者(乙)の学位論文の審査委員会は提出された書類の確認審査を行った後、学力の確認を行い、薬学研究科教授会の議を経て学力を認定し、次いで、論文の審査及び試験を行う。

(学力の確認)

第8条 学位規程第3条第3項に基づき審査委員会は学力の確認のための試験を行う。この試験は表1の区分により行う。

表1

区分	行うべき試験
理科系修士の学位を有する者	専攻及び関連学術に関する試験
理科系大学(6年制)卒業生	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語
理科系大学(4年制)、旧制薬学専門学校卒業生	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語ならびに基礎学力確認のための試験

外国語の試験は英語とする。

- 2 博士課程又は博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、薬学研究科教授会の議を経て、学力の確認を免除することができる。
- 3 審査委員会は第1項に定める学力の確認のための試験結果の要旨を様式11により薬学研究科教授会に報告しなければならない。
- 4 薬学研究科教授会は前項の試験結果の要旨の報告に基づいて審議し、論文の審査な

らびに最終試験を行うべきか否かを議決する。

5 前項の議決には本細則第12条の規定を準用する。

(学位論文の審査及び試問)

第9条 受理した学位論文の審査及び最終試験は、前条に基づく審査委員会の決定後、速やかに開始する。

2 最終試験は口述による論文内容の発表及びこれに関する科目についての試問とする。口述による論文内容の発表は公開とし、質疑を含めておおむね30分以内とする。試問の方法及び充当する時間は審査委員会が適宜に定めるものとする。

(学位論文の審査及び試験結果報告)

第10条 本細則第6条に定める主査は副査と協議のうえ、様式6による審査結果の要旨を作成して薬学研究科教授会に報告するものとする。

2 前項の報告により薬学研究科教授会が学位授与の審議をしたときは、様式7により速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第11条 前条の手続きを経た後、博士前期課程の学生の学位授与の手続きは3月中に完了するものとする。

2 前条の手続きを経た後、課程による者(甲)の学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日からおよそ3ヵ月以内の課程在学中に完了するものとする。

3 前条による手続きを経た後、課程を経ない者(乙)の学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日から6ヵ月以内に完了するものとする。

(学位授与の議決)

第12条 薬学研究科教授会は学位規程第12条に定めるもののほか、本条に基づき学位授与の可否について議決する。

2 前項において可決を行うためには、薬学研究科教授会構成員(海外出張中、休職中の者を除く)の3分の2以上、かつ当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与すべきことを決定するためには、出席者の3分の2以上、かつ出席している当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の賛成がなければならない。

4 薬学研究科教授会は学位規程第7条第2項及び第3項により審査委員を前項に規定する者以外の者に委嘱した場合、その者を出席させ意見を徴することができる。

(審査手数料及び審査料)

第13条 学位論文の提出並びに学位授与の申請が受理された者は、審査料300,000円

を指定の期日までに納入しなければならない。なお、審査手数料及び審査料は表2に定める。

- 2 指定期日までに納付されなかった場合、学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理を取り消す場合がある。

表2

項目		金額
審査手数料		10,000 円
審査料	(1) 本細則第2条第1～3号に該当する者	免除
	(2) 本細則第2条第4号に該当する者	300,000 円
学位記再交付手数料		30,000 円

ただし、外国人留学生の審査料は、薬学研究科教授会の決定により減額できるものとする。

(学位授与日等)

第14条 学位授与の日付は、学長による学位授与決定日とする。

(課程を経ない者(乙)の研究歴等)

第15条 本細則第5条第2項に定める必要な研究歴を有すると認める者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者で、博士課程を経た者(甲)の資格に該当しない者。
 - (2) 薬学部又は薬学科及びこれらと同等と認められる研究施設で表3に定める所定の年限以上の研究歴を有する者。
- 2 前項第2号に該当するものについては、研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、1年間、研究生として薬学研究科に籍を置くこととする。
- 3 前項の在籍期間は表3に定める研究歴の年限に含めることができる。
- 4 第2項にかかわらず、第5条第3項に定める推薦者と共著の論文を第4条第3項に定める学位論文の基礎となる報文として提出する者は、研究生として籍を置くことを免除する。

表3

区分	学位の種類	理科系修士の学位を有する者	理科系大学(6年制)卒業者	理科系大学(4年制)、旧制薬学専門学校卒業者	左記に該当しない者
研究施設					
大学の薬学部又は薬学科及びこれと同等と認められる研究施設	薬科学	4年以上	4年以上	6年以上	10年以上
	薬学	5年以上	5年以上	7年以上	11年以上

備考：表3に定める「同等と認められる研究施設」は下記のとおりとする。

- (1) 薬学に関係のある国立又は公立の研究所等の研究機関
- (2) 財団法人又は社団法人組織による薬学に関係ある研究所
- (3) 国立、公立又は私立等の医療機関で薬学に関係ある十分な研究施設を有するもの
- (4) 薬学に関係ある会社で、十分な研究施設を有するもの
- (5) その他薬学研究科教授会において前各号に準ずるものと認めた施設

(改 廃)

第16条 この細則の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 大阪薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程又は同研究科薬科学専攻博士後期課程在学中に学位授与を申請し、所定の修業年限を経て令和3年3月31日付で退学した者については、第3条第4項に定める取り扱いを適用する。

様式 1

第 4 条第 1 項、第 2 項の規定による学位論文審査申請書様式

<h3>学位論文審査申請書</h3>	
令和 年 月 日	
大阪医科薬科大学薬学研究科長 殿	
年入学 氏名	専攻（領域又は分野） ⑩
<p>大阪医科薬科大学学位規程施行細則第 4 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき（薬科学・薬学）の学位を受けたいので学位論文、論文要旨、論文目録及び審査手数料 10,000 円を添えて申請いたします。</p>	
審査手数料領収印	受理年月日

様式 2

第 4 条第 3 項の規定による学位論文審査申請書様式

<h3>学位論文審査申請書</h3>	
令和 年 月 日	
大阪医科薬科大学薬学研究科長 殿	
住所 氏名	⑩
<p>大阪医科薬科大学学位規程施行細則第 4 条第 3 項の規定に基づき博士（薬科学・薬学）の学位を受けたいので学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び審査手数料 10,000 円を添えて申請いたします。</p>	
審査手数料領収印	受理年月日

様式 3

第 4 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定による学位論文要旨様式

<h2>学 位 論 文 要 旨</h2>	
氏 名	㊟
学位論文題目	

様式 4

第 4 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定による論文目録様式

<h2>論 文 目 録</h2>	
令和 年 月 日	
学位授与申請者	
氏名	㊟
学位論文題目	

1. 学位論文の基礎となる報文の題目、著者名（全員）、公表の方法及びその時期	

2. 参考論文の題目、著者名（全員）、公表の方法及びその時期	

(注) 1. 参考論文のないときは、「なし」と記すこと。	
2. 論文の題目が外国語のときは、和訳を付けること。	

様式 5

第 4 条第 3 項の規定による履歴書様式

履 歴 書		写 真 3 cm × 4 cm
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
本籍 (都道府県のみ)		
ふりがな 現 住 所		
学 歴		
年 月 日		
職 歴		
年 月 日		
研 究 歴		
年 月 日		
免 許 ・ 資 格		
年 月 日		
賞 罰		
年 月 日		
上記のとおり相違ありません。		
令和 年 月 日		
----- 氏名 -----		Ⓜ
※学歴は高等学校卒業以上を記入する。		

報 告 書

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会 殿

審査委員会

主査 教授 ⑩

副査 教授 ⑩

副査 教授 ⑩

本学薬学研究科学位規程施行細則第 10 条第 1 項により本学大学院学則第 条該
当者 君の学位論文内容の審査結果の要旨ならびに最終試験の結果の要旨を別
添 1、2 のとおり報告します。

別添 1

学位論文審査要旨

論文提出者 _____

論文題目 _____

審査概要 _____

上記の論文は (薬科学・薬学) 論文として 適当・不適当 と判断する。

別添 2

最終試験結果の要旨

学位論文提出者 君に対し、口頭・筆答試問により最終試験を行い、
合格・不合格と決定した。

様式 7

報 告 書

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学長 殿

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科長

Ⓜ

大阪薬科大学大学院薬学研究科教授会は本学薬学研究科学位規程施行細則第10条
第2項により、本学大学院学則第 条該当者 君に (薬科学・薬学)
の学位の授与を適当・不適当と認める議決をしたことを報告します。

様式 8

承 諾 書	
	令和 年 月 日
大阪医科薬科大学長 殿	共著者 氏名 ⑩
学位授与申請者 が下記論文を学位論文の一部として使用することを承諾します。	
なお、下記論文は、当学位授与申請者以外の学位論文には使用していません。	
記	

(注) 著者名 (全員)、論文題目、掲載雑誌名、掲載巻、号、ページ (発行年) の順に記すこと	

様式 9

証 明 書	
	令和 年 月 日
大阪医科薬科大学長 殿	所属長 氏名 ⑩
このたび貴学に博士 (薬科学・薬学) の学位授与を申請している は当所において下記のとおり研究に従事していたことを証明します。	
記	
研究内容	
研究期間	

様式 1 0

推 薦 書		
		令和 年 月 日
大阪医科薬科大学長 殿	推薦者 教授	⑩
	学位授与申請者氏名	

様式 1 1

報 告 書		
		令和 年 月 日
大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会 殿	審査委員会	
	主査 教授	⑩
	副査 教授	⑩
	副査 教授	⑩
<p>本大学院学則第 1 4 条第 2 項及び学位規程第 3 条第 3 項により博士の学位（薬科学・薬学）を申請した 君の提出書類の確認審査並びに学力の確認の結果の要旨を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 書類審査の結果は学位規程施行細則第 1 5 条の要件ならびに第 4 条第 3 項の必要書類を満たしている。</p> <p>2. 学位規程施行細則第 8 条に定める学力の認定のための試問の結果は次のとおりである。</p>		
施行日時	科 目	成 績

大阪医科薬科大学薬学部 研究倫理審査委員会規程（案）

（令和3年4月1日施行）

第1条 大阪医科薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科（以下、「薬学部等」という。）に、研究倫理審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、薬学部等における次の各号に掲げる研究の実施の適否、その他の事項について、「ヘルシンキ宣言」（1964年世界医師会総会で採択、その後の改訂を含む）及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号、その後の改正を含む）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、その後の改正を含む）、「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号、その後の改正を含む）の趣旨に沿い、審査を行うものとする。

- (1) ヒト及びヒト臓器・組織・細胞等（以下、「ヒト組織等」という。）を対象とする研究
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究（以下、「解析研究」という。）
- (3) ヒトのクローン個体の作成についての研究
- (4) 疫学研究

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 自然科学面から研究を審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 5名
 - (2) 倫理面、法律面及び社会面から研究を審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 3名
 - (3) 市民の立場の者 4名
 - (4) その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員は男女両性から構成されるものとする。
 - 3 委員のうち、半数以上は本学職員以外の者を委員とすることが望ましいが、その確保が困難な場合には、少なくとも複数名を委員とするものとし、かつ、その半数以上は第1項第2号あるいは第3号の委員とする。
 - 4 委員のうち、薬学部等の職員については、教授又は准教授・講師とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、助教・助手及び事務職員を加えることができる。
 - 5 委員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。
 - 6 委員は、薬学部長と相談の上、学長が指名し、委嘱する。
 - 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから委員会の議を経て、学長が指名する。

2 委員長の任期は2年とし、再任を妨げないが、4年を限度とする。

第5条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催できない。ただし、審査が急を要し、事例に基づいて審査結果が明確に推定できる議案は、委員の持ち回り審議により判定することができる。

2 解析研究に係る審査を行う場合には、第3条第1項第2号あるいは第3号の委員が1名以上出席しなければならない。

3 委員会の審査過程は記録し、研究終了後5年間保存する。

第7条 委員会の審査の判定は、出席した委員の過半数をもって決する。

2 判定は次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

3 判定結果は、審査終了後速やかに、薬学部長を経て、学長に文書によって報告しなければならない。

4 学長は、委員会の判定結果を研究申請者又は研究申請責任者に対し、速やかに通知する。

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

第9条 委員会の組織、審査過程、判定結果、その他委員会に関する事項は、個人の人権若しくはプライバシー、又は研究に係る独創性若しくは知的所有権を害するおそれがあるものを除き、公開することを原則とする。

第10条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の判定結果は、審査終了後速やかに委員会に文書によって報告し、承認を得なければならない。

第 1 1 条 委員会に関する事務は、臨床教育・研究支援課で行う。

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

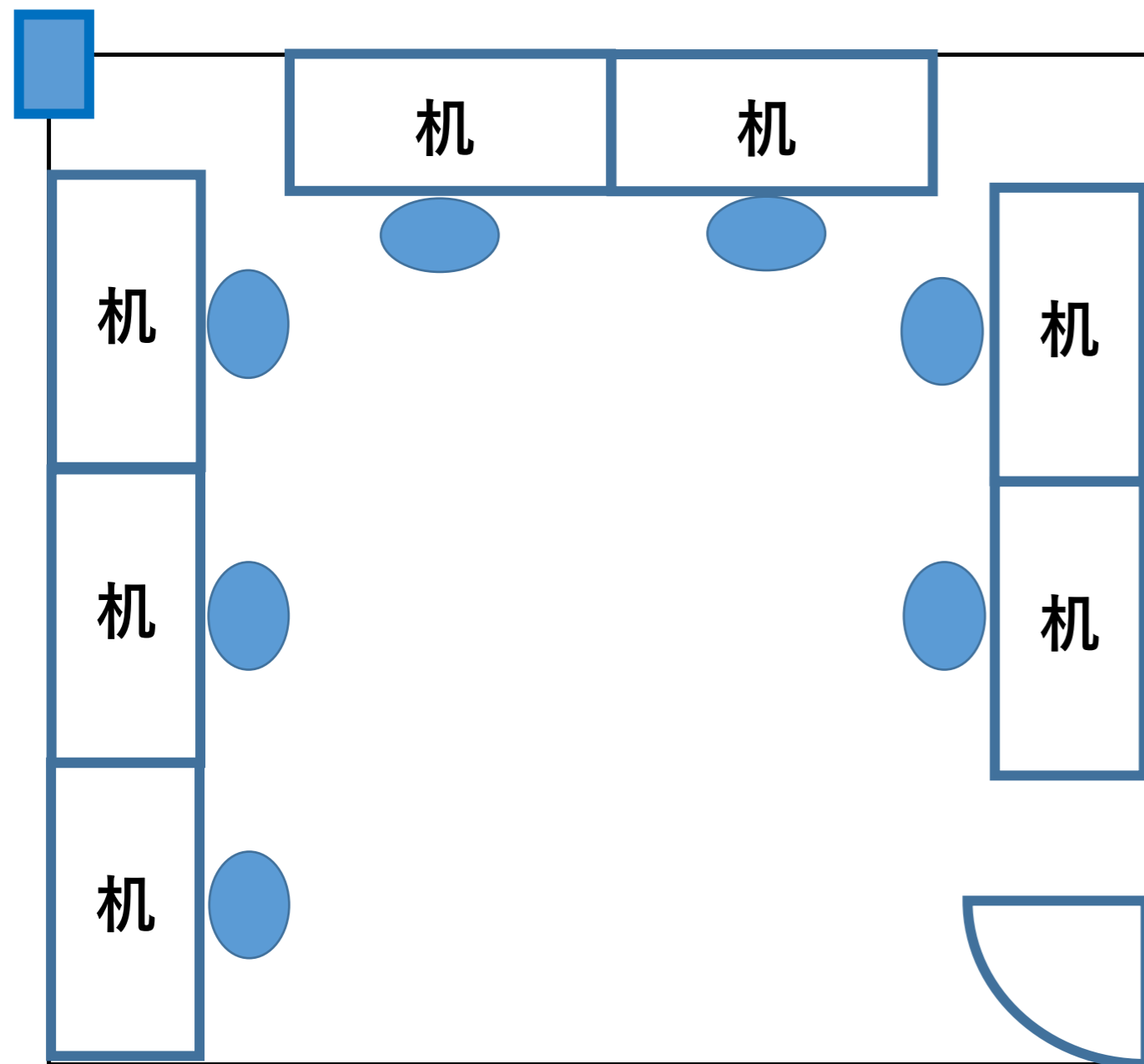
第 1 3 条 この規程の改廃は、薬学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

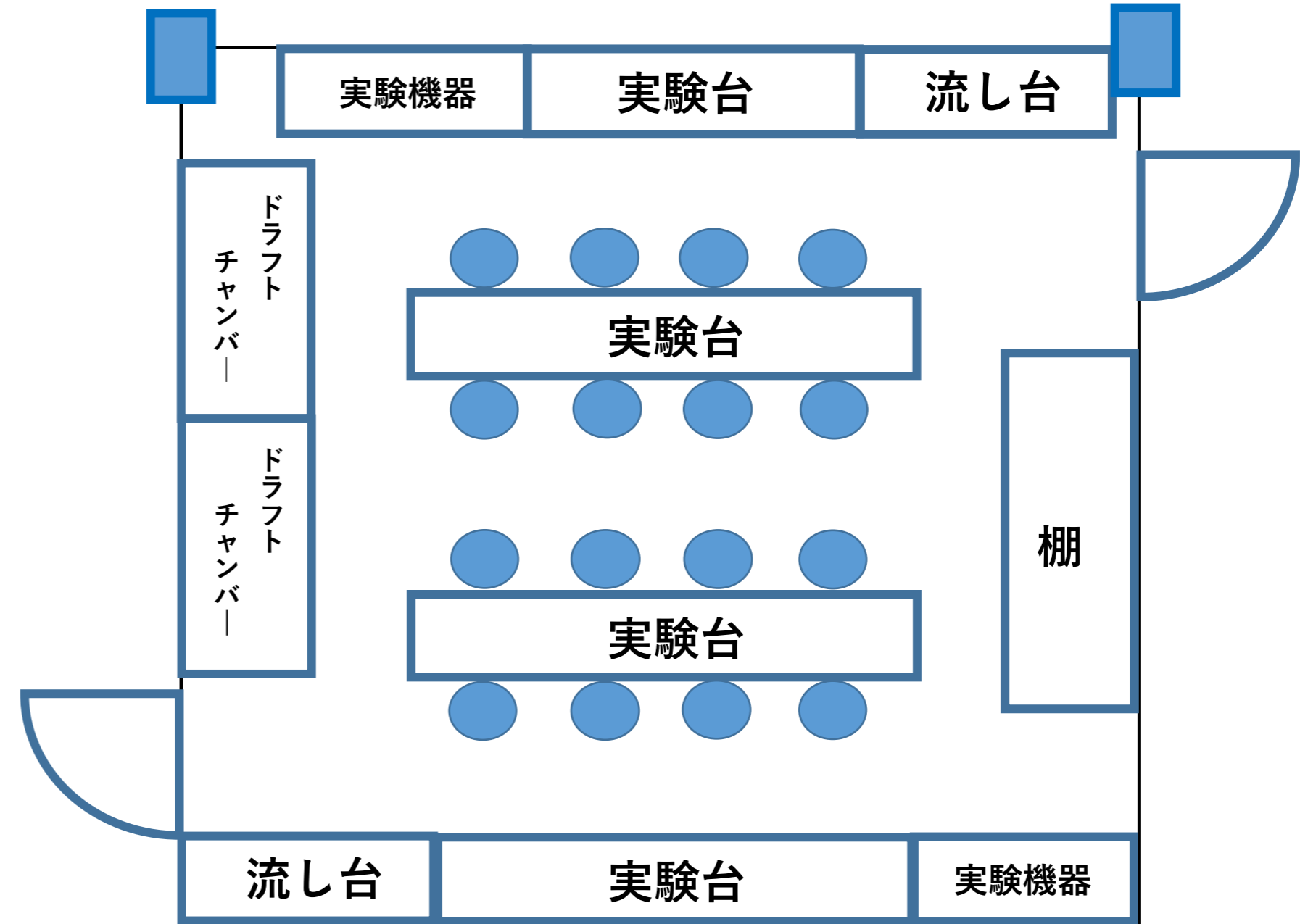
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

大学院研究室（自習室）の見取り図

大学院自習室 (31.35m²)



例： 大学院研究室 (54.00m²)



薬学専攻博士課程 前期授業時間割モデル

●必修 ▲選択必修

時限 曜日	1 限 9:00 ~ 10:30			2 限 10:40 ~ 12:10			3 限 13:00 ~ 14:30			4 限 14:40 ~ 16:10			5 限 16:20 ~ 17:50		
月	▲病態薬理学特論 II	大野・藤森・大喜多・坂口	C-3 A	▲処方解析演習	岩永・中村任・中村敏明・角山・細畑・内田	C-3 A	●薬学倫理教育特論	大桃・井上・宮崎・佐藤・長谷井	C-3 A	▲予防薬学特論 I	駒野・中村敏明・藤森・奥平・佐久間・宮本	C-3 A			
火	▲分子構造・機能解析学特論 III	福永・井上・友尾・宮本・尹・坂口・箕浦	C-3 B	▲分子構造・機能解析学特論 I	福永・井上・友尾・宮本・尹・坂口・箕浦	C-3 B	▲分子構造・機能解析学特論 II	福永・井上・友尾・宮本・尹・坂口・箕浦	C-3 B	外国文献講読					
水	▲薬学臨床特論 II	中村任・岩永・中村敏明・角山・細畑	C-3 A	▲薬効評価演習	大野・藤森・大喜多・坂口・田中智・小池・清水・前原・國澤	C-3 A	▲病態評価演習	松村人志・天満・福森・井尻・加藤・幸田・平田雅彦・山口・田中早織・近藤	C-3 A	▲病態解析学特論 I	松村人志・天満・駒野・福森・井尻・幸田・加藤	C-3 A			
木	▲創薬化学特論 III	土井・浦田・谷口・天満・宇佐美・平野・山田・和田・芝野	C-3 B	▲創薬化学特論 I	土井・浦田・谷口・天満・宇佐美・平野・山田・和田・芝野	C-3 B	▲創薬化学特論 II	土井・浦田・谷口・天満・宇佐美・平野・山田・和田・芝野	C-3 B	▲創薬化学演習	浦田・土井・谷口・宇佐美・平野・山田・和田・芝野・浅野・菊地・平田佳之・加藤巧馬・林淳祐・葉山	C-3 B			
金	●医療薬学総論	大野・浦田・松村人志・戸塚・永井・中村任・中村敏明・恩田・天満・駒野	C-3 A	▲医療評価演習	恩田・戸塚・永井・門田・本橋・内山・庄司	C-3 A	▲医療評価薬学特論 I	恩田・中村敏明	C-3 A	▲医薬品動態制御学特論 II	戸塚・永井・門田・本橋	C-3 A			

◎時間割について

- 「外国文献講読」は、各領域ごとに実施されるので、担当教員、対象学生との間で時間割を調整の上、決定する。
- 「特別研究」は、上記時間割以外で実施する。
- 「がん専門薬剤師養成コース」開講科目については、別途連絡する。

※C-3A:C棟3階セミナー室3A

※C-3B:C棟3階セミナー室3B

薬学専攻博士課程 後期授業時間割モデル

●必修 ▲選択必修

時限 曜日	1 限 9:00 ~ 10:30			2 限 10:40 ~ 12:10			3 限 13:00 ~ 14:30			4 限 14:40 ~ 16:10			5 限 16:20 ~ 17:50		
月	▲予防薬学特論 II	駒野・中村敏明・藤森・奥平・佐久間・宮本	C-3 A	●外国文献講読											
火	▲病態薬理学特論 I	大野・藤森・大喜多・坂口	C-3 A	▲病態解析学特論 II	松村人志・天満・駒野・福森・井尻・幸田・加藤	C-3 A									
水	▲医療評価薬学特論 II	恩田・中村敏明	C-3 A	▲治験・臨床試験演習	中村任・岩永・中村敏明・角山・細畑・内田	C-3 A	●(臨床連携治療演習)	中村敏明・岩永・中村任・角山・細畑・内田	C-3 A						
木	▲医薬品動態制御学特論 I	戸塚・永井・門田・本橋	C-3 A												
金	▲薬学臨床特論 I	中村任・岩永・中村敏明・角山・細畑	C-3 A	▲健康環境予防評価演習	駒野・中村敏明・奥平・佐久間・宮本・土屋・東	C-3 A									

◎時間割について

- 「外国文献講読」は、研究室ごとに実施されるので、担当教員、対象学生との間で時間割を調整の上、決定する。
- 「臨床連携治療演習」は病院を訪問して実施するため、日程は調整の上、決定する。
- 「特別研究」は、上記時間割以外で実施する。
- 「がん専門薬剤師養成コース」開講科目については、別途連絡する。

※C-3A:C棟3階セミナー室3A

薬科学専攻博士前期課程 前期授業時間割モデル

●必修 ▲選択必修

時限 曜日	1 限 9:00 ~ 10:30	2 限 10:40 ~ 12:10	3 限 13:00 ~ 14:30	4 限 14:40 ~ 16:10	5 限 16:20 ~ 17:50
月	●特別演習(外国文献講読等)	●薬学倫理教育特論 1	大桃・井上 ・宮崎・佐藤・長谷井	D-3A	
火	▲環境科学特論 藤森・駒野 ・奥平・佐久間 ・宮本・土屋	D-3A			
水	▲薬化学特論 宇佐美・浦田・平野 ・和田・藤嶽	D-3A			
木	▲構造生物学特論 友尾・尹・箕浦 ・平田雅彦	D-3A			
金	●特別演習(PBL)				

◎時間割について

- 「特別演習(外国文献講読等)」、「特別演習(PBL)」は、研究グループごと、各領域ごとに実施されるので、担当教員、対象学生との間で時間割を調整の上、決定する。
 - 「特別研究」は、上記時間割以外で実施する。
- ※D-3A : D棟3階セミナー室3A

薬科学専攻博士前期課程 後期授業時間割モデル

●必修 ▲選択必修

時限 曜日	1 限 9:00 ~ 10:30	2 限 10:40 ~ 12:10	3 限 13:00 ~ 14:30	4 限 14:40 ~ 16:10	5 限 16:20 ~ 17:50
月	▲生薬・天然物化学特論 谷口・山田・芝野・山 沖	C-3C	●特別演習(外国文献講読等)		
火	▲薬理学特論 大野・大喜多・河合	C-3C			
水	▲薬物生体機能科学特論 戸塚・永井・門田・本 橋	C-3C			
木	▲生体機能分析学特論 土井・天満・佐藤・浅 野・平田雅彦	C-3C			
金	▲生物科学特論 福永・井上晴嗣・宮本 ・坂口・藤井忍・土屋	C-3C	●領域統合型先端科 学特論 土井・浦田・福永 ・大野・谷口・藤森 ・駒野・平野・奥平・友 塚	C-3C	

◎時間割について

- 「特別演習(外国文献講読等)」は、研究グループごと、各領域ごとに実施されるので、担当教員、対象学生との間で時間割を調整の上、決定する。
 - 「特別研究」は、上記時間割以外で実施する。
- ※C-3C : C棟3階セミナー室3C

薬科学専攻博士後期課程 前期授業時間割モデル

●必修 ▲選択必修

時限 曜日	1 限 9:00 ~ 10:30		2 限 10:40 ~ 12:10		3 限 13:00 ~ 14:30		4 限 14:40 ~ 16:10		5 限 16:20 ~ 17:50	
月	●薬学倫理教育特論Ⅱ	大桃・井上・宮崎・佐藤・長谷井	C-3 B							
火	▲分子構造・機能解析学特論Ⅲ	福永・井上・友尾・宮本・尹・坂口・箕浦	C-3 B	▲分子構造・機能解析学特論Ⅰ	福永・井上・友尾・宮本・尹・坂口・箕浦	C-3 B	▲分子構造・機能解析学特論Ⅱ	福永・井上・友尾・宮本・尹・坂口・箕浦	C-3 B	
水	●特別演習Ⅲ		●特別演習Ⅰ		●特別演習Ⅱ					
木	▲創薬化学特論Ⅲ	土井・浦田・谷口・天満・宇佐美・平野・山田・和田・芝野	C-3 B	▲創薬化学特論Ⅰ	土井・浦田・谷口・天満・宇佐美・平野・山田・和田・芝野	C-3 B	▲創薬化学特論Ⅱ	土井・浦田・谷口・天満・宇佐美・平野・山田・和田・芝野	C-3 B	
金							●特別研究演習Ⅲ			

◎時間割について

- 「特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「特別研究演習Ⅲ」は、各領域ごとに実施されるので、担当教員、対象学生との間で時間割を調整の上、決定する。
- 「特別研究」は、上記時間割以外で実施する。

※C-3B:C棟3階セミナー室3B

薬科学専攻博士後期課程 後期授業時間割モデル

●必修 ▲選択必修

時限 曜日	1 限 9:00 ~ 10:30		2 限 10:40 ~ 12:10		3 限 13:00 ~ 14:30		4 限 14:40 ~ 16:10		5 限 16:20 ~ 17:50	
月	▲生命・環境科学特論Ⅰ	藤森・松村人志・大野・戸塚・永井・天満・駒野・奥平・佐久間・加藤	C-3B	▲生命・環境科学特論Ⅱ	藤森・松村人志・大野・戸塚・永井・天満・駒野・奥平・佐久間・加藤	C-3B	▲生命・環境科学特論Ⅲ	藤森・松村人志・大野・戸塚・永井・天満・駒野・奥平・佐久間・加藤	C-3B	
火										
水	●特別研究演習Ⅱ		●特別研究演習Ⅰ							
木										
金										

◎時間割について

- 「特別研究演習Ⅰ、Ⅱ」は、各領域ごとに実施されるので、担当教員、対象学生との間で時間割を調整の上、決定する。
- 「特別研究」は、上記時間割以外で実施する。

※C-3B : C棟3階セミナー室3B

基礎となる学部と設置する大学院薬学研究科薬学専攻における教育研究領域との繋がり

薬学部 教育研究組織

薬学臨床領域
臨床薬学教育研究センター
社会薬学・薬局管理学研究室
薬剤学研究室
製剤設計学研究室

医療薬学領域
病態分子薬理学研究室
薬品作用解析学研究室
病態生化学研究室
循環病態治療学研究室
薬物治療学研究室
薬物治療学Ⅱ研究室
生体分析学研究室

生物・予防薬学領域
衛生化学研究室
感染制御学研究室
生体機能解析学研究室
生化学研究室
薬品物理化学研究室

創薬化学領域
医薬分子化学研究室
機能分子創製化学研究室
分子構造化学研究室
有機薬化学研究室
生薬科学研究室

薬学教育領域
薬学教育研究センター
生涯学習センター

総合科学系領域
言語文化学グループ
自然学グループ
人間文化学グループ
環境医療学グループ

大学院薬学研究科 薬学専攻博士課程

薬学臨床領域
薬学臨床分野 医療現場と連携の下、医薬品とその機能研究の立場から、医薬品の基礎から臨床への導入と適正使用を推進し、安全・合理的な薬物治療、すなわち「予測・予防の医療を目指したトランスレーショナルリサーチ」を行うことを目的とする。
医療評価薬学分野 セルフメディケーションを含む治療が行われる医療環境及び医療状況を解析し、質的、経済的又は社会的に良好な医療が行われる環境モデルの構築を行う。さらに、薬剤師によるファーマシューティカル・ケアに資する環境条件の提案とその実践効果を検証する。
医薬品動態制御学分野 薬物療法の最適化、個別化に資することを目的として、薬物動態の精確な把握、予測、制御、さらにはその動態特性を踏まえた適切な剤形設計を目指し、臨床現場と医薬品開発とのトランスレーショナルリサーチを行う。

医療薬学領域
病態薬理学分野 新規化合物や既存生分の薬理作用の解析を通して、新たな薬物治療法の確立を目的とした創薬・薬理研究を行い、高度な専門知識と技能を有する臨床薬剤師を育成する。
病態解析学分野 医療現場と連携の下、患者研究の立場から、患者の病態を解析し、これに基づいた安全・合理的な薬物治療を目的として研究を行い、これによって明らかにできた新規の病態像の解析を行う。さらに、医薬品の副作用・相互採用等の医療情報に基づき、その原因となる生体反応を解析することによって、医薬品の適正使用と安全生の確保に貢献する。

生物・予防薬学領域
感染症、がん、あるいは生活習慣病等の発症の仕組みを研究するとともに、これらの発症の予防に関して薬学的視点から研究を行うことによって、健康の維持・増進を図る。これらの研究により、化学物質による環境汚染や生体に及ぼす影響を的確に評価し、微生物や環境化学物質がもたらす影響を予測するとともに、生活環境の保全並びに地球環境の保護を視野に入れた、健康の化学の発展に貢献することができる有為な人材を育成する。また、食品や食品添加物等の食品関連物質の効果及び有効性を研究するとともに、これらが医薬品と相互作用を起こすことよってもたらされる影響について研究し、予測することをもって、われわれを取り巻く環境物質についてのレギュラトリーサイエンスの発展に貢献する。

創薬化学領域
有機・天然物構造化学を基盤とした機能分子の創製を通じ、臨床現場で必要とされる治療薬、診断薬の開発に発展させていくことを目的とした領域となり、本専攻では他の領域と協調して実施する臨床からのフィードバックを受けたトランスレーショナルリサーチの基礎的な部分を担うこととなる。このことにより、基礎薬学の素養をもった臨床薬剤師の養成、あるいは臨床マインドを持つ薬学研究者の養成に繋げていく。

全ての領域に薬学倫理教育を実施



基礎となる学部と設置する大学院薬学研究科薬科学専攻における教育研究領域との繋がり

薬学部 教育研究組織

創薬化学領域
分子構造化学研究室
有機薬化学研究室
生薬科学研究室
機能分子創製化学研究室
医薬分子化学研究室

生物・予防薬学領域
薬品物理化学研究室
生化学研究室
生体機能解析学研究室
衛生化学研究室
感染制御学研究室

医療薬学領域
病態生化学研究室
病態分子薬理学研究室
薬品作用解析学研究室
循環病態治療学研究室
薬物治療学研究室
薬物治療学Ⅱ研究室
生体分析学研究室

薬学臨床領域
薬剤学研究室
製剤設計学研究室
臨床薬学教育研究センター
社会薬学・薬局管理学研究室

薬学教育領域
薬学教育研究センター
生涯学習センター

総合科学系領域
言語文化学グループ
自然学グループ
人間文化学グループ
環境医療学グループ

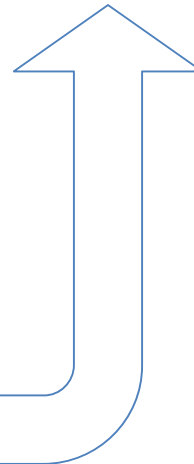
大学院薬学研究科 薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程

創薬化学領域
有機・天然物構造化学を基盤として新しい医療が求める機能分子の創製からひいては治療薬、診断薬の開発に取り組む研究者の育成を目指す。

分子構造・機能解析学領域
生体構成成分の構造と機能及びその機能発現機構を分子レベルで解析・解明するとともに、その機構の制御・修飾を標的とした疾病の治療・診断のための創薬研究に取り組む研究者の育成を目指す。

生命・環境科学領域
動物レベルにおける細胞及び生体機能解析に基づく疾病の発症機構の解析・解明を目的とし、これを通して治療薬の開発を目指すとともに、環境と生命との係わりに取り組む研究者の育成を目指す。

全ての領域に薬学倫理教育を実施



神戸市立医療センター中央市民病院と大阪薬科大学の連携協力に関する協定書

神戸市立医療センター中央市民病院と大阪薬科大学は、両者の協力により、下記目的の実現を図るため、以下のとおり連携協力に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、教育・研究・医療に関わる交流や情報交換・相互の施設利用を促進し、相互の事業の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 第1条の目的のために、以下の事項により連携協力を図るものとする。

- (1) 神戸市立医療センター中央市民病院講師による大阪薬科大学学生に対する講演又は講義
- (2) 実習生の受け入れ
- (3) 新たな共同事業の推進
- (4) その他連携協力に必要な事項

（契約等）

第3条 前条に関し、具体的に実施内容、費用等を定める必要がある場合は、両者協議の上、別途個別の契約等によりこれを取り決めるものとする。

（進捗確認等）

第4条 本協定の目的を遂行するため、両者により定期的に具体策の検討及び進捗状況の確認等を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結後3年間とする。ただし、有効期間満了の90日前までに相手方から書面による通知がない限り、3年毎に自動的に更新するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両機関長署名の上、双方各1通を保有する。

2016年4月 / 日

神戸市立医療センター中央市民病院
病院長

大阪薬科大学
学長

坂田隆造

波田幹夫

(坂田 隆造)

(波田 幹夫)

高槻赤十字病院と大阪薬科大学との学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 高槻赤十字病院（以下「甲」という。）と大阪薬科大学（以下「乙」という。）は、教育・研究活動および医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や医療技術等の一層の進展と地域ならびに国際社会の発展に資することを目的として、学術交流に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・研究・診療に関する相互支援に関すること
- (2) 大学院学生・学部学生の交流に関すること
- (3) 職員の相互交流に関すること
- (4) 社会貢献に関すること
- (5) 学術会議の共同開催に関すること
- (6) 薬剤師のキャリアアップのための教育に関すること
- (7) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より5年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに相手方から書面による通知がない限り、5年毎に自動的に更新するものとする。

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

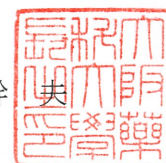
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2018年6月6日

高槻市阿武野1丁目1番1号
高槻赤十字病院 院長 古川 福



高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学 学長 政田 幹



国立病院機構大阪医療センターと大阪薬科大学との学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 国立病院機構大阪医療センター（以下「甲」という。）と大阪薬科大学（以下「乙」という。）は、教育・研究活動および医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や医療技術等の一層の進展と地域ならびに国際社会の発展に資することを目的として、学術交流に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・研究・診療に関する相互支援に関すること
- (2) 大学院学生・学部学生・看護学生の相互交流に関すること
- (3) 教職員の相互交流に関すること
- (4) 社会貢献に関すること
- (5) 学術会議の共同開催に関すること
- (6) 薬剤師のキャリアアップのための教育に関すること
- (7) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より5年間とする。有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(附則)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2018年6月1日

大阪市中央区法円坂2丁目1番14号

国立病院機構大阪医療センター院長 是恒 之宏



高槻市奈佐原4丁目20番1号

大阪薬科大学 学長 政田 幹夫



大阪薬科大学大学院薬学研究科と大阪大学大学院医学系研究科（保健学専攻）との間における
特別研究学生交流協定書

大阪薬科大学大学院薬学研究科と大阪大学大学院医学系研究科（保健学専攻とは、両研究科間の交流と協力を推進し、教育研究の充実を図るため、学生が相互に必要な研究指導を受けることを認めることに合意したので、この協定を締結し、次のように実施する。

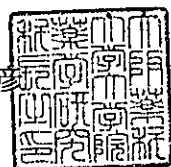
1. それぞれの研究科が教育上有益と認めたときは、学生は相手校の指導教員のもとで特別研究学生（以下「特別研究学生等」という。）として、所要の研究指導を受けることができる。
なお、学生の身分については、受入れ大学の定めるところによる。
2. 特別研究学生等の受入れの時期は、学年の始めとし、在学期間は1年以内とする。ただし、両研究科で協議のうえ、別途定めたときはこの限りでない。
なお、博士後期課程の学生については、研究上必要な事情があれば、期間の延長を申請することができる。
3. 特別研究学生等の検定料（入学考査料）、入学料及び授業料は、徴収しないものとする。
4. 受入れ側の研究科長は、各学年末までに、相手研究科長あて研究指導報告を行うものとする。
5. その他の事項は、「大阪大学大学院医学系研究科（保健学専攻）と大阪薬科大学大学院薬学研究科との間における特別研究学生交流協定書に係る覚書」に定める。
6. この協定は、平成23年10月1日から1年間の効力を有するものとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までにいずれか一方の研究科より本協定を終了させる旨の申し出がない場合には、本協定書は同一条件をもってさらに1年間自動継続するものとし、それ以降も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

平成23年 10月 1 日

大阪薬科大学大学院薬学研究科長

千熊正



大阪大学大学院医学系研究科長

米田悦啓



大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程（案）

（令和3年4月1日施行）

（趣 旨）

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第7条第4項に基づき、大阪医科薬科大学大学院薬学研究科（以下、「薬学研究科」という。）における長期履修に関し、必要な事項を定める。

（対象専攻課程）

第2条 長期履修を申請することができる専攻課程は、薬学研究科薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程とする。

（対象者）

第3条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 有職者又は有職予定者（パートタイム労働者は不可）
 - (2) 育児又は介護等の事情を有する者
 - (3) その他、研究科長が相当と認めた者
- 2 前項第3号については、学位論文の基礎となる報文の掲載証明の取得遅れ等を事由にする場合を除く。

（期 間）

第4条 長期履修期間は、大学院学則第7条第2項に定める標準修業年限に2年を加え、薬学専攻博士課程は6年まで、薬科学専攻博士後期課程は5年までとする。

- 2 在学年限については、長期履修の適用にかかわらず、大学院学則第7条第5項第2号による。
- 3 長期履修をする学生は、大学院学則第7条第2項ただし書きに定める修学年限の特例の適用を受けることはできない。

（申請及び辞退）

第5条 長期履修を希望する者又は許可後に辞退を希望する者は、別表に基づき、必要書類を提出しなければならない。

- 2 前項の提出は、指導教員（予定者を含む。）を経て行わなければならない。

（許 可）

第6条 長期履修の許可は、前条の申請後、薬学研究科大学院委員会が審査を行い、薬学研究科教授会の議を経て学長が行う。

（履 修）

第7条 長期履修適用者は、指導教員の指示の下で計画的に履修を行わなければならない。

(学費等)

第8条 長期履修適用者の学費は、標準修業年限の期間（薬学専攻博士課程は4年間、薬科学専攻博士後期課程は3年間）については大学院学則第28条に基づくものとし、標準修業年限を超過する期間（薬学専攻博士課程は5年目及び6年目、薬科学専攻博士後期課程は4年目及び5年目）については免除する。

2 長期履修適用者は、TA、RA、及び本学の奨学金制度に応募することはできない。

(雑則)

第9条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項等は、必要に応じて薬学研究科教授会の議を経て、学長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 長期履修の申請に必要な書類及び提出時期等

必要書類	第3条第1項第1号該当者 (1) 長期履修申請書（様式1） (2) 在職（就業）証明書（職業を有することが確認できる書類。有職予定者については採用内定通知書をもって代えることができる。入学試験出願時においては受験承諾書をもって代えることができる。） (3) その他必要と認める書類
	第3条第1項第2号該当者 (1) 長期履修申請書（様式1） (2) 次のうち該当する書類 ア 母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類 イ 介護認定書あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書及び住民票等の被介護者との関係がわかる書類
	第3条第1項第3号該当者 相当と認めるための当該事由を明らかにすることができる公的機関等の証明書
	第5条第1項に定める辞退希望者 長期履修辞退願（様式2）

提出時期	入学生 大学院入学時の4月末日まで 在学生 (1) 薬学専攻博士課程：第3学年在籍時の12月の薬学研究科教授会が定める時期 (2) 薬科学専攻博士後期課程：第2学年在籍時の12月の薬学研究科教授会が定める時期
提出先	教務課

様式 1

長期履修申請書			
		令和	年
		月	日
大阪医科薬科大学学長 殿			
		住所	
		氏名	印
「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程」第3条第1項 第(1・2・3)号に基づき長期履修を申請いたします。			
		指導教員	印

様式 2

長期履修辞退願			
		令和	年
		月	日
大阪医科薬科大学学長 殿			
		住所	
		氏名	印
「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程」第5条第1項 に基づき長期履修の辞退を願い出ます。			
		指導教員	印

大学院薬学研究科進学意向調査（社会人）集計表

Q1. 現在の勤務先

	合計	病院・診療所	薬局・ ドラッグストア	製薬業	官公庁等 公的機関	その他
実数	70	7	41	5	3	14
%	100.0%	10.0%	58.6%	7.1%	4.3%	20.0%

Q2. 現在の職種

	合計	薬剤師	MR(医薬品情報担 当)	研究開発担当者	薬務行政担当者	その他
実数	70	50	1	2	2	15
%	100.0%	71.4%	1.4%	2.9%	2.9%	21.4%

Q3-①. 薬科学専攻博士課程後期課程(3年制)の特徴に魅力を感じますか

評価	有効回答 件数	魅力を感じる				まったく魅 力を感じな い
		とても魅力を感じ る	魅力を感じる	すこし魅力を感じ る		
実数	69	66	14	28	24	3
%	100.0%	95.7%	20.3%	40.6%	34.8%	4.3%

Q4. 薬科学専攻博士課程後期課程(3年制)を受験したいと思いますか

評価	有効回答 件数	受験したい	検討したい	受験したいと思わ ない
実数	40	12	17	11
%	100.0%	30.0%	42.5%	27.5%

Q5. 薬科学専攻博士課程後期課程(3年制)に入学したいと思いますか

評価	有効回答 件数	入学したい	検討したい	入学したいと思わ ない
実数	30	22	7	1
%	100.0%	73.3%	23.3%	3.3%

大学院薬学研究科進学意向調査（社会人）集計表

Q3-②. 薬学専攻博士課程(4年制)の特徴に魅力を感じますか

評価	有効回答 件数	魅力を感じる			まったく魅 力を感 じな い	
		魅力を感じる	とても魅力を感じ る	魅力を感じる		すこし魅力を感じ る
実数	41	40	15	12	13	1
%	100.0%	97.6%	36.6%	29.3%	31.7%	2.4%

Q6. 薬学専攻博士課程(4年制)を受験したいと思いますか

評価	有効回答 件数	受験したい	検討したい	受験したいと思わ ない
実数	67	17	33	17
%	100.0%	25.4%	49.3%	25.4%

Q7. 薬学専攻博士課程(4年制)に入学したいと思いますか

評価	有効回答 件数	入学したい	検討したい	入学したいと思わ ない
実数	50	29	21	0
%	100.0%	58.0%	42.0%	0.0%

大阪医科薬科大学薬学部／大学院薬学研究科 自己点検・評価委員会規程(案)

(令和3年4月1日施行)

(目的)

第1条 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）の薬学部及び薬学研究科（以下、「薬学部等」という。）に、自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、薬学部等の教育研究水準の向上を図り、薬学部等の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等に関する以下の事項について自己点検・評価を実施し、薬学部等の内部質保証を推進するとともに、もって本学における内部質保証の推進に寄与するものとする。

- (1) 全学内部質保証推進組織からの要請等に関すること
 - (2) 薬学部等の理念・目的の策定及び検証に関すること
 - (3) 薬学部等のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシー（以下、「3ポリシー」という。）の策定及び検証に関すること
 - (4) 3ポリシーに基づく薬学部等の学習成果、教育課程及び入学者選抜の成果の検証に関すること
 - (5) 薬学部等の教育研究組織、教員組織、学生支援、教育研究環境、社会連携・社会貢献の方針の策定及び検証に関すること
 - (6) 薬学教育第三者評価（分野別評価）の受審に関すること
 - (7) 機関別認証評価及びその他内部質保証に関すること
- 2 委員会は、前項各号に定める方針の策定及び検証等の実施にあたり、薬学部等におけるその他関連委員会等に対して事前検証等を行わせることができる。
- 3 委員会で実施した自己点検・評価結果、この結果に基づき策定する改善計画等については、全学的内部質保証推進組織に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 薬学部長
- (2) 教務部長、学生部長及びキャリアサポート部長
- (3) カリキュラム委員長
- (4) 入試委員長及びアドミッション・オフィス長
- (5) 研究委員長及び図書館長
- (6) IR室長
- (7) 事務局長
- (8) 総務課長及び教務課長
- (9) 学長が指名する教員 若干名
- (10) 事務局長が指名する事務職員 若干名

- 2 前項各号に定める委員のほか、薬学部等における内部質保証の取組みについて、客観的視点を取り入れるため、薬学部長が必要と認めた場合は、学外からの有識者等を委員として委嘱することができる。
- 3 委員は、薬学部長が委嘱する。
- 4 第1項第9号及び第10号並びに第2項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で委員が交替した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、薬学部長をもって充てる。
- 6 委員会に副委員長を置くことができ、委員の中から薬学部長が指名するものとする。副委員長は、薬学部長に事故等ある場合、委員長の職務を代行する。

(運 営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、原則として毎月開催する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 前項にかかわらず、学長はオブザーバーとして委員会に出席することができる。

(専門部会)

第6条 委員会に薬学部等の専門的な事項を調査検討するため、必要に応じて専門部会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事 務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課及び教務課で行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、薬学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

大阪医科薬科大学薬学部／大学院薬学研究科 F D委員会規程（案）

（令和3年4月1日施行）

（設置及び目的）

第1条 大阪医科薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科における教員の教育活動の向上・能力開発に関して検討を行い、その質的充実に資することを目的とし、教育方法の研究・工夫を積極的に推進するため、F D委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（任 務）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の推進を図ることを任務とする。

- （1）学部・大学院教育の活動改善の方策に関する事項
- （2）F Dフォーラム、研修会等の開催・参加に関する事項
- （3）ピア・レビューを含む教員の教授活動相互研鑽に関する事項
- （4）学生による授業評価の実施に関する事項
- （5）その他F Dの推進に関すること

（構 成）

第3条 委員会は委員長並びに委員及び事務職員から構成される。

- 2 前項の委員長及び委員等は、薬学部長がこれを委嘱する。
- 3 副委員長は、委員のうちから、委員会の同意を得て、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の開催は委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の決定事項について、薬学部長の承認をもって実行するものとする。ただし、その内容によっては、薬学部長の判断により必要に応じて薬学部教授会の議を経て、学長の承認を受けるものとする。

（事 務）

第6条 委員会の事務は、教務課が行い、必要に応じて関係部署がこれに協力するものとする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、薬学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

FD実施状況一覧(2018・2019年度分)

	2018年度	2019年度
公開授業	4～7月 「アカデミックスキル」 12月 「医療と法」	11月 「分析化学1」 11月 「数学2」
公開授業研究会	実施見送り	3月実施（新型コロナウイルスの影響で実施見送り）
研修会	8月 教育業務研修会 「IPEからIPWへの展開―千葉大学亥鼻IPEを例として―」 (千葉大学 石井伊都子氏) 他 9月 研究業務研修会 「大薬がんプロ教育講演会」 (奈良先端科学技術大学院大学 石田 靖雅氏) 10月 無線LANを利用したアクティブラーニングの説明会 (佐藤委員) 11月 シラバス作成に関する説明会（教務部主催） 12月 研究業務研修会 「薬学トップランナー研究講演会」 (東京医科歯科大学 武部貴則氏)	8月 FD&SD研修 教育業務研修会 「九州大学時代や国際医療福祉大学でのIPEの具体例」 (国際医療福祉大学 吉田素文氏) 9月 大薬がんプロ教育講演会2019（FD研究業務研修会） 「CAR-T細胞療法の最前線～基礎研究から臨床応用へ～」 (大阪大学大学院医学系研究科 癌幹細胞制御学寄付講座准教授 保山直毅先生) 11月 ICTを活用した教育に関する説明会 *教務部委員会・FD委員会共催 11月 シラバス作成に関する説明会 *教務部委員会・FD委員会共催 12月 第3回 薬学トップランナー研究講演会 「ファースト・イン・クラスのMEK 阻害剤トラメチニブの発見」 (京都府立医科大学名誉教授 創薬センターセンター長 大学院医学研究科創薬医学 特任教授 酒井敏行 先生)
授業アンケート	学内専用ホームページへアンケート結果公開	学内専用ホームページへアンケート結果公開 「レスポンスによる授業手法改善のためのアンケート」のトライアル実施 ・分析化学2 ・応用分析学 ・生物学 ・生物無機化学
学生FD委員会	3月 第1回教員学生合同FD委員会	3月 第1回教員学生合同FD委員会（新型コロナウイルスの影響で実施見送り）
ティーチング・ポートフォリオ	—	導入初年度

学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針

(平成28年8月9日施行)

この基本方針は、学校法人大阪医科薬科大学が設置する大学、学校及び病院等（以下、「大学等」という。）に所属する職員を対象にスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施するための基本的事項を定めるものである。

1. SDとは、教育研究、診療活動（以下、「教育活動等」という。）の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（別に実施するファカルティ・ディベロップメント（FD）に関するものを除く。）を言い、その対象は、事務職員のほか教授等の教員や学長等の大学等執行部、技術職員等とする。
2. SDは、以下の内容について実施するものとする。
 - (1) 学校法人の組織のあり方に関すること。
 - (2) 各大学が定めるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシーに基づく各種取組に係る自己点検・評価と内部質保証に関すること。
 - (3) 教育活動等におけるマネジメントに関わる専門的職員の育成に関すること。
 - (4) 大学改革、医療制度改革に関すること。
 - (5) 学生の厚生補導に関すること。
 - (6) 業務領域の知見の獲得を目的とすること（総務、財務、人事、企画、教務、研究、医事等）。
 - (7) その他、法人及び大学等の運営に関すること。
3. SDは、大学等の組織ごとに計画的に実施するほか、組織連携での実施や各組織内の部署単位での実施を可能とする。また、関連団体等が実施するセミナー等を活用することができるものとする。
4. 大学等の長は、SD活動の推進に積極的に取組むとともに、毎年1月末日までに次年度に行うSDの実施計画を立てて理事長に報告し、了承を得なければならない。ただし、関連団体等が実施するセミナー等に係るものについては、その都度、理事長に了承を求めることができるものとする。
5. 理事長は、各組織のSD実施計画のうち、共同実施が好ましいものについて調整する

ほか、法人全体として実施する必要があるものについて企画、実施することができるものとする。

附 則

この基本方針は、平成28年8月9日から施行する。

大阪薬科大学SD基本計画
(平成31年度計画)

学校法人大阪医科薬科大学

1) 「職員研修に関する基本方針」について

学校法人大阪医科薬科大学では、「大学設置基準等の一部を改正する省令(平成29年4月1日施行)」を踏まえた「学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針」を策定している。本学においても職員の能力向上を目指し、本学の基本計画に基づくSDを平成28年度より実施している。

【平成31年度 大阪薬科大学SD基本計画の方針と基本的事項】

<方針>

今後、さらに法人、本学において、多様な雇用形態による職員の増大が予想され、リカレント教育の場として社会から大学への期待も大きくなる中で、ますます個々の人的資本の蓄積が重要になると予想される。職員の職能の多様化と高度化は、法人の発展だけではなく、ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係を築く上でも必須で、そのための人材育成は欠くことができない。限られた人的資源管理を適切に行うためにも、前年度の検討事項を踏まえ、引き続き下記について注力していく。

- 1) 学外研修の積極的な参画
- 2) e-ラーニングの推進
- 3) 法人内及び他大学との共同開催研修の充実
- 4) 執行部層など、階層上位の者への研修の実施
- 5) 研修実施による効果測定方法の検討

<基本的事項>

1. SDとは、教育研究、診療活動(以下、「教育活動等」という。)の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(別に実施するファカルティ・ディベロップメント(FD)に関するものを除く。)を言い、その対象は、事務職員のほか教授等の教員や学長等の大学執行部、医療技術職員等とする。
2. SDは、以下の内容について実施するものとする。
 - (1) 学校法人の組織のあり方に関すること
 - (2) 各大学が定めるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシーに基づく各種取組に係る自己点検・評価と内部質保証に関すること
 - (3) 教育研究診療におけるマネジメントに関わる専門的職員の育成に関すること
 - (4) 大学改革、医療制度改革に関すること
 - (5) 学生の厚生補導に関すること
 - (6) 業務領域の知見の獲得を目的とすること(総務、財務、人事、企画、教務、研究、医事等)
 - (7) その他、法人及び大学の運営に関すること
3. SDは、大学、学校及び病院等の組織ごとに計画的に実施するほか、組織連携での実施や各組織内の部署単位での実施を可能とする。また、関連団体等が実施するセミナー等を活用することができるものとする。
4. 大学、学校及び病院等の長は、SD活動の推進に積極的に取り組むとともに、毎年1月末日までに次年度に行うSDの実施計画を立てて理事長に報告し、了承を得なければならない。ただし、関連団体等が実施するセミナー等に係るものについては、その都度、理事長に了承を求めることができるものとする。
5. 理事長は、各組織のSD実施計画のうち、共同実施が好ましいものについて調整するほか、法人全体として実施する必要があるものについて企画、実施することができるものとする。

2) 大阪薬科大学の実施計画

① 各階層の研修対象者

A	執行部層（学長、教務部長、学生部長、キャリアサポート部長）
B	教員（教授）
C	教員（教授以外）
D	事務職員 管理職（事務局長、事務局次長、課長）
E	事務職員、医療職員、技術職員、技能職員（上記以外）

② 年間計画

No		研修名等	対象者	担当	実施計画スケジュール（月）															
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	階層別研修	新入職員研修（フォロー研修）	新入職員	総務課	→															
2		事務局管理職 SD 会議	D	医・企画課														→		
3	テーマ別研修	コンプライアンス研修	A、B、C、D、E	総務課																
4		メンタルヘルスケア研修		医・人事企画研修課														→		
5		人権研修		学生課																
6		学校法人大阪医科薬科大学職員研修に関する基本方針に係る研修 ① 組織のあり方 ② 各大学が定めるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシーに基づく各種取組に係る自己点検・評価と内部質保証 ③ 教育活動等におけるマネジメントに関わる専門的職員の育成 ④ 大学改革、医療制度改革 ⑤ 学生の厚生補導 ⑥ 業務領域の知見の獲得 ⑦ 専門的職員の育成 SD ⑧ その他、法人及び大学等の運営	A、B、C、D、E	①③⑥⑦ 総務課																
				医・人事企画研修課、企画課																
	②総務課 医・学務部																			
	④総務課 医・学務部、病院事務部																			
	⑤総務課 学生課																			
	⑥総務課 学生課																			
	⑦総務課 学生課																			
	⑧総務課 医・総務部																			
7	全学的研修	F&SD「教育研究集会」等	A、B、C、D、E	医・学務部 臨床教育・研究支援課			→													
8		他	A、B、C、D、E															→		
9	所属別研修	学部の SD 活動	B、C	総務課 臨床教育・研究支援課				→												
10	学外研修	日本私立大学連盟会議	A	医・総務課														→		
11		日本私立大学連盟研修会	A、B、C、D、E	総務課														→		
12		大学コンソーシアムでのSD研修会（大阪、京都）	A、B、C、D、E	医・人事企画研修課														→		
13		他大学のSD公開講座への参加	A、B、C、D、E	医・人事企画研修課														→		
14		SMBC ビジネスセミナー	A、B、C、D、E	医・人事企画研修課														→		
15		自己啓発（e-ラーニング）	A、B、C、D、E	医・人事企画研修課														→		

※上表のほか、大阪医科大学 SD 基本計画に基づき実施される研修のうち、共同実施できる研修に参加する。

大阪医科大学、大阪薬科大学

平成31（令和元）年度 SD 実施状況一覧

区分	企画部署	実施日	内容（研修名・実施テーマ等）	主な対象者	参加者数
階層別研修	大阪医科大学 人事企画研修課	4月2日	新入職員基本研修	4月入職新卒者	171名
		5月15日	若手職員フォロー研修	新卒入職後5年目の事務職員等	14名
		7月22日、 7月24日	管理職対象研修	課長代理級・看護師長・看護主任以上の者	80名
		10月16日	新入事務職員フォロー研修	4月入職新卒者	6名
		1月21日	昇格者・新任評価者研修	2019年度管理職・監督職昇格者	32名
		11月23日～ 11月24日	日本私立大学連盟「ヒューマン・リソース・マネジメント研修」(学外)	課長・課長代理級	1名
テーマ別研修	大阪薬科大学 人権委員会	8月28日	大学に求められる性的指向と性自認の多様性への配慮	全教職員	69名
	大阪医科大学 人事企画研修課	6月12日	ロジカルシンキング研修	入職2～4年目事務職員	40名
		9月18日	問題解決研修	入職2～4年目事務職員	43名
		9月30日	障がい者雇用研修	全教職員	42名
全学的研修	大阪医科大学 人事企画研修課	5月1日～ 3月31日	日本私立大学連盟「オンデマンド研修」(WEB受講)	全教職員	20名
	大阪医科大学 研究支援センター	11月20日	研究活動に対する本学の取組姿勢	全教職員	212名
所属別研修	大阪薬科大学 総務課	7月24日	薬学教育に活かすためのアンガーマネジメント	大阪薬大の教職員	56名
	大阪薬科大学 FD委員会	8月29日	九州大学および国際医療福祉大学におけるIPE	大阪薬大の教職員	59名
	大阪薬科大学 総務課	9月10日	関西三薬科大学合同SD(大学が直面している問題について考える)	大阪薬大の事務職員	30名
	大阪薬科大学 総務課	9月24日～ 9月27日	DVD「みんなで考えるLGBTs」上映会	大阪薬大の教職員	39名

区分	企画部署	実施日	内容（研修名・実施テーマ等）	主な対象者	参加者数
所属別 研修	大阪薬科大学総務課	2月26日	学生の厚生補導	大阪薬大の教職員	33名
	大阪医科大学 人事企画研修課	4月2日～ 4月11日	新入事務職員導入研修	大阪医大の4月入職新卒 事務職員	8名
	大阪医科大学 中山国際医学医療交 流センター	4月26日	アジアにおける医学教育と研究の 展開	大阪医大の教員	79名
	大阪医科大学研究拠 点育成奨励事業	6月14日	医学部における国際バカロレア入 試の活用	大阪医大の教員	56名
	大阪医科大学 医学教育センター、看 護学教育センター	7月16日	多職種連携教育とシミュレーショ ン教育法	大阪医大の教員	41名
		9月9日	シミュレーションを用いた多職種 連携教育	大阪医大の教員	25名
	大阪医科大学 看護学教育センター	8月28日	教育の質向上のためのティーチン グ・ポートフォリオ	大阪医大の教員	66名
		12月23日			37名
大阪医科大学学務課	12月11日	FD&SD 教育研究集会	大阪医大の教員、学生	144名	